

令和4年第1回定例会

# 西川町議会会議録

令和4年 3月2日 開会

令和4年 3月11日 閉会

西川町議会

令和四年

第一回〔三月〕定例会

西川町議会議録

令和四年

第一回〔三月〕定例会

西川町議会議録

## 令和4年第1回西川町議会定例会会議録目次

### 第 1 号（3月2日）

○議事日程	1
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○議会諸報告	5
○行政報告	6
○議案の上程	11
○施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明	11
○人事案の審議・採決	30
○予算特別委員会の設置及び委員会付託	31
○散会の宣告	31

### 第 2 号（3月3日）

○議事日程	33
○出席議員	34
○欠席議員	34
○説明のため出席した者	34
○事務局職員出席者	34
○開議の宣告	35
○一般質問	35
荒木俊夫議員	35
佐藤仁議員	52

菅野邦比克議員	68
佐藤耕二議員	82
○散会の宣告	98

第 3 号 (3月4日)

○議事日程	99
○出席議員	100
○欠席議員	100
○説明のため出席した者	100
○事務局職員出席者	100
○開議の宣告	101
○一般質問	101
佐藤光康議員	101
佐藤幸吉議員	117
○散会の宣告	133

第 4 号 (3月11日)

○議事日程	135
○出席議員	137
○欠席議員	137
○説明のため出席した者	137
○事務局職員出席者	137
○開議の宣告	138
○日程の追加	138
○議案の審議・採決	138
○予算特別委員会審査報告書の提出	182
○予算案の審議・採決	184
○議員派遣について	187
○閉会中の継続調査申出	188
○決議について	188

○閉議・閉会の宣告	189
○署名議員	191

令和 4 年 3 月 2 日

## 令和4年第1回西川町議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和4年3月2日(水) 午前9時30分開会・開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会諸報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案の上程
  - 同意第1号 西川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - 同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
  - 議第 2号 西川町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の設定について
  - 議第 3号 西村山広域行政事務組合と西川町との事務委託に関する規約の一部変更について
  - 議第 4号 西川町行政不服審査関係手数料条例の設定について
  - 議第 5号 西川町敬老金等支給条例を廃止する条例の設定について
  - 議第 6号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第 7号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第 8号 西川町児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第 9号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第10号 西川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第11号 西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第12号 西川町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議第13号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第8号)

- 議第 1 4 号 令和 3 年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 5 号 令和 3 年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 6 号 令和 3 年度西川町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議第 1 7 号 令和 3 年度西川町水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 議第 1 8 号 令和 4 年度西川町一般会計予算
- 議第 1 9 号 令和 4 年度西川町国民健康保険特別会計予算
- 議第 2 0 号 令和 4 年度西川町公共下水道事業特別会計予算
- 議第 2 1 号 令和 4 年度西川町農業集落排水事業特別会計予算
- 議第 2 2 号 令和 4 年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算
- 議第 2 3 号 令和 4 年度西川町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 2 4 号 令和 4 年度西川町介護保険特別会計予算
- 議第 2 5 号 令和 4 年度西川町宅地造成事業特別会計予算
- 議第 2 6 号 令和 4 年度西川町病院事業会計予算
- 議第 2 7 号 令和 4 年度西川町水道事業会計予算
- 日程第 6 施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明
- 日程第 7 人事案の審議・採決
  - 同意第 1 号 西川町固定資産評価審査委員会委員の選任について
  - 同意第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 予算特別委員会の設置及び委員会付託



出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長	飯野勇	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	土田浩行	君	建設水道課長	眞壁正弘	君
病院長	須貝昌博	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	奥山純二	君
監査委員	高橋將	君			

---

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和4年西川町議会第1回定例会を開会します。

---

◎開議の宣告

○古澤議長 これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

---

◎会議録署名議員の指名

○古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、9番、伊藤哲治議員、1番、荒木俊夫議員を指名します。

---

◎会期の決定

○古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日から3月11日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月11日までの10日間に決定しました。

---

## ◎議会諸報告

○古澤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

議長報告を行います。

議会諸般の報告をいたします。

12月16日、村山地方町村議会議長会・議員合同研修会が、本町交流センターあいべで開催されました。研修内容は、近年頻繁に発生する大規模自然災害等に対する国土の地域支援についてお二人からご講演をいただき、最初に、国土交通省東北地方整備局総括防災調整官、中川博樹氏からは、「災害時における地域支援、緊急災害対策派遣隊TEC-FORCEについて」と題して、次に、一般社団法人東北地域づくり協会山形支所長、山科勝嗣氏からは「災害復旧を取り巻く支援状況」と題して、それぞれご講演をいただき、研修いたしました。

12月17日、本町議会で実施しました令和3年度事務事業評価の結果を小川一博町長に報告するとともに、政策提言書を提出いたしました。

事務事業評価では、自然教育学習プロジェクト推進事業、観光施設管理整備事業など9事業について評価を行っております。また、「安全・安心に暮らせるまちづくりを目指して」並びに「観光行政について」の2項目について、政策提言を行ったところであります。

政策提言は、議会の総意として、今後の町の発展を願い、施策に反映するよう求めるものであります。2月15日に町長から提言への回答をいただいておりますので、今定例会の常任委員会等で再度検証する運びとしております。

1月31日には、大江・西川両町議会議員協議会と大江・西川両町道路整備促進期成同盟会合同の知事要望会が、新型コロナウイルス感染症対策からウェブ会議形式で開催され、主要地方道貫見・間沢線及び主要地方道大江・西川線の整備促進等について要望しており、吉村知事からは、要望に対し前向きなご回答をいただいたところであります。

毎年2月中旬に開催される山形県町村議会議長会定期総会は、新型コロナウイルス感染症対策から書面による決議となっております。

議事では、令和4年度の事業計画に当たって、新型コロナウイルス感染症の影響等により、引き続き厳しい地方税財政の状況が見込まれる町村が抱える諸課題を解決するため、町村財源の充実確保、地方創生の推進、社会全体のデジタル化に向けて、国・政党に対し地域の実

情に応じた的確な提言を行っていくこととし、利益代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任は格段に重いものとなっていることを全体で共有し、このような現状を十分に認識し、議会制民主主義の健全なる発展と、町村自治振興事業の充実強化に寄与することが決定されました。

また、全国町村議会議長会自治功労者及び町村議会広報コンクール表彰において、本町議会の伊藤哲治議員が知事功労者表彰を受けるとともに、西川町議会だより116号が広報コンクール入選を果たしております。

最後に、議会運営の効率化、デジタル化を目指して進めておりますタブレット導入について、現在の状況についてご報告いたします。

国のGIGAスクール構想等で、遅れておりましたタブレット端末の納入が12月に完了しております。その後、機器のセッティングや環境整備を行い、早期活用を目指して、2月に入り2回の議員の操作研究会を実施しております。今定例会においては、特別委員会や全員協議会、各常任委員会等で試験的に活用を図りながら、議会における本格活用を第2回定例会とすることを目指し、今後、全体的な調整を進めていくこととしております。

以上で、議長報告といたします。

以上で、議会諸報告は終わりました。

---

## ◎行政報告

○古澤議長 日程第4、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

○小川町長 おはようございます。

本日、令和4年第1回定例会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

行政報告に先立ち、町長として最後の定例会の開会に当たり、御礼を申し上げます。町長として3期12年の長きにわたりご支援いただきました町民の皆さん、そしてご指導いただきました議会議員の皆さんに御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

この期間、町民の皆さんにお返しできるような成果は数少ないわけでありまして、むしろ

新町長に引き継いでいただく課題が多いと認識しております。

12年前の平成22年、第1回定例会最終日に町職員としての職務を離れ、1か月後の町長選挙に立候補いたしました。以来、皆さんからご支援をいただき今日に至っておりますが、退任後は一町民として町政に幾ばくかの協力ができればと思っております。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、宮城・山形横断自動車道国道建設促進同盟会、東北中央自動車道建設促進同盟会並びに日本海沿岸東北自動車道建設促進同盟会の高速道路3同盟会合同要望活動について、ご報告申し上げます。

令和3年11月30日に、国土交通省、財務省並びに自由民主党に対し、高速道路3同盟会合同要望会をウェブ形式で行い、仮称であります、庄内内陸月山連絡道路につきましても、事業手法など課題の整理・検討への早期着手について要望を行いました。国土交通省では、吉岡技監、財務省では茶谷主計局長、自由民主党では田中幹事長代理から応対いただき、整備についての必要性をご認識いただいたところであります。

今後とも、継続して要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、啓翁桜の今シーズンの出荷出発式並びに出荷状況についてご報告申し上げます。

さきの12月定例会におきましては、このたびも啓翁桜議会として町内外に広くPRをいただきましたこと、ありがとうございました。

12月16日には、促成温室増築完成に伴う竣工式と併せて、最大の需要を迎える年末年始販売に向けて出発式を開催し、出荷作業の安全並びに販売促進の祈願をいたしました。竣工式並びに出発式には、本町のおかみ会の皆さんを初め、50名以上の関係者の方々のご参加をいただき、さらには、にしかわ保育園の年長児の皆さんによる踊りや歌を披露いただき、盛大に開催することができました。

その後、12月17日には、さがえ西村山農協の安孫子組合長とともに上京し、東京大田市場にあるフラワーオークションジャパンにおいてトップセールスを行ってまいりました。月山の麓の日本一の啓翁桜の生産量を誇る本町の啓翁桜の生産拡大と、花の色や品質の良さなど市場関係者に強くPRいたしてきたところであります。

今年度の出荷状況につきましては、生産者によるしっかりした栽培管理をしていただきましたので、安定した品質の下、出荷本数も増加しておりまして、さらには、海外輸出の拡大も順調に推移し、コロナ禍の影響も心配されるところでありましたが、2月1日現在での出

荷本数は約34万本となっております、昨年より10万本を越す出荷本数となっております。

にしかわGASSANの冬祭りオープニングイベントについて、ご報告申し上げます。

冬の誘客推進をどう進めるかが課題でありましたが、第17回を迎える雪旅籠の灯りや、日本一の「月山」雪国宣言を行い、国内外へ雪国西川を発信しております、昨年度からの月山スノーランドもオープンし、冬季の誘客推進に取り組んでいるところであります。

やまがた広域観光協議会のスノーマイクロツーリズム推進事業による町民スキー場リフト券の割引補助及び月山スノーランド体験料の割引補助、西村山1市4町で組織しておりますやまがた音と光のファンタジア実行委員会で行っている、やまがた音と光のファンタジア2021、スペシャルデー湯巡り温泉企画が実施されることになったため、関連する冬期間の事業、イベントの一元化を行い、戦略的に冬の誘客に努めるために、西川月山の冬まつり実行委員会を組織して取り組んでおります。

にしかわGASSANの冬祭りのオープニングイベントには、月山スノーシューパークと月山スノーランドのオープニングイベントで兼ねて、12月18日に弓張平公園パークプラザを会場に開催いたしまして、式には月山ふるさと大使に任命しております、山形住みます芸人の本坊元児さんに出演していただき、西川町での生活や雪の体験で苦労したことをユーモアに富んだ話に参加者が聞き入っております。

にしかわGASSANの冬のオープニングを記念して、関係者によるテープカットを行い、式典終了後、約20人がスノーシューで今季初のトレッキングを楽しんでおったところであります。月山スノーランドにつきましては、十分な積雪がなく、プレオープンとなりましたが、さくらんぼテレビの生中継の取材を受け、月山スノーランドでの雪遊びの楽しさを周知できたと思っております。

これまでの課題でありました冬期間の観光も定着してきており、今後ともさらなる通年観光の推進を図ってまいります。

次に、生涯学習関係についてご報告申し上げます。

12月14日に本年度、月山湖カヌースプリント競技場において実施した全国大会に関する報告と、今後の大会開催に関する要望を行うため、東京都新宿区にある日本カヌー連盟を訪問いたしました。当日は、成田昌憲会長、山口徹正常務理事からご出席をいただき、新型コロナウイルス感染拡大により予定していた大会全てを開催することはできなかったものの、開催した大会においては無事終了することができ、また、参加選手や関係者から1,000メート

ルコースに対する高い評価をいただいたことなど報告いたしました。

これに対し、成田会長からは東日本では唯一の1,000メートルコース整備に対するお礼の言葉や、今後の大会開催については他のカヌー競技場の兼ね合いもあるが、環境の整った月山湖での定期的な開催を希望しているとの話もあったところでありまして、今後も全国規模の大会の誘致を進めるべく、日本カヌー連盟をはじめとする関係団体との連携や、さらなる競技場の環境整備に努めてまいります。

次に、1月9日に開催されました西川町成人式についてご報告申し上げます。

今回の成人式は、コロナ禍により開催を延期していた令和2年度分を午前中に、そして、午後からは令和3年度分を実施したところでありまして。令和2年度分は平成11年度に生まれ、主に平成26年度に西川中学校を卒業した55名が対象者で、当日は26名の参加をいただきました。令和3年度分は対象者50名で、参加者は28名でありました。

記念式典においては、それぞれ新成人代表の方、お二人から代表謝辞と二十歳の主張の発表をいただきました。成人となったことに対する責任感や将来へのしっかりとした思いと決意、そして家族や地域への感謝の気持ちを述べられており、非常に感銘を受けたところでありまして。

記念式典後に行われた二十歳の集いでは、コロナ禍により飲食を伴わない形式での開催でしたが、参加された皆さんは久々の再会を喜び、恩師の西川中学校の先生方とともに、仲むつまじく歓談されていた様子でありました。

新成人の方々には、西川町の次世代の担い手として今後のご活躍を期待するとともに、離れて暮らす方にも、ふるさと西川に対して様々な形で貢献いただくことをご祈念いたすものであります。

次に、第28回丸山薫少年少女文学賞「青い黒板賞」コンクールについてご報告申し上げます。今年度の応募総数は昨年度を上回る589点の応募がありました。審査員4名による厳選なる審査の結果、青い黒板賞に輝いたのは河北町立溝延小学校6年生、斎藤神恋さんの作品「虹」でありました。学習に伴う率直な気持ちを花の比喻で表現された感覚が評価されました。

平成6年度に西川町町制施行40周年記念事業の一つとして創設されましたこのコンクールも28回を迎え、四半世紀を超える文芸事業に育ってきております。これもひとえに、小中学校の先生方や審査員の方々をはじめ、関係各位の皆さんのご尽力のたまものであり、そのお力添えに感謝を申し上げます次第であります。

次に、第31回月山俳句大会についてご報告申し上げます。

昨年秋に現地吟行を行い開催しておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染拡大により、初の紙上での開催となりました。投句の受付は10月1日から11月30日までの2か月間行い、154名、308句の投句がありました。4名の選者により、町長賞1句、特選4句、秀逸8句、佳作12句の選句が行われ、1月24日に受賞者が決定いたしました。

本町から3名が入選し、特選には板坂歩牛さんの作品「月山の水躍らせて紙を漉く」が見事に選ばれております。今回の大会は、紙上での開催としたため、県内外から例年の3倍強の参加があり、俳句愛好者に広く月山をPRできたものと考えております。実施に当たって西川町せせらぎ俳句会をメンバーとする月山俳句大会実行委員会の皆様のご尽力に厚く御礼を申し上げます。

次に、大江・西川両町道路整備促進期成同盟会並びに大江・西川両町議会議員協議会合同の要望活動についてご報告申し上げます。

1月31日、山形県知事に対し、大江・西川両町道路整備促進期成同盟会並びに大江・西川両町議会議員協議会合同による、主要地方道大江・西川線の道路整備促進及び主要地方道貫見・間沢線の道路整備促進についてウェブ方式で要望活動を行いました。

吉村知事からお答えをいただき、冒頭に、主要地方道大江・西川線の大井沢地内の地滑り災害復旧工事の完了に対する御礼を申し上げまして、主要地方道大江・西川線の雪崩防止対策や道路改良並びに主要地方道貫見・間沢線の道路改良について要望を申し上げ、財源確保への働きかけの要請とともに、用地の協力を得ながら取り組んでいきたいとのご所見をいただいたところであります。

今後も継続して要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、第17回月山志津温泉「雪旅籠の灯り」についてご報告申し上げます。

月山志津温泉において、2月5日から27日までの23日間開催されまして、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策として宿泊者限定とし、全旅館で山形県新型コロナ対策認証制度の認証を受け、感染対策を徹底しながらの開催となりました。

今年度の新たな取組として、本町が生産・振興しております啓翁桜を積極的に活用し、PRを兼ねたおもてなしにより、特別感のある雪旅籠の開催となったところであります。各旅館に啓翁桜を飾っていただき、併せて、のぼり旗やポスター、注文書を設置、さらに、啓翁桜のチップで麦芽を燻製した月山ビールの販売、観光協会おかみ会が開発した啓翁桜のロゴの入ったフェイスパックのお土産提供、毎週土曜日に打ち上げた花火を啓翁桜をイメージに



するなどの取組を行ってございまして、啓翁桜を軸に農業、製造業、観光業をつないだ総合産業化の取組の一つになったと考えております。

期間中の来訪者は宿泊者のみで606名。例年の10分の1程度の来訪者でありましたが、啓翁桜を使ったおもてなしが大変好評だったとお聞きしており、今後の冬の誘客活動につながるものと確信しております。

以上を申し上げます、3月定例会の行政報告といたします。

○古澤議長 以上で行政報告は終わりました。

---

### ◎議案の上程

○古澤議長 日程第5、議案の上程を行います。

同意第1号 西川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、議第27号 令和4年度西川町水道事業会計予算までの28議案を一括して上程します。

---

### ◎施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明

○古澤議長 日程第6、施政方針表明及び上程議案の提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

○小川町長 本日、令和4年第1回定例会が開催されるに当たり、令和4年度の町政運営における基本的な考え方と主要施策の概要をご説明申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆さんのご理解を賜りたいと存じます。

初めに、私は平成22年4月に町長に就任して以来、3期12年、今期限りをもって退任することを表明いたしておりますが、町長就任以降、「西川町を元気に！若者に夢を！女性の声を町政に！」の政治姿勢の下、町民参加型のまちづくりに鋭意取り組んでまいりました。そして、平成25年度までを計画期間とした第5次西川町総合計画及び平成26年度からの10年間の計画期間とした第6次西川町総合計画に掲げる様々な政策を実行してきたところでありますが、その成果として、特に次の2つの政策の基盤づくりを成し遂げることができたと思っ

ております。

まず1つ目が、1年を通して収入を得られる地域資源を活用した産業体系の構築でありまして、本町の農業や観光業においては、冬期間における収入の確保が長年の課題でありましたが、農業面では、啓翁桜販売額1億円を目指した大規模園芸団地化に取り組み、また観光面では、月山スノーランドの本格稼働といった冬場でも誘客できる環境を整え、このような周年農業や通年観光の実現が将来の持続可能なまちづくりに寄与するものと捉えております。

2つ目は、スポーツ観光の基盤づくりでありまして、長年の要望でありました令和2年度に1,000メートルコースを整備した月山カヌースプリント競技場は、波や風が選手に与える影響が少なく、山形自動車道月山インターチェンジからの距離が近いことや、約500台を収容できる駐車場が隣接していること、また付近に宿泊施設があることなど、全国でも有数の立地条件が整った競技場であり、本町のカヌー競技の振興はもちろんのこと、各種全国レベル大会の実施や合宿の誘致により、観光面や経済面での効果が期待できるものであります。

さて、令和3年は一昨年に端を発した新型コロナウイルス感染症のワクチン接種などにより一時的な収束が見られるものの、デルタ株やオミクロン株などの変異株の発生による感染の拡大などにより、第5波や第6波といった言葉にも表せるように、拡大と収束が繰り返される状況の中、国や都道府県、市町村において感染拡大対策や生活支援、経済対策の各種施策を実施してきたところであります。

特に、感染力の極めて強いオミクロン株の発生により、1月末からは県内においても3桁台の感染者確認が連日続き、2月20日には累計で1万人を超えたところであります。また、1月27日から県内の3市3町がまん延防止等重点措置区域に適用、2月3日から1市1町、2月9日から1市が追加指定、2月20日に全て解除されましたが、翌21日から3月6日までを再拡大（リバウンド）防止特別対策期間とし、県内全域で感染の再拡大を防止する取組を進めていくこととしました。

本町においても、同様に年明けからの感染確認が増加しているところでありまして、このような状況の中、日夜対応されております医療従事者をはじめとする関係者の皆様のご労苦に対して深く感謝を申し上げますとともに、町でも防災行政無線やSNSといった広報媒体を活用し、マスクの着用、こまめな手洗い、消毒、密を避けるなどの基本的な感染防止対策の徹底といった予防広報、感染者個人を特定するような行動や、不正確な情報の発信、感染者や関係者に対する誹謗中傷など絶対に行わないよう、引き続き呼びかけてまいります。

また、一般町民の方々を対象とした3回目のワクチン接種を1月31日から実施しているほ

か、町立病院で実施するPCR検査費用に対する支援も行っているところであります。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、コロナ禍による町内経済活動の落ち込みに対する経済対策などのコロナ禍克服に対処する施策を引き続き展開する一方で、第6次総合計画後期基本計画の最重点目標である定住人口確保につながる施策をさらに強化すべく、町民と行政が一体となった魅力あるまちづくりに向かって、次のことについて注力する政策方針とします。

まず、1点目は、「若者世代の移住・定住に注力する」ことであります。

ご案内のとおり、後期基本計画では、令和5年度で最低限確保したい人口5,000人という数値目標を掲げたところでありますが、なかなか人口減少に歯止めがかからず、令和3年5月1日現在の住民基本台帳人口では4,989人となり、その後も若干ではありますが人口減少が続いているところであります。その中でも年少人口及び生産年齢人口のうち若年層が高い割合で減少しておりまして、その要因として、就業地や大学等が近隣市町にないため、高卒者が転出してそのまま町外に定住するケースや、結婚や独立により町外に転出することが考えられます。その対策として、現在進めているみどり団地内の賃貸住宅などの住環境の整備、本町にマッチした企業誘致や地域資源を生かした就業の場の確保、子育て環境の充実、公共交通の強化、さらには空き家バンクの活用や地域おこし協力隊の活用などにより、若者世代の移住・定住につながる取組を進めてまいります。

2点目は、「町民の経済活動を促進する」ことであります。

コロナ禍により、町内産業を取り巻く経済状況等は、依然として厳しい状況にありますが、今のところ町内で廃止または廃止を考えている企業はなく、まさに自らを奮い立たせ、前に向かって挑戦する事業者の皆様の姿勢に対し、まずもって心から敬意を表するところであります。

コロナ禍の収束がいまだ不透明な状況ではありますが、町内・町民の経済活動の促進策として、小売業や飲食業、宿泊業、農林業、畜産業、建築業の方々に対する直接的な支援策を引き続き実施するほか、町内で経済が循環する仕組みづくりや地域資源を生かした産業促進策に取り組んでまいります。

3点目は、「町民の健康を守る」ことであります。

本町における国民健康保険の1人当たりの医療給付費は年々増加傾向にあり、悪性新生物（がん）や精神疾患、糖尿病など、高額で長期間の治療を要する疾病が増加していることがその要因となっており、町民の健康を守る施策が大きな課題と捉えております。

昨年3月に策定しました第9次西川町保健医療福祉計画に基づき、子どものときからの心身の健康づくりを基本の柱とし、栄養バランスのよい食事や運動、生きがいつくり、心身の健康管理などを取り入れた生活習慣が、町民一人一人のものとなるよう着実に推進するために、各種がん検診などの疾病予防、生活習慣改善のための健康診断の受診勧奨や、診断結果による事後指導、各種健康教室での健康づくり指導などを引き続き実施してまいります。

4点目は、「健全な財政運営の維持」であります。

令和4年度は、一昨年7月豪雨災害の復旧の最終年度であるとともに、町営住宅整備事業や水沢温泉館大規模改修事業といった大規模な投資事業などの財源に充てるため、財政調整基金4億円をはじめ、各種基金から総額9億円を超える取崩しを行うこととしております。

また、今後は公共施設の老朽化に伴う施設の改修経費の増加が予想されるほか、一昨年の豪雨災害に代表されるような想定外の大規模な自然災害復旧などの予測不可能な経費が町の財政を圧迫することになります。このような事態に備えるために、町としては、一般家庭での貯金に当たる財政調整基金が枯渇することないように確保していかなければなりません。協働のまちづくりの理念の下、最小の費用で最大の効果を上げることができるよう、限られた財源の中で効果的な施策の展開を図り、町として持続するための健全な財政運営の維持に努めてまいります。

さて、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止を意図した経済活動の抑制が続いていることで、GDP（国内総生産）はコロナ危機前の水準まで回復していないものの、輸出や投資、それらに関連する生産活動には明るさが広がっており、企業利益が増加する中で業況の改善基調も続いている状況にあります。

その一方、人々の生活には感染リスクへの対応が伴っていることから、接触機会の多いサービス業への需要が抑制されていることもあって、個人消費は一進一退の動きとなっております。景気は回復局面にあるものの、自律的な内需の増加から生産、そして所得の増加へとつながる循環的な動きに力強さを欠いており、下振れリスクに対する政策の備えは欠かせない状況にあるとされています。

このような状況の中で編成されました国の一般会計予算の規模は、前年度と比べて0.9%増の107兆5,964億円となり、10年連続で過去最大を更新したところであります。この予算は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図りながら、骨太の方針2021で定めた取組を継続することとしております。

地方財政対策では、一般財源総額については前年度を上回る約63兆9,000億円、うち地方

交付税は原資となる国税法定率分や交付税特別会計の令和3年度からの繰越金の増加などにより、前年度を約6,000億円上回る約18兆1,000億円が確保されております。社会保障関係費の増加が見込まれる中、令和3年度に創設しました地域社会のデジタル化推進費の計上や、公共施設の脱炭素化の取組に対する財政措置が追加されたところであります。地方財政は国の政策によって大きく影響を受けることから、今後においても国の状況を常に注視してまいります。

山形県の予算につきましては、「コロナ克服・やまがた新生予算」と銘打って、コロナ禍で激変する社会環境や深刻化する人口減少問題に対し、デジタル技術を最大限に活用し、諸課題の解決と県民生活の向上を目指すこととしております。また、新規事業として、1人当たり県民所得の向上に向け、県産業の高付加価値化や国際化などの進展に向けて、国内外と交流促進するグローバル化推進事業や、やまがた強靱化としてゼロカーボンやまがた2050実現に向けた県民総合ぐるみの運動を展開するカーボンニュートラル県民アクション事業などの予算を計上したところであります。

一般会計の総額は6,849億1,200万円で、前年度比0.4%の増となり、前年度比4年連続の増額となったところであります。

それでは、本町の令和4年度当初予算案の概要について申し上げます。

初めに、本町の財政状況について申し上げます。

令和2年度の決算における経常収支比率は93.5%と、依然として財政の硬直化状態が続いているものの、財政の健全化判断比率である実質公債比率が10.6%、将来負担比率は比率なしと、財政指標においては健全財政が保たれていることを示しております。しかし、生産年齢人口の減少や企業の設備投資である償却資産の減少などによる税収の減少が予想されるほか、国の債務残高が年々増大する中であって、今後の国の歳出改革によっては地方交付税が抑制されるなど、一般財源の確保が年々厳しくなることが予想されます。

また、歳出面においても、公共施設や道路、橋梁、上下水道施設などの社会資本の更新や改修、長寿命化対策などの経費の増加、さらに近年頻繁に発生する豪雨などの自然災害による災害復旧費などの支出が町財政を圧迫することになり、長期視点に立った計画的な財政運営を行っていく必要があります。

このような状況において、町として持続していくためには、各種事務事業の見直しや職員数の適正化、近隣市町と連携した事務事業の取組、外部人材の登用、デジタル化の推進など、より業務効率を上げた行財政運営を行っていくことが重要であると考えています。

予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、コロナ禍による町内経済活動の落ち込みに対する経済対策、令和2年7月豪雨災害の復旧、第6次総合計画に掲げる定住人口維持確保につながる施策のさらなる強化といった本町発展に資するための多くの諸課題が求められる中であって、第6次総合計画後期基本計画に掲げたまちづくりを推進するため、コロナ禍においてもまちづくりの歩みを着実に進めるとの理念を掲げ、先ほどの政策方針でも申しあげましたとおり、若者世代の移住・定住に注力する、町民の経済活動を促進する、町民の健康を守る、町として持続するための健全な財政運営の維持の4つの柱を中心として、関連する施策を進めることを基本方針としたところであります。

また、安易な前例踏襲主義を排除し、全ての事業について内容をゼロベースで精査の上、必要性や効果の低い事務事業は廃止し、新規事業の構築に当たっては、既存事業のスクラップを原則とし、各種補助金等の財源確保を図ることとし臨んだところであります。

予算規模であります。一般会計につきましては、総額で56億900万円、町営住宅整備事業や水沢温泉館大規模改修事業の増加などにより、前年度比3.4%、1億8,400万円の増としたところであります。

歳入の根幹をなす町税のうち、町民税は納税義務者数の減少や農業所得の減少、固定資産税は設備投資の減少により、町税全体では前年度比3.6%減の6億7,927万円を計上したところでありまして、地方交付税は、地方財政計画における地方交付税総額の増加や、令和3年度に都市公園を新たに供用開始したことにより、基準財政需要額の増加が見込まれることから、前年度比4.7%増の22億5,000万円を計上したところであります。

寄附金は、ふるさと納税の増加を見込み、前年度の約2.5倍となる1億5,005万円を計上しております。

町債は、町営住宅整備事業や豪雨災害復旧事業、道路橋梁等整備事業など各事業に発行を見込み、総額で前年度比15.0%減の5億9,260万円を計上し、令和4年度末の町債残高を54億6,760万円と見込んだところであります。

歳出につきましては、公債費が小中学校冷暖房設備設置事業の元金償還開始により、前年度比1.8%増の7億6,665万円を計上、人件費と扶助費を合わせた義務的経費が前年度比1.1%増の19億8,261万円と、予算全体の35.4%を占めており、また、ふるさと納税寄附者への返品に係る費用や、ごみ焼却処理施設委託料の増加による西村山広域行政事務組合分担金の増加などにより、補助費等が前年度比6.0%増の9億837万円、同様にふるさと納税の増加により積立金が前年度比120.9%増の1億7,242万円を計上したところであります。

新型コロナウイルス感染症対策経費といたしましては、PCR検査費用に対する助成事業などを計上しておりますが、必要に応じて速やかに補正予算を編成し対応してまいりたいと考えております。

なお、歳出総額に不足する財源として、財政調整基金から4億円、減債基金から2億483万円などの繰入れを見込んだところであります。

それでは、第6次総合計画後期基本計画を展開する上での令和4年度の重点施策につきましてご説明申し上げます。

1つ目には、地域コミュニティ対策であります。

全国的に共通する傾向であります。町内においても人口減少や少子高齢化、核家族化、就業形態の変化によって、また、地域住民の地域社会への帰属意識や住民同士の連帯感が希薄化し、地域社会の相互扶助機能、地域力そのものが以前よりも低下してきている状況にあります。その結果、地域の伝統行事や、にぎわいを起こす行事などの実施はもとより、集落内の農道や作業道、水路などの維持管理に関する共同作業における人手不足は深刻になってきておまして、加えて、老人世帯の増加などから集落で暮らし続けることへの不安も出てきております。

令和3年度に各地域に出向き実態などを伺ったところ、地域が将来とも持続可能な体制を維持していくためには、特に共同作業や地域リーダーの育成に対し町の支援が必要との声を多くいただいたところであります。

令和4年度は、持続可能な自治組織体制の構築のために、集落支援員を地域へ派遣し、地域づくり計画の取組や共同作業に係る各種補助制度活用に対する支援、地域づくりリーダー育成のための地域塾の開設、さらには今後の地域への支援の在り方の検討を行ってまいります。

2つ目には、住環境の整備であります。

先ほど若年層の人口減少につきまして申し上げたところでありますが、このことは町の喫緊の課題であると捉えており、若者世代のアンケート調査結果を踏まえ、みどり団地内に集合型賃貸住宅や戸建ての長期賃貸住宅の整備を進めることとし、令和3年度は、用地取得や敷地の造成、道路・上下水道の整備、集合型賃貸住宅の設計業務を実施しているところであります。令和4年度は、単身用1LDK重層タイプ6世帯分1棟及び子育て世帯用2LDKメゾネットタイプ6世帯分1棟の建築、入居者募集並びに子育て世帯用3LDKメゾネットタイプ各4世帯分2棟の設計業務、長期賃貸住宅の入居者募集を行ってまいります。また、

若年層の転入策として、集合型住宅の入居要件について、町内企業の従業員に限りシェアハウスとしての入居も検討しているところであります。

さらに、現在の整備計画終了後の次期計画についても着手し、若者を含む町民の町外転出を食い止められるよう検討してまいります。

そのほかにも、町内の住宅建築の促進や町内消費需要の拡大、定住促進を図るため、住宅の新築やリフォームに対する支援を引き続き行ってまいります。

3つ目には、子育て支援・学校教育の充実であります。

子育て世代の定住を促進するためには、子どもたちが成長できる、そして子育てしやすい環境づくりが重要でありまして、これまでも婚活支援や子育て祝金、紙おむつ代助成、助産師相談、未満児保育、放課後子どもプラン、給食費の半額助成、高校生までの医療費無料化など、県内でも先駆けた子育て支援施策を行ってきたところであります。さらに、令和3年度からは出産費用に係る支援、産後ケア事業、そして、一部階層の未満児の保育料無償化を実施しております。令和4年度においては、保育園の園児用のトイレ改修や未満児棟の空調設備更新といった保育環境の整備や、子育て支援センターの体制強化による在宅保育者への支援を充実し、これまで以上の妊娠、出産、子育てにわたる切れ目のない支援体制を図ってまいります。

次に、学校教育に係る令和4年度の教育施策に関しまして、主な2点について申し上げます。

1点目は、生きる力の確実な育成であります。

変化の激しい社会を生き抜くには、時勢に即応した生きる力を一人一人に確実に身につけさせることが必要でありまして、中でもICT教育は、コロナ禍の影響もあり、その重要性が一層増しています。令和2年度に町が整備した児童・生徒1人1台のタブレットを積極的に活用し、個々の学びの保障と情報活用能力の育成に努めることはもとより、教員の多忙化の大きな要因となっている学校事務の効率化を進め、教員の子どもたちと向き合う時間や教材研究の時間を確保するため、令和4年度は新たに小中学校に統合型校務支援ソフトを導入いたします。このことにより、教職員の働き方改革はもとより、児童・生徒の個に応じた確かな学力の育成に向けた授業改善の環境を整えてまいります。

一方、デジタル化の下では人同士の対面で行うコミュニケーション力が育たないと危惧する声があるのも事実です。児童・生徒と町民等が触れ合うことで本物を学ぶ「ふるさと楽行」などの本町ならではの体験学習を引き続き充実し、デジタルと人の両輪で確かなコミュニケ



ーション力と社会力を育ててまいります。

2点目は、未来への飛躍を実現する人材育成のための英語教育であります。

今後グローバル化が一層進行する中で、豊かな語学力や外国の方々とのコミュニケーション力を養うことは重要でありまして、そのために本町では、さきに職員として採用した町独自のALTを含む2名体制で「西川学園」構想の下、保小中一貫した系統的な英語教育に取り組んでいます。体験型英語研修施設ブリティッシュヒルズを活用した6年生の英会話研修、中学3年生の英語検定受験料の支援もこの施策の一環です。その上で、令和4年度からは、例年、年度当初に行っているNRT標準学力テストについて、新たに中学1年の英語のテストを追加し、先に教科化された小学校英語科の成果を検証・評価しながら、一層質の高い一貫性のある英語教育を目指してまいります。

4つ目には、公共交通であります。

町内の公共交通には、町営路線バス、スクールバス、デマンド型乗合タクシーなどのほか、民間事業者のタクシーがあり、通勤、通学、通院、買物など町民の足として重要な役割を果たしております。近年の公共交通は、人口減少や高齢化の影響とともに利用ニーズの多様化を受け、定時路線バスの利用率が低い状況にありまして、しかし、県内でも高齢者比率が最も高い本町にあっては、日常の移動手段に不安を抱える住民も多く、安心してこの町で生活できる公共交通対策が求められております。

このような状況を踏まえ、令和3年度には現在の地域公共交通及び地域特性の現状並びに町民アンケートの調査結果を基に課題を整理した上で、将来を見据えた持続可能な公共交通を基本方針とした西川町地域公共交通計画を策定しているところでありまして、本計画においては、生活路線のみならず経済活動の活性化やまちづくりとの連動、経営の効率化などに視点を置いた内容としております。

令和4年度におきましては、市町をまたぐ幹線となる路線や乗降客の多い路線を維持しながら、町民の生活の利便性向上に資するよう、デマンド型乗合タクシーを町内のほとんどの地域に拡充してまいりたいと思っております。

5つ目には、活気づく“農”“林”業の推進であります。

農業分野につきましては、引き続き農業担い手の確保・育成を図るとともに、高収益作物による周年農業の確立、山菜きのこや新たな園芸作物の生産振興を目指してまいります。

高収益作物の核となる啓翁桜につきましては、平成29年度から大規模園芸団地化計画により販売額1億円を目指し、園地整備、促成温室、作業室の増設などのハード事業の実施や販

売促進に取り組んでまいりました。このような取組により、令和2年度の本町啓翁桜の販売実績は約36万本、約5,000万円で、自治体としては全国トップを記録したところでありまして、令和4年度は、園地整備の最終年でありまして、併せて担い手育成の支援を行ってまいります。また、販売促進につきましては、近隣市町との広域連携を図りながら、ブランド力向上と国内外への販路拡大に向けた取組を推進してまいります。

そのほかにも、さくらんぼの雨よけハウス新設に係る支援や、新規就農者が比較的容易に就農しやすいハウス園芸の環境づくりの検討など、周年農業の拡大や園芸作物の生産振興を推進し、農業所得の向上を図ってまいります。

山菜、きのこの生産振興につきましては、引き続き特用林産物振興対策事業による原木や菌床なめこの生産支援を行ってまいります。

畜産業につきましては、畜産クラスター計画に基づき、肥育牛並びに繁殖牛の増頭を図っており、これらにより増加する堆肥の有効活用、飼料用作物の生産等による耕畜連携を図り、町内農産物の生産振興並びに西川牛を生かした飲食店等振興にも寄与してまいります。

林業分野につきましては、適切な森林経営管理体制を構築するため、積極的に森林環境譲与税を生かしながら、新たな森林管理システムの導入を図るとともに、林道管理体制の整備、西山杉による木材活用推進に取り組んでまいります。中でも、人口減少や高齢化による地区の林道等の維持管理への負担を軽減するため、令和4年度からは基幹林道全路線を町管理として路面整備や除草等を行い、林道の管理体制の充実支援を行ってまいります。さらには、西山杉の利用促進を図っていくため、小中学校での木工教室などでの森林環境学習に取り組むとともに、西山杉の町を象徴する公共施設等木質化プランに基づく役場庁舎窓口の木質化などをさらに推進してまいります。

6つ目には、持続可能な商工観光を目指すであります。

商工観光業を取り巻く情勢等につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、町内外の経済活動が制限され、業種により差はあるものの、依然として大変厳しい経営状況が続いております。また、人口減少による町内消費額の減少、事業者の高齢化や後継者不足により、事業継続が困難と考えている事業所も少なくない状況にあります。

しかしながら、コロナ禍の収束も視野に入れ、外需が大いに期待される観光需要が商工業などの他の産業へもたらす経済波及効果があることを認識し、令和4年度は持続可能な商工観光を目指した施策を展開してまいりたいと思っております。

商工業分野につきましては、3年目となる西川町商工会経営発達支援計画事業におきまし

て、町内事業者の事業継続支援策として、事業者ごとに経営状況を分析し、その事業者に適した相談や助言を行うほか、引き続き県外で実施されます物販イベントや商談会に参加し、新たな販路拡大などの外貨獲得を図ってまいります。

また、企業誘致に関しましては、企業の誘致によって実現したい、町が目指す将来像を描きながら、地域の特性や環境を理解し、町が抱える課題を共有できる企業の誘致を基本的な考えとし、本町に適した企業誘致の在り方を検討してまいります。

観光業分野につきましては、一般社団法人月山朝日観光協会が昨年12月に第2種旅行業務の登録を受けたところであり、これまでより幅広く、さらに魅力的な募集型企画旅行や手配旅行商品の企画販売を催行できることになりました。町が実施するポスターやチラシ、テレビやラジオのコマーシャル、新聞広告、プロモーション動画、SNSなど様々な広報手段と連動して宣伝するなど、官民一体となった観光誘客を図ってまいります。また、四季の観光素材を生かした四季まつりにつきましては、コロナ禍にある中、これまでの一極集中型から分離型周遊イベントへの転換に取り組んでいるところであり、これまでの課題でありました冬期間の観光も定着してきており、今後ともさらなる通年観光の推進を図ってまいります。

また、観光施設整備としまして、水沢温泉館浴室及び脱衣室の改修や姥沢駐車場の区画線の修繕、国道112号睦合地内に設置する観光周知看板の製作などを実施してまいります。

教育旅行につきましては、町のメリットを生かした雪遊びなど、大自然の中でのレジャー体験やグローバル社会の中での異文化体験によるメニューの拡充など、西川町に適した教育旅行の在り方について検討してまいります。

さらに、令和3年度において工事中止を判断した志津会館の整備につきましては、新たな建築場所を含め、地元との協議を鋭意行ってまいりたいと考えております。

7つ目には、健康づくり対策であります。

健康診断は自らの健康状態を把握し、生活習慣の改善に取り組むための有効な手段であるとともに、毎年行うことで改善効果を数値で実感できるものであり、疾病予防に寄与するものでありまして、また、疾病の早期発見・早期治療に結びつくものと考えております。

これまでも健診内容の充実や節目健診といった個人負担の軽減、未受診者への受診勧奨等により、受診率向上に取り組んできているところでありまして、令和4年度は、町内の事業所及び店舗に健診受診ポスター掲示の協力を依頼し、多くの町民の方に見ていただくことで、若年層の受診率向上につなげたいと考えております。

また、本町の疾病の特徴から、糖尿病重症化の予防対策を強化する必要があり、病態別健康教室や各種運動教室、歯周病疾患検診を行うほか、多受診・重複受診者や訪問指導が必要な方に対し、保健師が適切な健康指導等を実施してまいります。

健康づくりは、町民一人一人が意識し、取組を継続していくことが重要でありまして、その支援策として、引き続き、まちじゅう元気人運動を実施するほか、令和3年度から毎月1回の体成分分析装置「インボディ」測定により、自身の体の状態を把握し、生活習慣改善の取組やその成果を確認することができ、その結果を基に保健指導を行ってまいります。また、バランスの取れた食生活が健康づくりには大切なものでありまして、引き続き食生活改善推進員と連携しながら、減塩活動・野菜一皿運動を推進し、食生活の改善につながる取組を行ってまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、国・県と連携を密にし、計画的なワクチン接種を実施してまいります。

8つ目には、町民の学びの場の確保・強化であります。

令和3年3月改訂の西川町教育振興基本計画では、生涯学習分野において、価値観が多様化している中、重要なのは、より多くの町民が生涯学習の必要性、重要性を理解し、それぞれ可能な範囲で活動を主体的に実践していくことであり、行政がそれを支援していくことであると指摘し、自ら町の課題を解決していけるような町民の人材育成が大きな課題としております。特に、地域づくりの根幹はまさに人材育成であり、今後もさらに重要なものになると理解しております。

令和4年度は、先ほど地域コミュニティ対策でも申し上げましたが、中央公民館が主体となり、地域のリーダー育成のための地域塾を開設、地域の課題をあぶり出し、それを解決していくための研修を行ってまいります。また、年代別の学習プログラム、みんなの学舎（まなび）あいべの時間プレミアムを引き続き実施し、1人1趣味1スポーツの推進のためのきっかけづくりを図ってまいります。

さらに、大江親広公が入部して800年が経過し、さらに義父の北条義時を主人公としたNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」が現在放映中でありまして、これらを機に、歴史文化資料館の開館期間の延長や資料館での特別展の開催、これらに関わる歴史文化学習講座などを実施し、大江氏の足跡を学ぶ、ひいては町の歴史文化を学ぶ機会を拡大してまいります。

スポーツ振興分野では、これまでに整備しました1,000メートルカヌーコースなどのカヌー資源を活用し、関東学生カヌースプリント選手権大会などの全国レベルの大会を成功させ

るとともに、次世代の選手育成といった取組も含めて進めてまいります。

また、スポーツ推進員やスポーツサポート西川と連携し、軽スポーツの普及を促進し、町ぐるみで健康と活力を築くスポーツシステムづくりを展開してまいります。

以上、町政運営に関する政策展開方針と主要施策を申し述べさせていただきましたが、さて、ここ2年以上にわたるコロナ禍を機に、世界的には課題となっていたデジタル化が国内でも急加速しており、私も各種会議のオンライン化など、その波を肌で感じているところでありまして、実際、デジタル化の今後の重要性についても認識しておりますが、全ての町民、国民に恩恵が行き渡る、誰一人残さない理念の下、施策を進める必要があるものと捉えております。また、新たな種類の詐欺といった犯罪やウイルスの侵入なども考えられ、官民一体でセキュリティや防犯対策の強化も同時に進めていかなければならないものと感じております。

そして、この防犯対策の根幹となるのが地域コミュニティと捉えておりまして、しかしながら、コロナ禍が続く中、地域内での交流ができなくなったことから、地域コミュニティが弱まってきていることに対し危機感を感じております。地域がなければ、町全体の発展にもつながらず、住民自らが地域の将来を考えていける力や、次世代のリーダーとなる人材育成が重要であり、行政はこれらの取組を支援していく縁の下の役割を今後も担っていくものであります。

私は、令和4年度が第7次総合計画の策定の準備に入る年であり、次世代を担うリーダーへバトンタッチするタイミングと判断し、町長の職を退任いたしますが、西川町に対する思いはいささかも揺るぎのないところであります。

今後とも議員各位、そして町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和4年度の施政方針とさせていただきます。

次に、人事案、一般議案、条例案、令和3年度一般会計、特別会計及び企業会計の各補正予算案並びに令和4年度一般会計、特別会計及び企業会計の各予算案のご説明を申し上げます。

なお、議第18号 令和4年度西川町一般会計予算につきましては、先ほど申し上げました施政方針をもって提案理由とさせていただきます。

同意第1号につきましては、西川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

西川町固定資産評価審査委員会委員、澁谷健悦君は、令和4年4月17日をもって任期満了

となるので、引き続き選任するため提案するものであります。

同意第2号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員、佐藤登紀子さんは、令和4年6月30日をもって任期満了となるので、引き続き推薦するため提案するものであります。

議第2号につきましては、西川町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の設定についてであります。

行政不服審査法に規定する行政不服審査会の事務を山形県に委託することに伴い、地方自治法第252条の14第1項の規定による規約を制定する必要があるため提案するものであります。

議第3号につきましては、西村山広域行政事務組合と西川町との事務委託に関する規約の一部変更についてであります。

交通災害共済事業を廃止することに伴い、西村山広域行政事務組合と西川町との事務委託に関する規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第252条の14第3項の規定により、提案するものであります。

議第4号につきましては、西川町行政不服審査関係手数料条例の設定についてであります。

行政不服審査会の設置及び運營業務を山形県に事務委託することに伴い、行政不服審査に関する手数料を定めるため提案するものであります。

議第5号につきましては、西川町敬老金等支給条例を廃止する条例の設定についてであります。

西川町敬老金等支給条例を廃止するため提案するものであります。

議第6号につきましては、西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

西川町国民健康保険税の税率を変更するとともに、全世代対応型の社会保障制度を構築するため、健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置の導入等関係規定の整備を図るため提案するものであります。

議第7号につきましては、西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策に関する医療職の職員の処遇改善のため提案するものであります。

議第8号につきましては、西川町児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

睦合児童遊園を廃止するとともに、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第9号につきましては、西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

月山湖カヌースプリント競技場を社会体育施設に追加するため提案するものであります。

議第10号につきましては、西川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院規則の改正に伴い、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を規定するため提案するものであります。

議第11号につきましては、西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院規則の改正に伴い、不妊治療休暇を新設するなどとするため提案するものであります。

議第12号につきましては、西川町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

スクールバス運行路線を変更するとともに、規定の整備を図るため提案するものであります。

議第13号につきましては、令和3年度西川町一般会計補正予算（第8号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,096万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,252万4,000円といたすものであります。

補正の内容は、人事異動等に伴う第2節給料、第3節職員手当等及び第4節共済費の人件費の組替え、新型コロナウイルス感染症対策の経費、急を要する事務事業及び実施見込みによる事務事業の経費、それぞれに係る補正、さらに繰越明許費の追加、地方債の変更及び廃止であります。

人件費の組替え以外の歳出から申し上げます。

始めに、新型コロナウイルス感染症対策の経費に係る補正につきまして申し上げます。

第3款民生費につきましては、65歳未満の方に対するPCR検査助成委託料825万円、令和2年度に実施した高齢者等の方に対するPCR検査助成事業に係る国庫負担金の額の確定に伴う返還金33万円をそれぞれ追加し、858万円を追加するものであります。

第4款衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン3回目接種に伴う令和4年4月以降の事業費976万円を追加し、全額、令和4年度へ繰り越すものであります。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費といたしまして、総額1,834万円を追加するものであります。

次に、急を要する事務事業及び実績見込みによる事務事業の経費に係る主な補正につきまして申し上げます。

第2款総務費につきましては、ふるさと納税対策事業費2,047万9,000円、住基システム改修業務委託料352万円などをそれぞれ追加し、月山自然水工場クリーンルーム内施設用修繕料600万4,000円などをそれぞれ減額するものであります。

また、令和3年12月24日に、地域の資源を生かしたスペシャルな観光体験のために活用してほしいと、株式会社スタートトゥデイ代表取締役、前澤友作様から、ふるさとづくり寄附金500万円のご寄附をいただきました。厚くお礼を申し上げる次第であります。

第3款民生費につきましては、令和2年度に実施した障害者自立支援事業費国庫負担金の額の確定に伴う返還金404万8,000円、路線バス事業に要する経費319万7,000円、保育士の報酬を3%引き上げるための保育士等処遇改善臨時特例交付金事業の実施に伴う会計年度任用職員報酬11万3,000円などをそれぞれ追加するものであります。

第4款衛生費につきましては、予防接種事業費165万6,000円など、それぞれ追加するものであります。

第5款労働費につきましては、雇用確保対策助成事業費5万円を追加するものであります。

第6款農林水産業費につきましては、薪ストーブ等利用拡大支援事業補助金20万円などをそれぞれ追加し、園芸振興対策事業費787万9,000円、機構集積協力金交付事業費270万円、農作物等災害対策事業費194万6,000円、農業振興担い手育成事業費150万円、新たな森林管理システム推進事業費130万円など、それぞれ減額するものであります。

第7款商工費につきましては、弓張平パークプラザ冬期活用補助金56万5,000円などをそれぞれ追加し、志津会館整備工事に係る管理業務委託料及び工事請負費7,261万8,000円などをそれぞれ減額するものであります。

第8款土木費につきましては、除雪関係全般に要する経費1億451万6,000円、公共下水道事業特別会計繰出金710万1,000円、県単独事業負担金が475万円をそれぞれ追加し、社会資本整備総合交付金事業費1,600万円を減額するものであります。

第10款教育費につきましては、放課後子どもプラン事業費35万7,000円などをそれぞれ追



加し、安中坊別当屋敷跡整備事業費127万1,000円、西川中学校部活動運営に要する経費120万円などをそれぞれ減額するものであります。

第11款災害復旧費につきましては、公共土木施設災害復旧費867万1,000円、農業用施設災害復旧費6,300万円、林道災害復旧事業費8,100万円などをそれぞれ減額するものであります。

第12款公債費につきましては、地方債の繰上償還金481万円を追加するものであります。

第13款諸支出金につきましては、減債基金及び町有施設整備基金積立金2億3,327万7,000円を追加するものであります。

以上のとおり、急を要する事務事業及び実績見込みによる事務事業の経営に係る経費といたしまして、総額1億2,262万1,000円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、第1款町税2万6,000円、第2款地方譲与税99万2,000円、第10款地方交付税3億6,818万2,000円、第14款国庫支出金718万3,000円、第17款寄附金1,400万円、第18款繰入金480万円をそれぞれ追加し、第12款分担金及び負担金146万5,000円、第13款使用料及び手数料130万6,000円、第15款県支出金6,005万円、第16款財産収入1,000円、第21款町債1億9,140万円をそれぞれ減額するものであります。

令和4年度へ繰り越して使用いたします繰越明許費につきましては、第2款総務費では新行政情報システムに要する経費352万円、第3款民生費では住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業4,009万6,000円、第4款衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種事業976万円、第6款農林水産業費では広域多目的選果施設建設事業157万6,000円、啓翁桜団地造成事業1,053万3,000円、第8款土木費では社会資本整備総合交付金事業2,100万円、道路メンテナンス事業2,880万円、第11款災害復旧費では公共土木施設災害復旧事業6,800万円、林道災害復旧事業1億4,163万6,000円、合計9事務事業3億2,492万1,000円であります。

地方債の変更及び廃止につきましては、道路橋梁整備事業、消防ポンプ庫新築事業、安中坊別当屋敷跡整備事業、農業用施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業、それぞれの限度額を変更し、観光施設管理整備事業は廃止するものであります。

議第14号につきましては、令和3年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,343万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,549万1,000円といたすものであります。

歳出につきましては、第2款保険給付費1,520万円、第7款基金積立金5,990万円をそれぞれ追加し、第6款保健事業費93万5,000円、第9款諸支出金73万円をそれぞれ減額するもの

であります。

歳入につきましては、県補助金1,520万円、繰越金5,823万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

議第15号につきましては、令和3年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億335万3,000円といたすものであります。

歳出につきましては、第1款第1項第1目一般管理費の組替えと第2款第1項第1目管渠委託料1,300万円、2目処理場管理費の工事請負費1,200万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳入については、国庫補助金1,310万円、地方債480万円、一般会計繰入金710万1,000円を充てるものであります。

なお、委託料及び工事請負費につきましては、令和4年度へ繰り越すものであります。

議第16号につきましては、令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算（第4号）であります。

高額介護サービス等の不足が見込まれることから、予算の組替えを行うものであります。

議第17号につきましては、令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第5号）であります。

令和3年度西川町水道事業会計予算第5条の表、限度額の欄中、2,299万円を3,549万3,000円に改めるものであります。令和4年度までの債務負担行為で志津浄水場紫外線処理整備工事を行っておりますが、令和3年度の出来形金額が予定より少なくなるため、令和4年度分の完成払いを3,549万3,000円といたすものであります。

次に、議第19号から議第27号までの令和4年度西川町特別会計及び企業会計につきましてご説明申し上げます。

最初に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の総額を対前年度比4,267万5,000円増の6億5,542万8,000円といたすものであります。

施設勘定の大井沢歯科診療所につきましては、対前年度比1万6,000円減の249万7,000円といたすものであります。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を1億7,989万2,000円といたすものであり、地方公営企業法適用業務委託、公共下水道全体計画ほか見直し業務

委託などを見込んでおるところであります。

次に、農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を3,106万5,000円といたすものであり、地方公営企業法適用業務委託、マンホール蓋切下げ工事などを見込んでおります。

次に、寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を394万1,000円といたすものであります。寒河江ダム周辺施設の管理を行うものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を対前年度比799万5,000円増の9,869万2,000円といたすものであります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を対前年度比260万1,000円減の7億7,592万7,000円といたすものであります。

次に、宅地造成事業特別会計につきましては、歳入歳出予算の総額を1,459万3,000円といたすものであり、宅地売払いの一般会計繰出金を計上しております。

次に、議第26号の病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収支につきましては、一般会計から2億6,700万円を繰入れし、収入及び支出の予算額を7億6,046万1,000円に定め、資本的収支につきましては、一般会計から300万円繰入れ、収入予定額を575万円とし、支出予定額を6,532万9,000円といたすものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,957万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50万円及び過年度分損益勘定留保資金5,907万9,000円を補填するものであります。

本年度は、新型コロナワクチン接種の継続やコロナ患者受入れ協力医療機関としてコロナ対策に注力した病院運営となりますが、さらなる経営の健全化並びに安全な医療の提供に向けて努力いたしてまいります。

次に、議第27号の水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収支では、収入支出予定額を2億1,276万8,000円といたすものであります。収益的支出の主なものは、配水池耐震診断業務委託料を予定しておりまして、資本的収支では資本的収入の予定額を8,372万1,000円といたし、資本的支出の予定額を1億3,336万9,000円といたすものであり、不足する額4,964万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額872万4,000円と当年度分損益勘定留保資金4,182万4,000円を補填するものであります。

資本的支出の主なものは、大井沢地区石綿セメント管更新工事、志津浄水場紫外線処理設備整備工事などであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長等に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 ここで休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

### ◎人事案の審議・採決

○古澤議長 日程第7、人事案の審議・採決を行います。

同意第1号 西川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

同意第1号、本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

同意第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

同意第2号、本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ◎予算特別委員会の設置及び委員会付託

○古澤議長 日程第8、予算特別委員会の設置及び委員会付託を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しておりますように、令和4年度一般会計、特別会計、企業会計の予算案を審査するために、議長を除く8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、議長を除く8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○古澤議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦勞さまでした。

散会 午前11時30分

令和 4 年 3 月 3 日

令和4年第1回西川町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年3月3日(木)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課長 補佐	佐藤尚史	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	土田浩行	君	建設水道課長	眞壁正弘	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君			

---

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			



開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和4年西川町議会第1回定例会を開会します。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

---

◎一般質問

○古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

---

◇ 荒 木 俊 夫 議 員

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

〔1番 荒木俊夫議員 質問席へ移動〕

○1番（荒木俊夫議員） おはようございます。1番、荒木俊夫です。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に対応されておられます医療、福祉、教育関係者の方々、予防対策に努められております町民の方々に感謝を申し上げます。

小川町長に対する最後の私としては一般質問になりますので、よろしく願いいたします。

住んでいたいまちづくりを行うには、安全・安心なまちづくりが重要であります。小川町長は平成22年に就任されまして、多くの災害等に対応されてまいりました。平成23年3月には東日本大震災が発生いたしまして、このときは町内全域が停電するとともに電話の不通やガソリン不足が発生し、町民生活に大きな影響を与えました。また、福島からの避難者受入れもありました。平成25年、28年、30年、令和2年には大規模な豪雨災害があり、激甚災害に指定され復興に努めていただいております。豪雪対策については毎年のように対応されており、今年度も豪雪となり、町民の方々は体力的にも経済的にも苦慮しており、春の融雪遅

延対策は区、町内会にとって大きな負担となると思われます。令和2年からの新型コロナウイルス感染症は終息が見えず、心身や経済に大きな影響を受け続けております。そして、その対応が続けられているところであります。このように小川町長は常に町民の生命、財産を守ってまいりました。

令和4年度予算事業における安全・安心対策について質問をいたします。

質問の1番です。新型コロナウイルス感染症に関するワクチン接種やPCR検査などの予防対策や風評被害対策についてお伺いいたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

○小川町長 おはようございます。

ただいま荒木議員からまちづくりのための安全・安心なまちづくりというようなことは非常に重要な行政課題であるというようなことでご発言がありまして、それに合わせて町の今後の対応策ということだと思っておりますが、安全・安心なまちづくりについての荒木議員のご質問にお答えいたしますが、初めに新型コロナウイルス感染症の予防対策と風評被害対策についてであります。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。ワクチン接種については、これからの12歳到達者を除けば1回目及び2回目の集団接種を終え、希望する18歳以上の2回接種を終えられた全ての方に対し3回目の追加接種、いわゆるブースター接種を開始しています。医療従事者の方に対しては1月11日から、一般の高齢者の方に対しては1月31日からそれぞれ開始したところであります。

また、5歳以上11歳以下のいわゆる小児接種については、2月末に接種の希望調査を実施し、ワクチンの確保を含め国の動きに伴い速やかに接種を開始できるよう準備を進めております。

次に、町立病院で実施しているPCR検査についてであります。PCR検査については令和3年1月4日から2月22日までの検査件数は499件で、内訳は発熱外来が234件、無症状者が221件、保健所依頼の行政検査は44件となっております。1月17日から無症状者に係るPCR検査の自己負担額をそれまでの5,000円から無料としており、検査件数が増加している傾向にあります。

以上のとおり、本町では現状での最大の感染予防対策は迅速なワクチン接種と検査体制の確立との認識の下、課、公所の垣根を越えて職員が対応しておりますが、新たな変異ウイル

ス株の感染や社会経済活動の維持などにより第6波の感染が全国的に拡大し、本町においても感染者が確認されておりますので、これまでも徹底したマスクの着用、手洗い、換気などに取り組み、特に会食における基本的な感染防止対策のさらなる徹底を引き続きお願いいたします。

また、本町では新型コロナウイルス感染が町内で確認される以前からお知らせ版やホームページ、防災行政無線などで感染された方に対する誹謗中傷や風評被害の防止について、町民の皆さんに呼びかけてまいりました。今年に入り第6波の到来とともに町内で感染された方が増えている中で、山形県から感染確認の発表があった日は防災行政無線で徹底した感染予防に加え、誹謗中傷や風評被害の防止について呼びかけているところであります。

以上であります。

○古澤議長 荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 今順調にワクチン接種が進んでいるということでもありますけれども、5歳から11歳を除いた方の3回目の接種は今進んでいるということですが、最後、いつまでに終える予定なのかお分かりでしたらお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長補佐。

○佐藤健康福祉課長補佐 荒木俊夫議員のご質問にお答えいたします。

今のところ明確に期日を示すことはできませんが、進捗状況を見ますと、恐らく夏頃には一旦終了ということになるかと思えます。

以上でございます。

○古澤議長 荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） いろいろ事情はあると思えますけれども、夏というと大分ちょっと遅くなるのかなというふうに思っています。2回目接種から8か月でなく6か月というふうに前倒しもありますので、そうすると結構たってしまうのかなと思えます。できるだけ速やかにお願いしたいというふうに思っています。

それで、答弁の中にもございましたけれども、5歳から11歳への対応をこれから希望ということでもありますけれども、なかなかこの辺については保護者の方もかなり慎重だというふうにお聞きしております。ですから、保護者への説明とか理解、こういったものに対して町としてはどのように行っているのかお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長補佐。

○佐藤健康福祉課長補佐 荒木俊夫議員の質問にお答えいたします。

5歳以上11歳以下のいわゆる小児接種につきましては、先日2月28日付で対象者全員に希望調査、接種を希望するかどうかの希望調査の用紙を発送しております。それで、3月9日までにご回答いただくということでお願いをしております、併せまして何か不明な点がある場合にはワクチン対策室のほうにお問合せをいただきたいというふうなことでお願いしているところでございます。3月9日に締め切り、その後の予定といたしましては、今のところ4月中旬以降の接種の開始ということで見込んでいるところでございます。

以上です。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） いろんな情報があつて、保護者の方もかなり慎重なのかなというふうに思います。ですから、行政側としてできることは正しい情報をきちんと父兄の方に、保護者の方にお伝えをいただいて、その中で保護者が判断できるというようにしていただきたいというふうに思うわけです。

あと、PCR検査については無料化ということをしていただいて、1月4日から2月24日までの間に500件ほどあったということでもあります。このPCR検査は町立病院でも行っているわけですが、検査の体制の強化ですね。件数をこなさなきゃいけないと思うんですけれども、体制の強化と、あと3年度については無料で行っていただいておりますけれども、4年度はどうなるのか併せてお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 ただいまの荒木俊夫議員のご質問にお答えいたします。

PCR検査につきましては、今年度に入りましてから件数が増加しており、さらに1月中旬から無料化したことによりまして無症状者の件数が増えてきております。院内で導入しているPCR検査装置が1台でございましたので、これまで外注の検査に移行させることもありまして、PCR検査装置の試薬等が非常に入荷ができなくなったということがありまして、外注のほうにお願いしてきているというような状況になっておりましたが、2月の下旬に同じPCR検査装置を1台増設いたしました。ということで現在2台体制で行っているというふうなことでございます。それにプラスして外注検査の検査結果が出るまでの時間も最近また短縮になってきておりますので、従前は3日程度かかっていたのが現在は一両日中、2日以内には検査結果が来るというようなことなので、件数は増えておるんですが、それに対応して進めることにしております。

あと、無料化につきましては、現在3月31日までというようなことで私は聞いておりまし

たが、ちょっと佐藤課長補佐のほうからよろしくお願ひしたいと思ひます。

○古澤議長 追加答弁は佐藤健康福祉課長補佐。

○佐藤健康福祉課長補佐 PCR検査の無料化について補足して説明をさせていただきます。

令和4年度の当初予算で改めて説明をいたすところでございますが、64歳以下の方につきましては100人分、65歳以上の方につきましては25人分ということで当初予算に計上しております。

以上です。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 病院だけでは時間がかかるので、人数に限られるので、やっぱり外注も必要だと思いますし、希望される方、不安な方、無症状の方がかなり出てきているので、やはりほかに出かけるにしても会社等に出勤するにしても、どこか行ってきた場合は安全を求めてPCR検査をしたいという方についてはぜひ対応していただきたいと思ひますし、今は無料化で続けていただきたいなというふうに思っているところであります。2類でありますし、今後感染力が強いオミクロンでありますので、ただ100人分というとかかなり少ないのかなというふうに思ひます。今までのこの状況から見れば、1か月ももたないということで、これではちょっと町民の方は安心できないのではないかと思ひますので、これは小川町長、どう思われますか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 人数につきましては議員がご指摘されるような不安もあろうかと思ひますが、そういう状況を見ながら迅速に対応、調査等も含めて対応していきたいと思ひますので、原則的には無料というようなことで対応しますので、よろしくお願ひします。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） もう一度確認させていただきますけれども、来年度もPCR検査については無料で町民の方に対応していくということで確認をさせていただきたいというふうに思ひます。

要望は町長も答弁でおっしゃってございましたけれども、基本的対策がやっぱり重要だと。飲食店でのクラスターというのは今あまり発生をしていないようでありますけれども、でも、患者さんは増えているということはいろんなところでもう市中感染が始まっているということでもありますから、やはり基本的に3密を避ける、マスクをする、手洗いをする、うがいをする、この基本生活スタイルが非常に重要なのかなということをお願ひしますので、ぜひ今後も

続けてこういった予防対策の徹底を呼びかけていただきたいというふうに思います。

議会では令和3年2月12日に誹謗中傷をなくし、ともに支え合うことにより新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議をしております。今回、老人福祉施設でクラスターが発生しましたが、このことに対する風評被害等はないのかどうかお聞きいたします。

○古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長補佐。

○佐藤健康福祉課長補佐 荒木議員のご質問にお答えいたします。

風評被害でございますが、発生している介護施設のほうの施設長とも話をしておりますけれども、今のところ風評被害に関しては特に入っておりません。ワクチン対策室のほうにも特にそれに関する問合せ等が入っておりません。

以上でございます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 町民の方々のご理解があつてのことだなというふうに思っております。風評被害がないというのはいいことだというふうに思います。

ただ、町民の方には何名の方からかあったんですけれども、老人福祉施設との関係があるのではないかと疑われて、町内の医療機関で差別的な言葉を受けたという方がおられます。

何人かから聞いております。この対応についてどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○古澤議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 ただいまの荒木俊夫議員のご質問にお答えいたします。

町立病院では外来に来られている方のトリアージ、選択ということでケアハイツの事案が発生した後、ケアハイツに接触しているのか、行ったのか、利用しているのかというようなことを窓口で聞かせていただいております。そういった対応の中で若干不適切といたしますか、対応がよろしくなかったところはあったのかなというふうには思っております。窓口と、あと外来の看護師ともその後協議をいたしまして、トリアージについてはもう少し続けるものの、とにかく外来の患者さんについての対応については丁寧にしてほしいというふうなことで確認をさせていただいたところでございます。

以上です。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 医療機関としては医療施設を守りたいというお気持ちもよく分かります。とりででありますし。ただ、患者さんは病気で困っていくわけです。一方的に遮断されたのでは、やはりその思いが伝わらないわけですね。ですから、きちんとそこは説明責任、

説明、理解が必要でありまして、よく話を聞いていただいて、それに対する対応策をきちんとお伝え願いたいと。一方的に遮断するのではなくて、そこはやっていただきたいなというふうに思います。患者さんは病気になって困って行かれるわけですから、病院を守らなきゃいけないというところもよく分かりますけれども、そこについてはお互いに説明責任を果たしていただきたいなというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

それで、老人福祉施設のクラスターの関係でショートステイの方が自宅に帰れずに長期滞在になっております。このことについて、まず費用負担はどうなるのか、あと、家族への説明、そして、ご理解をいただいているのかどうか、これは行政の施設ではありませんので、お分かりの範囲で結構でございますけれども、お分かりでしたら教えていただきたいと思えます。

○古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長補佐。

○佐藤健康福祉課長補佐 荒木議員のご質問にお答えいたします。

ショートステイにつきまして、施設側の都合で利用者をそのまま留め置くというふうな措置を今しております。その施設の施設長とも話をしておりますが、そういった対応をする際にご家族のほうには費用のことも一度お話ししたとのことでした。ただ、想定以上に期間が長くなっているというふうなこともありまして、この2月末で締め日になりますので、請求をする際に金額的にこれはどうなのかというふうな問合せが来ているというふうな話は伺っております。

その対応につきましては、特に今のところ具体的な方策等は何も持ってございません。施設長のほうとは話をしておりますが、県内の事例等も確認しながら対応につきましては協議をしていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 施設のほうで家族のほうへきちんと説明をなさっていると。理解を得たかどうかはちょっと分かりませんが、ぜひ今後も説明をきちんとしていただきたいというふうに思いますし、これはコロナ関係でいろいろ国から交付金とか来るわけですが、施設内に留め置く措置も多分保健所さんと相談なさってやっているのかなというふうに思うんですけれども、これに対して国等からの交付金とかはないのかどうかお聞きしたいと思えます。

○古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長補佐。

○佐藤健康福祉課長補佐 ご質問にお答えいたします。

申し訳ありませんが、まだその点につきましては確認できておりませんので、今後対応させていただきます。

以上です。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 意に反してこういうことになっているわけでございまして、ぜひご家族の方の負担等も軽減できればというふうに思いますので、ぜひご検討していただくとともに確認をしていただきたいというふうに思います。やはりこういったことについては正しい情報を周知して、相手の立場に立った言動や行動をぜひお願いして、今後も誹謗中傷や差別等のないようにしていただくようお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

質問の2番に入らせていただきます。

質問の2です。交通安全対策についてでありますけれども、児童・生徒の通学対策と高齢者への対策について伺います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の第2点目の交通安全対策についてであります。本町では議会をはじめとしまして寒河江警察署及び広域消防署などの行政機関や町内会長連絡協議会、老人クラブ連合会、商工会、校長会などの関係団体、そして、交通安全協会連合会、交通安全母の会、交通安全運転管理者協議会などの交通安全関係団体と連携しながら、町長を会長とする西川町交通安全推進協議会を設置しまして、交通安全について効果的な対策を推進しております。

交通安全推進協議会では、春及び秋の交通安全県民運動や明るいやまがた夏の安全県民運動の際には、西川小学校及び西川中学校の通学路において立哨指導を行い、防災行政無線や広報誌で交通安全を呼びかけているほか、高齢者の交通安全防止推進強化旬間の際にも防災行政無線で交通安全を呼びかけておりまして、道路事情が悪くなる冬季間は雪害防止と合わせて防災行政無線や広報誌で呼びかけておりまして、さらに、毎年9月には町内全戸に宣誓書を配布し、交通事故撲滅を目的に家族全員に署名していただく交通安全宣誓書署名運動を行っているところであります。

コロナ禍でも交通事故は容赦なく発生するとの認識の下、立哨指導は学校が休校であった令和2年春以外は実施しておりまして、交通安全の呼びかけを絶えず行っているところであります。しかし、コロナ禍以前に毎年、西川交流センターあいべ大ホールに200人を超す町



民の皆さんが参加していただき開催しておりました交通生活安全町民大会は現在開催を見送っている状況にあります。また、本町では毎年各地区の交通安全協会や各区、町内会などから状況をお聞きし調査した上で、交通安全対策特別交付金を活用しながら町道の区画線やガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設を整備しておりまして、令和4年度は160万円の予算額を計上しているところであります。

議員ご質問の児童・生徒の通学対策についてであります。本町では毎年、春と冬の2回、学校、警察、道路管理者、学校教育課など合同で通学路の点検を行い、危険箇所の改善及び要望等を行っております。通学路点検の結果につきましては、学校、交通安全協会連合会、区長会、各地区の育成会、道路管理者、警察、町関係各課等で構成しております学校交通・生活安全対策協議会で報告しておりまして、また、対策協議会の中では育成会から要望事項等もお聞きし、危険箇所については道路管理者、警察の方々からも迅速に対応していただいているところであります。

冬季間の歩道の除雪による安全確保につきましては、毎年11月に開催する雪対策会議に国道、県道の道路管理者の方々からも出席をいただいておりますので、改めてお願いするとともに区長、町内会長には危険箇所があった際に連絡をいただくようお願いしているところであります。

また、スクールガードリーダー2名を配置しまして、徒歩通学やスクールバス通学の見守り、指導を行っております。冬季間の通学路の安全確保のために保護者や地域の皆さんからご協力をいただいておりますことを感謝いたしております。

次に、高齢者の安全対策についてであります。本町では例年10月頃に高齢者向けの交通安全教室を実施しておりまして、町内から1つの地区を選定し、老人クラブの会員を中心に交通安全危険予測シミュレーターを対応した体験型学習や寒河江警察署の署員から交通事故防止の講話をいただくなどの内容で行っております。

令和2年度は睦合地区で開催しましたが、今年度はコロナ禍の状況で開催できませんでした。参加された方には反射材などの啓発品を配布し活用いただくとともに、家族や隣近所の皆さんへの安全意識の共有を図っていただくなど交通事故防止を我が事として捉えていただき、このことが高齢者の交通事故防止に貢献しているものと考えております。先ほど申し上げました交通・生活安全町民大会に老人クラブの多くの会員の皆さんからも参加していただきまして、交通事故防止講話やアトラクションを通じて交通安全について学んでいただくことにより、交通事故防止の一助となっていると考えているところであります。

また、高齢者が加害者となる車の運転事故も近年多く見られ、社会全体として高齢者の運転免許証返納が推進される中、本町では高齢者の運転による交通事故の防止及び運転免許証返納後の高齢者の日常生活の利便性確保を図るため、西川町高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しております。令和4年度は52万円の予算を計上しておりますが、令和3年度では20名の方々から申請いただき、その7割以上がタクシー利用券の発行を希望されております。

なお、運転免許センターや警察署で運転免許証の自主返納を行う際に各自治体の支援事業が掲載された資料が手渡されるため、運転免許証返納と同時に支援の手続を行う方がほとんどとなっている状況であります。

以上のとおりであります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 各種いろいろ講じていらっしゃるなというふうに思うんですけども、本日の新聞にも載っておりますけれども、千葉地裁の公判の記事が載っておりました。昨年6月に千葉県の八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名の児童が死傷する痛ましい事故が発生いたしました。この事故を受けて、文部科学省は令和3年7月に通学路における合同点検の実施についてということで各教育委員会に依頼しております。その結果はどうだったのかお分かりでしたら教えていただきたいと思っております。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 荒木議員のご質問にお答えさせていただきます。

合同点検につきましては秋にやっております、その際には先ほど町長が申し上げましたとおり道路管理者、警察、学校、教育委員会等の職員が一緒になって点検をしているところです。結果といたしましては、5か所ほど危険ではないかというような指摘がございました。例えばですけども、現在標識のほうが悪化して危ないということで撤去したということですか、自転車道のほうの木が生い茂っております、見通しが悪いということで道路管理者のほうに要望をしたというようなこともございました。道路管理者の方々からは、通学路ということですぐ対応をしていただけるように努めていただいているところであります。

以上です。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 文科省の点検の実施については常にやっておればそれで構わないというような内容でありましたので、改めて当町としてはする必要がなかったということで理

解をさせていただきたいと思います。年2回点検していれば、かなり危険箇所も見えてくるのかなというふうに思います。ぜひこの危険箇所がありましたら早めに対応していただきたいというふうに思います。

また、答弁の中にもございましたけれども、当町は雪国であります。かなり歩道が雪でいっぱいなんですけれども、歩道除雪についてはかなり進んでいるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 歩道除雪につきましては、雪対策会議の際に国道、あと県道、あと私どもが管理する町道ということで参加しているわけですけれども、その中で当然登下校時間に合わせて調節ができればというようなことで要望をいただいております。なるべくそのようなことで対応を図っているところであります。

ただ、今のところ全然苦情がなかったかというところではございませんが、なるべく対応できることは対応しているところであります。

以上であります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 町道だけではありませんので、ぜひお願いできる場所をお願いをしていただいて、安全を確保していただきたいと思いますし、今年は非常に豪雪であって道路が見えにくくなっているわけですね、子どもたちが横断する場所についても壁ができていて。そういったところをもう一度点検していただいて、視界を確保していただきたいと。悲惨な事故が起きないようにぜひその辺も対応していただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 国道、県道、あと町道ということで、国道のほうでは睦合のほうから海味、間沢のほうまで一回歩道の壁崩しを行っていただきました。そして、県道のほうも歩道との間の壁崩しを行っております。あと、町道のほうも間沢・海味線を中心に歩道との壁崩しを行っております。今後パトロールを行いまして、適宜危ないところがございましたら対応するように努めていきたいと思っております。また、皆さんからの情報も得て対応を行っていきたく思っております。

以上であります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 雪国ならではのありますので、ぜひ確認をしていただいて事故の起きないようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

答弁の中にもございましたけれども、高齢者の方の自動車運転操作の誤りによる事故が全国で多発しております。高齢者の免許返納対策についてお聞きをしたところでもありますけれども、現在当町においては高齢者の免許返納対策として2万円の路線バスかタクシーの利用というふうになっております。予算の中では路線バスについては回数券の現物支給というふうになっておりますけれども、タクシーは利用委託料となって計上されております。その都度、本人の身分を確認するなど利用の制限があると。免許返納は運転者なわけですけれども、その車で生活をしているのは本人と家族なんですね。つまり家族の方を送迎したりしてやっているんですけれども、免許を返せばその送迎はできなくなると。そういった面も含めてこのタクシー券については非常に使い勝手が悪いし、活用度を上げて交付すべきではないかというふうに思っているのですけれども、どのように考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長補佐。

○佐藤健康福祉課長補佐 荒木俊夫議員の質問にお答えいたします。

免許証の自主返納の支援の事業で使っているタクシーの利用券ということで、現在500円の利用券を40枚印刷して希望する方にお渡ししているところでございます。その利用方法につきましては、タクシー利用時に利用券とはまた別に利用者証、どなたがお使いになるのかということを示す利用者証も発行しておりまして、その利用者証を示した上で利用券をお使いいただくというふうな方法を取っております。

荒木議員のほうからご指摘のありましたバス回数券との使い勝手の違いということにつきましては、対象となった方からも若干の質問があったのは事実でございます。確かにバス回数券につきましては一旦こちらのほうから渡してしまえばといいますか、本人が使用してもご家族の方が使用しても、そこは全く何の証明がありませんし、事実上どなたでも使えるような状況にある、そういう状況でございます。

一方でタクシー券につきましては利用者証を示すことが基本となっておりますので、現状として要綱上は対象をタクシー券を交付された方のみが使用するというふうな形になっております。この点につきまして課内のほうでも協議を進めておりまして、どうしてもこの要綱の趣旨が事故防止をまず前提に置いて、支援のほうは何となく後になっているような感じがございますので、事故防止プラス高齢者世帯の福祉という面も考慮いたしまして、令和4年

度に向けてどのようにすべきか検討をしてみたいと思います。

以上です。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 今、補佐がおっしゃっているとおりだと私も思います。バス券はもう金券として使えるわけです。タクシー券については利用券で金券ではまだないんですね。ですから、支援している内容が違うわけです。やはりこれはすぐ使える、金券として2万円を交付するというのはあるんですから、2万円として交付すべきだというふうに思います。そして、やっぱり免許を返納しても本人も家族も困らないと。これで補填できるというようなものでなければならないのかなというふうに思うわけです。ですから、タクシー券としてもそのまま使える2万円の券を差し上げるべきだなというふうに思うわけです。ぜひ4年度中に変えていただきたいなというふうに思います。

2万円がいいのかどうかはちょっと分かりませんが、これは少し多いほうがいいのかなというふうに思うので、増額についてもぜひ検討をしていただきたいと。うちの町は交通機関があまりないところですので、ぜひこれも検討をしていただきたいというふうに思います。

今路線バスについて申し上げましたけれども、地域公共交通計画の策定を町ではしておることでもありますけれども、高齢者の方がもし路線バスを利用するのであれば、バス停の間隔をもっと短くしたらどうなのかなと。非常に長いんですね。ですから、歩いていかなきゃいけない、そこまでかなり遠いと。この間隔を短くするというような検討をなさったのかどうかお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

○土田町民税務課長 ただいまの荒木議員のバス停に関するご質問でありますけれども、計画策定の中では具体的な検討は行っておりませんが、それに代わるものとしまして、全町を対象としたデマンドタクシーの運行について計画の検討を行ってきたというふうな状況にあります。

以上であります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） ちょっと調べたんですけれども、特別バス停を短くするとか何かについては法的縛りはないようですので、全部デマンドにするのか、路線バスも走らせるのであればもっと使い勝手がいいようにして路線バスを走らせるべき。つまり使う方の身

になってやっていただければもっといいのかなというふうに思いますので、路線バスをまだ走らせるわけでしょうから、ぜひその辺を検討していただいて高齢者の方が「いや、バス停まで遠くてよ」というようなことがないように、もっと使いやすいようにしていただければいいのではないかと思いますのですが、町長、いかがですか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 まず、公共交通の関係であります、今公共交通の対応について内部で検討して、検討結果についても議会のほうにご説明しているところでありますが、西川町の交通事情であります、過疎バスと称して昭和40年代に町で山交の代替路線と申しますか、そういった意味で走らせたわけでありましたが、その後、ますます山交での撤退が激しくなりました、主たる寒河江区間のバスもなくなったというようなこともあって、町全体の公共交通の路線の再編というようなことで取り組んできたわけでありましたが、それと合わせて障害者、それと高齢者対策、これがこれまでの大きな課題であったわけでありましたが、障害者対策につきましては、以前は障害者に対する補助というようなことで、タクシーであれば初乗りの2分の1の補助とかそういったいろんなものはあったんですが、なかなか利用しにくいというようなこともあって、町のほうでは回数券で補助をしまして、大変喜ばれたわけでありましたが、それと同じような形で免許証返納についても現在やっているような状況であります、ただ、回数券でいいのかどうか、これにつきましては今議員からありましたように検討の余地があると思っていますし、さらに、それと合わせて今やっていますデマンドタクシーも含めた公共交通、高齢者だけにとどまらず全体的な障害者も含めた、そういった面でのこれからの公共交通の在り方を議論すべきじゃないかと思っています。

ですから、今まではどうしても路線の設定やら、今町民の方からある要望等も含めて、それをいかに解決するかというふうなことでの議論がなされてきたわけでありますので、今後はそういった意味で、路線だけでなく対象者をさらに広げてやっていくというようなことです。それと合わせてスクールバスの混乗もやっておりますが、さらにスクールバスとの利活用、要するに混乗も含めた新たな体制も検討すべきではないかと思っていますので、これはこの後の令和4年度の議論に任せておきたいと思いますが、その辺も議員の皆さんからいろんなご指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） ぜひ利用者側に立った使いやすい体制を作っていただきたいという

ふうに思いますし、そのことについてはご意見を申し上げていきたいというふうに思います。

質問の3番に入らせていただきます。

通信情報を使用したトラブルや被害が多発しております。コロナ禍において情報機器等の整備も進んでおり、全児童・生徒にもタブレットが貸与されています。有害情報等から児童・生徒を守る対策と悪質商法や詐欺から町民を守る対策について伺います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の第3点目ではありますが、通信情報等の安全対策についてであります。

初めに、有害情報等から児童・生徒を守る対策についてであります。学校では国の政策により児童・生徒へのIT化が進められておりまして、さらに、コロナ禍にあつてタブレットの活用が急速に普及し、授業及び家庭学習、さらにはオンライン授業にも活用する状況にあります。タブレットにつきましては、学習のみで使用する事の指導を行っておりますが、インターネットの有害情報にはつながらないようにした上で、教師側からも児童・生徒がどのように使っているかを把握できるようにして使用しているところであります。

さらに、インターネット利用の危険性等について授業や保護者へはPTA研修会等でも取り上げているところでありまして、ご理解をお願いしたと思っておりますが、次に悪質商法、詐欺等から町民を守る対策についてであります。

これまでも商品やサービスの契約に関するトラブル、商品の安全や品質など消費生活に係る情報について随時お知らせ版などで周知啓発を行ってきております。また、西川町防犯協会第1支部では、令和2年度に町の防犯ボランティア活動支援事業補助金を活用しながら、吉川及び睦合地区内全戸に訪問販売お断りステッカーを配布しまして、悪質商法から地域住民を守る取組を行っているところであります。

本町では、これまでも相談件数が少なく、本年度の相談件数は現在までのところ電話勧誘販売が1件のみとなっておりますが、丁寧な対応に努めているところであります。被害を受けるまでの事例は発生していない状況ですが、これも町民の皆さんが常日頃から消費生活に関する知識や情報を得ながら、注意を払って適切な対応に努めていただいている成果と考えております。

以上であります。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 今日新聞の中に折り込みが入っておりまして、山新見回りさんということで寒河江警察署の連絡協議会が出している地域安全ニュースというものですけれど

も、これに子どものスマホ、タブレット等通信機器利用にはペアレンタルコントロール、保護者による管理が求められているというふうに書いております。

この中にも書いてありますけれども、低年齢層の児童にもインターネットの利用が広まっております、SNS等に起因する犯罪被害や長時間利用に伴う問題、高額課金トラブル等が発生して、県内でも児童買春や児童ポルノなどの子どもの性被害のほか、SNS利用に起因した未成年者誘拐事件が発生していますというようなのが本日入っております。やっぱり子どもさんに学校でも説明していると思うんですけども、やはり親御さん、保護者ですね。保護者の方にどのように取り組んでいただけるかということが大事だと思うのですが、この辺についてどのように町としては取り組んでいращやるのかもう一度お聞きします。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 荒木議員の質問にお答えいたします。

小中学校のスマホ等の利用につきましては、多くのお子さんが使われているというようなことを認識しているところです。PTAのほうの研修会でも先ほど申したとおり、インターネットによる危険なことなどについても研修会を進めているところでありますし、小学校、中学校、それぞれの学校保健委員会の中でもスマホの使用については大変保護者の方も問題だということで認識して、話題としてなっているところです。メディアコントロールなどしながら時間の制限ですとか危険だということをご家庭の中でもお話し合いをさせていただいて、家庭のほうでもそういうインターネットの使い方については、皆さんで話し合っているところだと思いますし、PTAの中でもそのような取組をさせていただいているところです。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 研修なり指導をやはりしていくしかないので、ぜひ回数は何回でも結構だと思うので、やっていただきたいというふうに思いますし、3月、4月は進級・進学、こういった時期であるので、新たに購入されるお子さんも増えてくるというふうに思います。ぜひ保護者の方にはフィルタリング等を必ず利用するようにということで指導していただきたいというふうに思ひまして、事件・事故に巻き込まれないようにぜひみんなで守っていかなくちゃいけないところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、小学校の図書館なんですけれども、町立図書館的な機能も持っているわけです。大人と共用して活用しております、大人の人の見守りもあるわけなんですけれども、子どもたちが大人対象の小説等、こういったものを閲覧することも可能なわけですね。こういったこと



に対して何か対応とかなさっているのかどうかお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 小学校図書館につきましては一般開放しておりますので、大人が読む本もたくさんあるわけですがけれども、児童に有害と思われる図書につきましては閲覧できないように閉架書庫のほうに保管をしている本もございます。一般の方につきましては、検索をかけていただいての貸出しというふうになってまいります。

また、貸し出す場合には図書館に司書がおりまして、必ず貸出しの手続をするわけでありますので、閲覧、貸出しできるような状態になっている本につきましても、司書のほうで判断をしてもう少し大きくなってから読んだらどうですかというような指導なども行っているということになっております。

以上です。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） ぜひ司書の方と相談しながら対応していただいて、貸出しだけでなく閲覧もあるわけでございますから、目の届く範囲でやっていただくとともに、対策を講じながら安全・安心に図書館が利用できるということを行っていただきたいというふうに思います。

4月の改正民法施行で成人年齢が18歳に引き下げられます。親の同意を得ずに18歳、19歳の方は今後は契約行為ができるようになります。そうすれば未成年者取消権が認められなくなるわけです。高齢者の詐欺や悪徳商法等を防止する見守り体制も重要でありますし、こういったものを含めて県では消費者基本計画の策定が進められておるところであります。町として今後どのように取り組んでいくのか、方針がございましたらお教えいただきたいと思っております。

○古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

○土田町民税務課長 ただいまの荒木議員のご質問でありますけれども、民法が改正されました、議員おっしゃられるとおり18歳から成人というふうな対応となるように改正がなされるわけでありますけれども、18歳、19歳の対象年齢、つまり高校生の対象の方につきましては、山形県のほうで昨年11月に消費者トラブルに対する啓発用のチラシを県内の全校に配布して、啓発、注意喚起を行っているというふうにお伺いしているところであります。また、本町におきましても、対象年齢は20歳を過ぎたわけですがけれども、今年の成人式の折に消費者トラブルに対する啓発のチラシを配布させていただいて、改めて注意喚起を行っているというふう

うなところであります。

なお、町のホームページにも掲載しておりますが、今後なお注意喚起に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 18歳と19歳が不合理な契約からの保護の対象でなくなることを広く周知していただく必要があると思います。まだ高校生でありますし、巧みに誘導されて契約してしまったということも出てくるかもしれません。ぜひ自分の身は自分で守れるように広報をしていただいて、注意喚起をしていただきたい。これは別に18歳、19歳だけでなく町民全部だというふうに思います。そういった被害に遭わないようにぜひ広報活動をよろしく願いしたいというふうに思います。

今後も安全・安心に暮らせるまちづくりに積極的に取り組んでいただくとともに、小川町長にご苦労さまでしたと申し上げて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、1番、荒木俊夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 佐藤 仁 議員

○古澤議長 続いて、2番、佐藤仁議員。

〔2番 佐藤 仁議員 質問席へ移動〕

○2番（佐藤 仁議員） 2番、佐藤仁です。よろしく申し上げます。

今日は大項目2つ、あと小項目が3つあります。よろしく願いいたします。  
まず初めに、町立病院の診療体制ということについてお伺いいたします。

新型コロナ感染症の対応もあり大変な中、日々スタッフの方々には町民の命と健康を守るべく奮闘していただいております。町立病院は町民にとって重要かつ必要な施設であることを踏まえ、質問いたします。

質問の1ですが、町立病院の接遇面を含めた診療体制及び経営面を含め、現状どのような認識をお持ちかお聞きします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 ただいまの佐藤議員の町立病院の診療体制についてご説明申し上げます。

初めに、町立病院の現状について申し上げますが、町立病院は町内唯一の医療機関で、令和2年度の年間患者数や入院約6,400人、外来約1万9,000人となっております。患者のほとんどが町内在住の方で、地域の一次医療を提供する役割を担っているところであります。町立病院は地域包括ケアに携わり、救急告示病院として地域医療における役割を果たすとともに、予防や診療、介護や福祉、町民の健康診断実施機関としての機能や透析医療を担うなど、町民の皆さんの健康と医療のとりでとなってきたところであります。

平成25年度からは総合診療科体制とし、町民のかかりつけ医の推進を図りながら、より地域に密着し親しまれる病院を目指してまいりました。また、平成28年度には町立病院新改革プランを策定しまして、業務改善や収益改善に取り組んできたところであります。

令和2年に発生しました新型コロナウイルス感染症の対応については、院内感染防止対策、保健センターと連動したワクチン接種体制、コロナ病床の設置など可能な限りの対策を講じながら病院運営を行ってきたところであります。

それでは、質問の第1番目についてご説明申し上げますが、町立病院の診療体制や経営についてであります。町立病院は地域医療のとりでとしまして、救急告示病院を守り、入院、外来、救急を要する医療機能を果たすべきでありまして、現在病院が有している機能はある程度町民の皆さんの医療ニーズにお応えしている環境にあると認識しております。

具体的には、常勤医師4名体制、地域包括ケア病床を有した病棟、検診、人間ドック、人工透析、リハビリ、最新医療機器での検査、放射線耐性などでありまして、また、病院職員が一丸となって接遇向上や医療技術の向上を図るとともに、厳しい経営状況を自覚し、常に患者目線に立ち、危機感を持ちながら行動する必要があると考えておりますし、今後もそのような体制で臨んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番(佐藤 仁議員) 町立病院に毎回ちょっとまたかと言われそうですけれども、町内の唯一の医療機関ということで非常に頼りになるわけですが、今接遇面の件がちょっと町長からありました。私のちょっと体験をお話しさせていただきますと、2018年まで私は寒河江のほうのクリニックにかかっていたわけですが、その年、親父がちょっとお世話になって、そのときに佐藤先生がおられたわけですが、「先生、来年から俺も来ていいか」と言ったら、「いつからか分からないけれども、どうぞ」ということで次の年の1月、2019年からお世話になって、胃カメラを毎年飲んでいたので、先生お願いしますと言ったところ、もちろん議員になる前の春ですが、胃カメラの待合室の廊下で待っていましたら、音楽が流れてきます。CDのカセットがあって、カセットというかデッキがあって、それにたしか中島みゆきさんの曲だったと思いますけれども、流れていまして、非常に落ち着くわけですね。もう緊張するので、その緊張をほぐすためだめだというふうな看護師さんのお話でした。なかなか気が利くなど。気が利くなどという大変失礼ですが、

年が明けた去年の12月、また定期で行ったところ、今度は壁にひざ掛けが準備されています。寒いときはどうぞお使いくださいというようなことで、非常にいろいろ考えて患者のケアをやっているなというふうなことで感じてきました。これはただ病院の中で話合いをしてとか、看護師さんとかもちろん事務方といろいろ話をしながらやっているのか、看護師さんが独自でこういうことをやっておられるのか、事務長、ちょっと分かればお願いします。

○古澤議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 ただいまの佐藤仁議員のご質問にお答えいたします。

病院の中にはたくさんの委員会とか会議も合わせてですが、ありますけれども、その中で看護師も事務も入った全員ではないんですが、選抜メンバーで選ばれている作業部会というのがあります。そういった中で院内の環境改善というようなことを主目的として、気がついたところはよくしていこうと。病院自体についてはご覧のとおり古くなっているんですが、なるべく快適に患者さんに来ていただけるような対応をしていきたいというようなことで、月1回ぐらい集まって話合いを持ってやっているというふうに認識しております。

以上です。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番(佐藤 仁議員) いろいろ言われてはいるものの、一生懸命やっているということで。町では提案制度があります。こういう事例はやっぱり何か表に出してあげないと、やっている方々は非常にやりがいがないといえますか、せっかく提案制度なんかがあるので、こ

ういうものやっぱり報奨品の対象としていろいろ取り上げてもらって、病院の活性化、接遇面での活性化を図っていく必要があるのかなと思うんですけども、たしか提案制度の責任者は高橋副町長だと思いますが、考えはどうでしょうか。

○古澤議長 答弁は高橋副町長。

○高橋副町長 ただいま佐藤議員のほうから提案制度についてご質問がございましたので、お答えしたいと思います。

提案制度は長らくずっと続いておりまして、マンネリ化と申しますか、提案の中身についても特定の職員で件数も少ないというふうなことで、町民を対象にしてやった経緯もございますけれども、そういうふうなことでございましたので、しばらく休みにしようということで今提案制度を一時休止しております。

佐藤議員からありましたように、職員の意識高揚、もちろんそういうことと合わせて町民サービスをよりよいサービスにしていくという意味からして、やはりそういう細かいところまでの提案、実施については提案制度と、それから、職員の評価制度もございますので、それと合わせて再度提案制度についても考えていく必要があるなということで改めて思ったところでございます。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 突然振りまして、大変申し訳ございません。ありがとうございます。

皆さんご存じのように2017年、平成29年ですけれども、それから改革プランというものをスタートして病院は一生懸命やっているわけです。私も定期的にとどこが悪いということではないんですが、お世話になっておりますが、待合室なんかを見ていると、看護師の方、あと、受付の方も例えば患者の方は座っているわけですけれども、ひざをつくような格好で、同じ目線でいろいろ話を聞いていたり、やっぱり見ていると非常にいい光景です。

ただ、そういうふうにして一生懸命おのおのの性格はあるものの、やっぱり病院の患者に対する接遇面はおのおの考えてやっている。人それぞれ性格がありますから一概には言えませんが、そういう面で非常にいい光景だと私は思っています。28年以前に改革プランがスタートした以前というもののイメージを頭にインプットしている人もかなりいると思うんです。そういう方はどうしても「町立病院は」というふうな言葉が出てくる方がおられます。それは正直言って。やっぱりそこは病院のほうでこういうことをやっているよ、地域包括ケアもやっているよと広告を出すわけにいかないのよ、やっぱり町長をはじめ三役の方々も町立病院は一生懸命やっているんだ、こういうふうになっているんだ、いろいろな科目をや

れるんだというようなことを町民にアピールする機会があれば、もちろんここにおられる我々もそうですけれども、幹部、課長の方々も事あるごとに町立病院のいいところをやっぱり町民にアピールしていくというようなこともぜひお願いしたいなど。それがやっぱり町立病院のこれからのみんなの町立病院だというようなことでお願いしたいなどというふうに思います。そういう面で町長、どうですか。今私ちょっと話ししましたけれども。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 町立病院の接遇関係も含めてのご質問であります。実は私も町長になって12年ですが、その間ずっと町民の皆さんと町長と語る会を年1回全地区でやってまいりまして、コロナの関係でここ2年ほど休んでおりますが、10年やってきた経過がございますが、最初のうちの四、五年間ですが、どこの会場、全部ではないんですが、大半が病院に対する苦情と申しますか、接遇に対するご意見が多かったわけですが、そういった中で病院の在り方、病院の役割、そして、改革の関係も含めてご説明しましたし、それに応じて病院の皆さんも非常に頑張って接遇面も改善されてきておまして、この四、五年前からはほとんどと言っていいほど病院に対する苦情のご意見がなくなったというのは事実であります。

ですから、そういった意味では病院の対応の仕方も変わってきておりますし、ただ、中にはまだまだ救急の関係での対応の仕方等についてのご意見もあるわけですが、一般の関係では非常にいいということですが、今申し上げましたなかなか夜間の対応とかそういったものについても若干の苦情も来ておりますが、そういった意味では改善すべき点もありますが、そういった面で非常にこの近年よくなっているというような状況でありますし、さらに改革プランも含めて議員からありましたように、それぞれの待合室での患者目線に立った環境改善、こういったものも含めてやっておりますので、それも含めて今後私どもも認識しながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） ありがとうございます。それで、接遇面もそうですけれども、経営面についてやっぱり問題があるわけですが、昨年の9月の定例のときに同量の荒木議員が病院について一般質問をしております。そのときに病院に対する交付税ですね。これはお金に色がついていないので分かりませんが、基本的な金額ということで答弁がありました。普通交付税が約9,690万ですね。特別交付税が7,810万と。合わせますと1億7,500万ということなんですが、この金額は大体間違いがないのか再度確認と、もしこれ病院が町になけれ

ばこのお金というのは交付税として入ってこない、当たり前だと思いますが、これの確認をもし分かれば総務課長、お願いします。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 議員ご質問のいわゆる地方交付税、普通交付税、特別交付税を含めました地方交付税の措置についてでございますけれども、これにつきましては本町の一般会計から病院事業会計、こちらのほうにお金を出している。いわゆる繰り出しというものを行っておりますので、それに伴う地方交付税の措置ということで理解しておりますので、そういったことからお答えさせていただきたいというふうに存じます。

一般会計からの繰出金、これにつきましては地方公営企業法等で定めておりますいわゆる常に企業の経済性を発揮し、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営するという経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、経営基盤を強化するため公営企業会計等へ繰り出しを行っているというものであります。地方交付税でございますので、国ではいわゆる毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしておまして、その基本的な考え方、繰り出し基準の具体的な基準につきましては総務省の副大臣から毎年度示されているという状況にあります。そして、議員ご指摘のとおり国ではその繰出金の一部について、地方交付税等において考慮するというので毎年度行っているというものであります。

ご質問の中で具体的な金額がございましたけれども、これは令和3年度、今年度の金額ということで申し上げさせて答弁ということにさせていただきたいと存じます。令和3年度予算では、一般会計から病院会計へ繰出金2億7,000万円を計上いたしておるのが現時点でございます。一方、申し上げました地方交付税の措置といたしましては、普通交付税の需要額が今年度は約9,300万円と特別交付税、交付額約5,100万円ということでそれぞれ見込んでおるといふところがございます。

以上のとおりでありますので、よろしくご理解くださるようお願い申し上げます。以上であります。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） ちょっと今の金額が去年の答弁のときよりも若干少ないようですが、ちょっと私のあんちょこでは去年の数字で計算してきたものですから若干齟齬があるかと思いますが、ちょっと聞いていただきたいというふうに思います。

昨日、病院のほうの予算の説明があつて、今年は3条分ですと歳入歳出で7億6,000万で

すよね。それにプラス4条予算がなるということです。計算上は減価償却が6,500万ぐらいあって、損益勘定留保資金残高が3億500万ぐらいあると。ちょっと病院会計が非常に難しくて分からないんですけども、ただ、私はこれが残高としてあるのかなと思ったら、同じ議員から聞きましたところ、計算上はそうだけれども、預金通帳にはそんなお金があるわけではないということで、当然2億7,000万の繰り出しがなければ病院としては維持していけないということなわけですよ、単純に。

ただし、今言ったように交付税として今年のあれですと約1億7,500万ぐらいあったと。2億7,000万から1億7,500万を引けば9,500万です。要するに国から入ってきたお金の9,500万を足して2億7,000万を病院のほうに繰り出しているというような認識でいいんでしょうか。ちょっとここだけ確認をお願いします。

○古澤議長 答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 ただいまの佐藤議員の質問にお答えいたします。

一般会計繰出金2億7,000万の内訳というようなことでございますが、交付税の金額は先ほど総務課長がお示しいただいた金額になると思います。それ以外については町からの持ち出しというようなことになろうかと思えます。

以上です。

○古澤議長 追加答弁は高橋副町長。

○高橋副町長 先ほど来、交付税の額が町に来ている額が幾らというふうなことで話になっておりますけれども、正確に言いますと、9,300万円あまりというのは交付税の基準財政需要額の算定額がその額だということでございます。実際来ている額はどういうふうになるかといいますと、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が交付税として交付されます。基準財政収入額というのはいわゆる税金とかそういうことでございますけれども、実質的には二十数%、現在ですと、それが収入額になりますので、それを差し引いた分が交付税として来ているというふうになります。

それと特別交付税ですけれども、町から県のほうに町立病院の経費ということで申請をして、積み上げている額が今申し上げている額になります。ただし、県内の町村に来ている特別交付税、12月分のルール分を除いては3月に来ている額の詳細については示されておられません。ですから、算定上はそういうふうになるというふうなことで、確かに例えば申しました額がそのまま町に来ているかといいますと、若干ちょっと違うということだけご理解をお願いしたいと思います。



○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 追加答弁でますます頭がこんがらがってきてよく分からないんですけれども、要は1億何がしの交付税が入ってきて、それでも足りない。極端に言えば2億7,000万を繰り出ししていますけれども、国からお金を差し引いた金額が一般財源から本来は行くんだというような認識でいいんだというふうに思います。その入ってくるお金のやりくり、パーセントというのは今言った細かい点だと思いますけれども、2億7,000万が全て町からの繰り出しではないんだと。国からもそのうち来ているんだと。それで足りない分を町から一般財源としてやっているんだと。だから、2億7,000万、7,000万と毎年言われますけれども、それが一人歩きしていて、何だ毎年2億7,000万も町で赤字でやっているのかというようなことではないということだけは言えるんだと思います。そのうちの1億、半分以上は来ているんだと。もちろん病院がなければそのお金は来ないわけですから。というふうな認識で私はいました。

それで今うなずいていますので、それでよろしいということなんでしょうけれども、それで同じインフラでも水道とか、あと公共下水道があります。昨日の予算の説明では公共下水道が1億1,000万ちょっと繰り出しがあります。水道事業は3,840万ほどあります。これに対する先ほど言った病院と同じような交付税等があるのかないか。あるのであればどのぐらいになっているのかだけちょっと、難しい答えでなく金額だけお願いします。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えいたします。

本町の一般会計から水道事業会計、こちらのほうへ令和3年度予算では繰出金としまして6,789万7,000円を計上しておるところであります。交付税措置ということでもありますけれども、普通交付税の需要額、先ほど答えの中でもありましたけれども、その辺は省きまして、需要額といたしまして約590万円、特別交付税の交付額として約150万円をそれぞれ見込んでおるとというのが現段階での私どもの整理でございます。よろしく申し上げます。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 水道、公共下水道も町からの繰り出しがあって、国から来るお金もこういう状態だということで、同じインフラというわけではないですけれども、水道とか水というのはやっぱり他の市町村から引っ張ってくるとか何かできない。下水もそうです。ただ、病院は隣の町、市には病院があるので、そっちに行けていれば行って治療をしていただくと、そういう違いはあるかもしれませんが、病院だけが何か赤字だというような、繰り出

しがいっぱいあるんだというようなイメージはやっぱりある程度払拭していかないとまずいのかなというふうに、まずくはないんでしょうけれども、病院がかわいそうですねというふうに思います。

それで、民間企業ですと、やっぱり利益を生む部署、あと利益を食う部署、利益を補助する部署、いろいろあります。その中でもやっぱり福利厚生という部署もあります。私はサラリーマン時代に建設業でしたので、いろいろ建物のお世話になりました。南陽にある病院があります。名前は伏せますけれども、精神科とか、あと内科もちろんあります。今では介護施設もすばらしく大きくやっています。そこで体育館を建てました。2階建ての体育館で、町立体育館と同じく2階はラインを引いてランニングができるような、そういう立派な体育館です。もちろんそこは野球部もありますので、院長自ら野球部の監督をやっているぐらいですから、そういうために使うと。もちろんそれと合わせて地区民に開放するというような病院です。

ですから、そういうふうにして民間でも福利厚生の施設を作るということは毎年維持費がかかるわけです。あまりたとえとしてはいいのかどうか分かりませんが、やっぱり西川町民、今ですと4,889人ですね、3月1日現在。我々の福利厚生施設と考えれば、真っ先に行くのはやっぱり病院ですよ。それにある程度のお金をかけるというのがしようがない。やっぱり我々の一番身近な健康と命を守る病院というのは、ある程度そういうふうな考え方はどうかとは思いますが、そういう意味ではやっぱり必要不可欠な医療機関、町にとっては、我々町民にとっては言葉がちょっといいかどうか、福利厚生施設とすれば必要な施設であろうというふうに思います。

先ほどの交付税の金額云々と繰り出しをすれば約1億ぐらいの繰り出しになるわけですが、例えば町民4,900人、5,000人にしても2万弱ですよ、1人当たり負担する金額は。例えば2019年で国の医療費に関して約44兆円ぐらいかかっている。そのほかに5,000億ぐらい、公立病院1,455あるそうですけれども、それに5,000億ぐらいかけていると。この前もちょっと話をした記憶がありますが、例えばあと5,000億出してもらえれば、例えば均等に1,455で割れば三千四、五百万の割り振りが来ると。これは仮定の話です。

そうすると、例えばそれをいただければやっぱり町民1人頭1万二、三千円ですよ、負担。月当たり1,000円、決して高くはないと思います。やっぱり民間企業病院でできないものを公営病院がやる仕組み的なものがあるわけですよ。民間病院ですと、やっぱり営利というものを考えます。やっぱりもうからない部署は削っていく、縮小する、もうかるものはどんど

ん上げていく。公立病院というとはいかないわけで、ある意味赤字はしようがないんだと。例えば今回のコロナなんかでも公立病院という重要性が非常に重要視されてきたと思います。そういう意味で、やっぱり公立病院というのは平時は赤字でも、いざとなったときは頑張ってもらおうというような考えは必要かなというふうに思います。

ですから、なるべくみんなで町立病院を維持していくため、もちろん病院も努力はしてもらわなきゃならないんですけども、町としては我々もそういう考えでいくべきかなというふうに思うんですが、町長、そういう考えは大いに賛同できる、少しは賛同できる、却下、話にならんというような、どんなものかお願いします。

○古澤議長 答弁は小川町長。簡潔にお願いします。

○小川町長 まず、議員からありましたように町立病院は福利厚生も含めた町民の皆さんの健康を守るとりでということですので、これは当然だと思っていますし、今社会生活上、どうしても経営面に乗らないと申しますか、本来であれば自由主義でありますので、そういった経済も自由主義の名の下に経営がなされるわけですが、そうはいかないわけでありまして、どうしても赤字面、社会生活でしなければならない部分については町が責任を持ってやるというのは、これは当然だと思っています。ですから、病院だけでなく公共交通、要するにバスもそうですし、そういったものも含めてになります。

昔、四、五十年前までは国も3公社5現業というふうなことで、国がどうしてもやらざるを得ない、そういった部分については国が責任を持ってやるということだったんですが、それが株式会社化されたということでありまして、まだそういった面では私も満足できない部分もあるんですが、町としてやるべき部分については、これはすべきだと思っていますので、よろしくお願いします。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。時間が大分進んできております。通告内容も結構あるようです。ですから、簡潔にお願いします。

○2番（佐藤 仁議員） ご指導ありがとうございます。

それでは、質問2に移ります。今後の病院の運営で夜間診療及び休日診療等を含め、町民の方々から信頼され続ける病院運営をどう進めていくのかお聞きします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の第2点目ではありますが、これまでの質問の内容ともダブる面があるかと思いますが、町民から信頼され続ける病院経営についてでありまして、町立病院は町民の皆さんが生活していく上でなくてはならないものでありまして、町民の皆さんから信頼され続け

ていくには病院機能を安定的に持続させていく必要があります。そのためにも信頼されるかかりつけ医を目指して努力していくことが肝要であります。

しかし、24時間365日いつでもご期待に沿った受診を可能にすることは困難でありまして、常勤医が不在となる夜間や休日診療は山形大学医学部附属病院の派遣医師にお願いしながら開院しているところでありまして、やむを得ず手薄な状況になることはご理解をいただきたいと思っています。そういう意味で西川町立病院は5,000名の人口の一病院であります、常勤医師4名というのは県内でも突出した病院でありますので、その辺も含めてご理解をお願いしたいと思います。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 5,000人程度の人口で病院を構えている地方自治体というのは、西川町は珍しいというふうに事務長からもお聞きしております。当然診療所とか格下げになっていくべきものを今一生懸命そういう体制で病院として維持していくと。それはよろしくお願ひしたいというふうに思うわけですが、先ほどいろいろ接遇面でいいなというふうなことのお話をしましたけれども、病院の特に休日の診療体制です。非常にこれは前もちょっと決算委員会のときにも話をしました。うちの母親が去年の1月、介護施設で熱が出て、病院に電話したら断られまして、解熱剤くれといたら解熱剤はドラッグストアで売っていますからどうぞというようなことで、しょうがないので寒河江の休日当番医のところに行って事なきを得たと。今年にもまた同じ1月なんですけれども、1年に一回反抗期がありまして、またデイサービスに行ったところ熱が出たということで、迎えに来いということで行って、町立病院に電話しましたけれども、これまた模様を見てくださいと。解熱剤で処方してもらえないか、もう少し模様を見てからというふうに言われました。

寒河江の当番医のところ電話しまして、西川町なども町立病院から見てもらえないのかというふうに言われまして、そういう事情を話したところ、先生が「ほんならことなら私電話してやる」と、病院のほうに。ちょっと待ってくださいと。もう一回私頼んでみるからというような話をしました。ちょっと事例を話さないと分からないものですから聞いていただきたいんですが、病院に再度電話したら同じような内容ですよね。看護婦さんは一々ちょっとお待ちくださいということで、先生のアドバイスを受けての対応だと思います。寒河江のクリニックに行きましたら非常に対応がよくて、もちろん抗原検査もやろうと。年寄りなので、別の病気になるとうまくないと血液検査までしてくれて、抗生物質の注射まで打つてくれると。解熱剤も高いものもあつけど。先生はもちろん外での対応ですから、中には入れな

いので。そういうふうにやってもらったと。最後に看護師さんいわく、「西川町民なのに町立病院で見てもらえないのは残念ですね」というふうに言われまして、ぐさっと来ました。こういう話がありました。

2回も3回もこれが氷山の一角なのか私だけが体験しているのかどうか分かりませんが、町民は当番医、あるところからお願いしている先生ですよ、日曜日ですから。その人を責めるんじゃなくて、やっぱり西川町立病院はどうなんだと。こういう体制なのかというふうにやっぱり感じてしまうと思うんです。そこら辺、町長はどのように思いますか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 議員がおっしゃるようないろんな事例があろうかと思いますが、それらには現場であります町立病院の事務長のほうから具体的なことで答弁させますので、よろしく願います。

○古澤議長 追加答弁は松田病院事務長。

○松田病院事務長 ただいまの佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

まずもって初めに、町立病院の受診に関してなかなか行き届かない点があるというようなことで、不愉快に感じた点につきましてはおわび申し上げたいというふうに思います。

現状を申し上げます。まず、現在、発熱しているという患者さんの対応については、イコールコロナ疑いというような見方をするようです。西川町立病院はコロナ対応の時間帯というのを決めておりまして、曜日ごとの設定でいくと月曜日から金曜日になっており、土日はいわゆるコロナの発熱外来には対応していないというような状況で寒河江の医師会にも報告をいたしております。これは土日の対応不可ということに関しては、町立病院については朝日も寒河江市も同じです。寒河江市内のクリニックですと、土曜日の対応時間帯というのが設けているところはほとんどあるようでございます。

ということで、土日につきましては山大の派遣の先生が来ているというような状況でございまして、なかなかいわゆる発熱外来対応については山大から来られている先生方のお考えもあり、いわゆる発熱患者との接触ということについては避けられる状況にあったのではないかなというふうに思います。

あと、山大の先生については当然当院の当直が終わると山大の病院のほうに復帰しなければならぬというようなこともありますので、当院の常勤の先生が常にやっつけてくださっているような内容で行えるかということ、なかなか難しいところがあったということも正直なところでございます。ということで、なかなか山大の先生については、発熱外来については受付

するのが難しいというようなことがあったということで、佐藤議員のようなお話というか、苦情的なことがありますて、最近では2月に入ってから町内でのコロナ発生事案も来ておりますので、なかなか山大の先生方にコロナ外来にすぐ対応してくださいというようなことは、病院としても土日はやっていないと言っていることですから対応ができなかったんですけども、先月の末頃の医局の会議で話になったんですが、今後というか現状もそうなんです、PCR検査の対応は難しいということにしても、PCR検査は職員もいないので対応できないんですね、土日に関しては。ただ、抗原キットでの簡易検査については町民からの土日の連絡があったら、抗原キットでの対応はやってもらうようお願いしていきましょうというようなことになりました。そのようなことで病院としては対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 病院は病院なりのいろいろな都合があるわけでしょうけれども、それは周知をしていただいて、ただ、同じ患者が片脇では見てもらえなくて片脇では見てもらえるというような我々被保険者、保険料を納めている人間にとっては、日本の医療体制があまねくどこへ行っても平等に医療行為が受けられるというようなことは、同じ西村山地区でも受けられないと。しかも、こんなことは言いたくないですけども、医師法の19条には応召の義務がある。格別なことがない限り、先生方は患者を見なければならぬというようなことまであります。コロナ禍でそういう医師法の19条が問題になっていますけれども、それはそれで病院の決まりであればしょうがないですけども、1つだけ去年は指を切ったと電話したら、それは日曜日です。電話したら縫えないので来てもらっても困ると。その人いわく、見ないうちに縫わないか縫わんたていいか分からないだろうと、言われて寒河江の病院に行くと。その人はもう来ないですよ、町立病院に。そういうものがやっぱり大事にしてもらわないと、対応ですね。それは日曜日です。そういうものは町民の病院であるわけですので、やっぱり改革というか、頼んでいる側は非常に先生にそういうのは言いづらいんだとは思いますが、改革をぜひやっていただきたいなというふうに思います。

後期高齢者及び国民健康保険の関連で、西川町にこの前、土田課長に聞きましたら約2,300名ほどおられます。そういう人たちはぜひともやっぱり町立病院を利用させていただく、もしもの場合。それを逃がしてはやっぱり経営もおかしくなるということですので、そこら辺は十分注意をしていただいて、今後は対策を練っていただきたいなというふうに思い

ます。

次の質問に移ります。

役場での各部署における危機管理体制ということで、コロナウイルス感染により職員が欠勤した場合の業務継続計画ですね。あとは本庁舎をはじめ病院、交流センターあいべまたは小中学校等の建物や電気水道、OA機器などの非常時における維持管理に対するマニュアル等の有無を含めた現状の危機管理体制をお聞きします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の第2点目ではありますが、役場の各部署における危機管理体制ではありますが、時間もありませんので、簡潔に申し上げます。

初めに本町の危機管理体制について申し上げますが、本町では町民の皆さんが安心して生活できる環境づくりに資することを目的に平成26年2月、課・公所等の緊急時の役割や緊急事態発生時の基本的な行動ルールなどについて定めた西川町危機管理要綱を設定しております。危機管理要綱では、危機または危機となるおそれがある事態を緊急事態としまして、緊急事態の発生を未然に防止し、または緊急事態発生時に被害の拡大防止及び早期復旧を図ることを危機管理と定めております。

この危機管理体制については、災害対策基本法に基づく西川町地域防災計画、武力攻撃事態等における町民の保護のための措置に関する法律に基づく西川町国民保護計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく西川町新型インフルエンザ等対策行動計画などにより整備されている場合と、課・公所が危機管理上想定される事態に対処するための計画及びマニュアルを策定している場合があります。

まず初めに質問の1番目ではありますが、初めに新型コロナウイルス感染症の感染者もしくは感染者の濃厚接触とされ、出勤困難な職員が多数発生した場合の業務継続計画、いわゆるBCP、ビジネス・コンティニュイティ・プランについてではありますが、本町の新型コロナウイルス感染症に関する事業継続計画については、新型コロナウイルス感染症の第6波の急速な感染拡大と本県で初めて地方の自治体がまん延防止等重点措置の対象地区に指定されたことなどを受けまして、現在計画の策定作業を鋭意進めているところであります。

計画の策定までにはもうしばらく時間を要することから、計画策定完了までの間に万が一多数の職員が出勤困難となるような事態が発生した場合は、平成26年2月に作成しております西川町新型インフルエンザ等対策行動計画を参考とし、新型インフルエンザを新型コロナウイルス感染症と読み替えまして、新型コロナウイルス感染症特有の感染メカニズムや感染

防止方法等を考慮しまして、感染防止対策や業務の優先、重要度を見極め、町の業務継続を図ることといたしておりますので、ご理解をお願いします。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 危機管理においては、やっぱり自然災害時に対する危機管理と感染症に対する危機管理、大きく分けて2つあると思います。災害については今まで一生懸命やってきて、今度は感染症が今問題になっていて、BCP、今話がありましたようにビジネス・コンティニューイティ、ちょっと口が回らないですけども、プランニングがあると。やっぱり一番問題は、例えば役場関係でも職員が感染した場合、足りなくなった場合どうしていくのか。これは本庁舎、あと教員、病院もそうですよね。そこら辺のやっぱりマニュアルをきちんと作っておくというのが今までの災害とは違ったマニュアルの作り方をしていかなないと、いざというときに困るんだらうというふうに思ってマニュアル等ということで質問させてもらっております。

あと、バックアップですよね。今OA機器がいっぱいあるわけです。特に病院なんかは電子カルテです。どこかの病院では去年サイバー攻撃に遭って、バックアップもネットにつないでいてオシャカになって、一つ一つまたカルテを作り直したと。それも患者に聞いたり職員が思い出しをしながらカルテの作成をやったというようなことがあります。そういう面で人員とOA機器関係に関する対応の仕方をどのようにまとめていращやるのか、簡単にちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 役場のほうで構築しております行政情報システムについてでありますけれども、現在行政情報システムにおける非常時、最近ではトヨタのほうにサイバー攻撃があったようですけれども、そういった関係において危機管理については基本的に町の情報セキュリティポリシーに基づいた対応をしているというところであります。セキュリティポリシーの中では、情報資産に対して想定される危険性として大きく4つ分けて対策を講じるとしておりまして、1つは人的対策、2つ目には物理的対策、3つ目には技術的対策、4つ目には運用における対策というようなことで対応しておりまして、この4つのセキュリティ対策に対して具体的な実施の手順などについても定めているところであります。

また、情報漏えいや不正アクセス、地震や火災など緊急時において事故が発生した場合は、情報セキュリティポリシーの下、情報セキュリティ緊急時対応計画によって迅速に対応することとしておりまして、万が一情報システムがサイバー攻撃や地震等で被害を被った場合に



あつては、発生した事故を正確に、そして、適切に把握して被害拡大防止、復旧、再発防止等を的確に行うようにするため、緊急時の対応組織、町では西川町CSIRTというような設置をすることと定めておきまして、こちらのほうの対応強化を行うために、一昨年、令和2年には寒河江警察署と合同でその対応、自己訓練なども行っているところであります。

以上であります。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 前と違ってアナログの時代からデジタルの時代で、非常に便利さゆえに今度はそういう面の対策が大変な面、またはもろさが出てくる面があるんだろうというふうに思います。

人の件もそうですけれども、やっぱりいざというときの例えば病院なんかでは電気ですよ。停電になった場合どうするのかと。いろいろ1周、2周、3周とかやって何秒以内には切り替わる。その間に自家発で電気を確保するとか、いろいろな決まりがあるわけです。それは各建物の中においても同じだと思います。役所の場合ですと、人が移動するわけです、何年間で。ある程度のマニュアル的なものがないと、変わった場合にいざというときに対処するのが難しいんだろうというふうに思います。

そのためにもこれを見ればいざというときに分かるんだというような手本みたいなものを作成、あともう一つは、OA機器に関してこの前、読売新聞に出ていましたけれども、サイバーテロに遭った場合の保険というものがあるそうです。例えば病院なんかで400床ぐらいですと、50万から150万ぐらいの保険で入ると。入る入らないは別にして、入る場合に非常にチェックが厳しいそうです、保険会社は。こういうことをやっているか、それに入るまでにオーケーが出ると、大概対策ができてしまうというようなことで、それは病院に限らず本庁舎のほうもそういうふうなものをちょっと調べてみて、どういう内容なのか、いざというときに皆さんのパソコンが全然動かなくなるようでは仕事ができなくなるわけですので、そういう面の保険のほうとか対処の仕方もちょうと今後検討してみてもどうかというふうに思いますので、提案をしておきたいというふうに思います。

あと2分ほどあります。私は議員になって3年、今日で一般質問は11回目です。先ほど議長からもちょっと質問の内容が長いというようなご指導をもらったと思います。町長もちょっと長いところはありましたけれども、それはおあいこということで、私も何も分からないでこうなって、いろいろちぐはぐな質問をしたというふうに自分でも反省しておりますが、今まで11回の中で。その都度、町長は丁寧な対応をしていただいて、答弁をしていただいた

というふうに私個人なりには思っております。そういう意味で非常にありがたいなというふうに思います。大変お世話になったということで、この場を借りて御礼を申し上げたいというふうに思います。

1分、2分ありますけれども、町長がなければ私はこれで終わります。

○古澤議長 以上で、2番、佐藤仁議員の一般質問を終わります。

---

◇ 菅野邦比克 議員

○古澤議長 続いて、4番、菅野邦比克議員。

〔4番 菅野邦比克議員 質問席へ移動〕

○4番（菅野邦比克議員） 4番、菅野邦比克です。

今日は2つの議題について質問させていただきます。

まず最初に、新型コロナの対応に当たられている職員の皆さん、大変ご苦労さまです。体に十分気をつけて町民のためにひとつよろしくお願ひしたいと思います。

最初に、みどり団地の第2期工事の進捗状況についてお伺ひします。みどり団地は若者が西川町に定着するため、また、単身世帯が利用できるアパートになっております。今後にもぎわいのあるまちづくりに建設されるものと思っております。令和3年度から工事が開始されましたが、現在の進捗状況や令和4年度以降に建設されるアパートについて質問します。

質問1、現在地盤工事や下水管理設工事などが行われています。現在の進行状況やアパート建設が何月頃から始まるのか質問いたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

○小川町長 ただいまみどり団地の第2期工事の進捗状況について菅野議員からご質問ありましたが、まず初めに、本町の住宅団地造成について申し上げます。

本町では、人口減少に歯止めをかけるには若者に住んでいただくことが喫緊の課題であると捉え、これまでみどり団地の第1期造成を行い、特に若者の子育て世帯を重視した補助金制度を創設し、宅地の分譲や町営住宅、長期賃貸住宅の整備を行ってまいりました。現在、3区画の分譲地が残っているものの、町営住宅や長期賃貸住宅は満室であり、一定の効果はあったものと捉えております。令和3年度から施工しておりますみどり団地第2期造成事業

では、定住人口を確保するために単身者や若者の子育て世帯等の様々なライフスタイルに対応できるような住環境を整備してまいりたいと考えております。

それでは、第1点目のご質問であります。みどり団地造成工事の進捗状況と今後の予定であります。造成工事につきましては、宅地造成部分の工事が完了しており、3月25日までの工期で道路の舗装工事などを終了し、完了する予定であります。町営住宅2棟、内訳は1LDK1棟、2LDK1棟であります。これらの設計については3月25日完了予定で進めております。

今後の予定については、現在設計中の町営住宅2棟は4月に建築確認申請を行い、建築確認済証の交付を受けた段階で入札に向けた手続を進める予定であります。また、令和4年度には3LDKの町営住宅2棟の設計を計画しておりまして、4月中の発注を予定しております。そのほか、令和4年度中に長期賃貸住宅の入居者募集を行う予定であります。

なお、令和5年度以降の予定につきましては、令和5年度に3LDKの町営住宅2棟の建築工事並びに長期賃貸住宅の設計、令和6年度に長期賃貸住宅の建築工事を予定しているところでありまして、各町営住宅の入居者募集につきましては、完成後、随時公募を行う予定であります。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 町長は以前、団地づくりについて楽しい団地づくりをしますというふうな答弁をされておりました。今回のアパート建設については、その楽しい団地づくりが設計については生かされたものであるというふうにご認識しているかどうかちょっと最初にお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 今回の設計につきましては、住宅地の配置等についてもそうではありますが、残った区画の利活用等も含めてであります。若干制限されたものと認識しておりますが、ただ、除排雪等については、ちょうど南側の道路もずっと周回道路がありますので、その土手側にも除排雪ができるんじゃないかというようなことでの検討もしておりまして、これまで以上の雪の対策等については配慮したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 雪対策についてはいろいろと話が出ておりますので、また後で質問します。

今回のアパートについては、西山杉を存分に生かしたアパートになっているのかどうか、また、西山杉を生かした特徴がどこにあるのか、建設設計についての質問をしたいと思います。

○古澤議長 質問2ですよね。

○4番（菅野邦比克議員） 木造の西山杉を存分に生かしたものになっているかどうかということちょっとお聞きしたかったんです。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 西山杉の利活用も含めてのご質問であります。議員のほうから通告がありました第2点目が西山杉の関係であります。全体的に製材業、それから、森林組合等々も一緒に協議しまして、できる限りの西山杉の利用を考えているところであります。さらに、これは今の若いと申しますか、建売住宅を見ますと、全てが壁は大壁であります。素材の杉材等材木の素地が見えないような壁紙で全てなっております。これまでの西川町の町営住宅もそういったこともあったわけですが、できる限り目に見えるような、そういった設計をしてほしいというようなことでおりますので、詳細につきましては、もしあれでしたら担当のほうからご説明させますが、基本的にはそのようなことで考えております。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 2番と何か質問がダブったようで大変失礼しました。

このアパートについて、若者向けというふうなことになりますので、これは若者は40歳未満というような位置づけにはなっているということですが、この年齢制限は設ける予定があるのかどうかちょっと質問したいと思います。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 プロジェクト会議を立ち上げまして、このみどり団地第2期造成事業については議論してきておりますが、その年齢制限までまだ話になっておりませんので、今後そこまで詰めて公募に向かっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 若者というと、若い人でないと入れないのかどうかというふうなご心配もあるかと思っておりますけれども、ぜひ柔軟に対応していただければありがたいというふうに思っております。

また、それに関して外国人の方も入居したいと、勤労の関係で入居したいという場合は、それもこれからの検討ということになりますか。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 今後予定しております3LDKの場合ですと、町内の企業に限り、例えばシェアハウスとして企業が借りられるというような場合を想定して検討しておりますので、そちらのほうで外国人の方も含めるかどうかというのでも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 今年度から建設が始まるということで、入居募集というふうになるかと思いますが、入居時、前にもいろいろ話し出ておりますけれども、区との連絡ですかね。出入りが今度非常に激しくなるかと思いますが、入居したときの区のいわゆる負担とか説明とかいろいろあるかと思いますが、少しトラブルが発生する場合がありますので、入居をしたときに区とか対象の2町内の町内会長あたりに連絡して遺漏がないように今でもなっているのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 今までそうだったかということ、その辺は例えば入居したからということで各町内会長に連絡をしたとかというふうなことはなかったと思っております。今後、例えば入居したいといった場合に区、町内会の説明ですとか強制はできませんけれども、その辺の説明でありますとか、あとは区、町内会と連携させていただくことがあれば、区、町内会さんと相談させていただいて、対応できるものにつきましては対応していきたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） ぜひそうしていただければありがたいというふうに思っております。というのは、いろいろ区の行事も随分ありますので、そこでそんな話は聞いていないというようなトラブルも何件かありますから、ぜひそういう点で、あと出不足料の負担金が出ない場合は幾らだとかと、こんな話も聞いていないとかということで非常に町内会長と区長あたりも大変苦勞しておりますので、できれば入居が決まった段階で入られる方にお邪魔してスムーズな説明ができるような体制であれば一番よろしいかなというふうに思っております。でないと文書を配布していきなりぱっと言われると何だというふうなものもありますので、今度はどんどん対象の2町内も何世帯になるんですかね。70、80世帯ぐらい、150世帯

ぐらいになるでしょうかね、みんなで。非常に大きい世帯になるので、そういった面ではあまり区と町内に負担をかけられないというふうなこともあろうかと思しますので、その辺をスムーズにされるようにひとつ区との調整もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、この西山杉について、すみません、2番に移らせていただきます。

西川町の町産材に杉材と思われまふけれども、町のアパートに使用する絶好の機会と思われまふ。これらの建物に使用するのは当然かと思ひますが、考へについて質問しまふ。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 町産杉材の使用についてであります。今後整備を予定しております町営住宅等につきまふは、これまで整備してまいりました若者定住促進住宅などと同様に、土台を除く建物の柱やはりなど構造材に町産西山杉を活用する計画でありまふして、内装については退去時に入居者負担による現状復旧が必要な町営住宅では、入居者の負担が増えないように考へしまふして、玄関部分や棚などの一部の家具類に町産西山杉を活用する計画であります。

以上であります。

○古澤議長 質問途中ではございまふが、ここで昼食のため休憩をいたしたいと思ひます。

再開は午後1時といたしまふ。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開しまふ。

先ほどの議員の質問に対して追加答弁がございまふので、先に答弁をさせていただきます。

答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 先ほどの菅野議員のご質問で町営住宅に新たに入居される方の情報を地元の町内会に提供しているかというようなことがありまふたけれども、新たに入居される方の承諾を得て、これまでも情報を提供しているということでやっけてきておりました。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） ありがとうございます。新しく入られる方もアパートに来て順調に問題なく入居できれば最高だと思ひておりましたので、これからもよろしくお願ひしたいと

思います。

問2の質問を続けます。

西山材をPRするにアパートの上棟式が終わったあたりに建設業者とか建築業者、それから、ハウスメーカーなどを呼んで西山材の西山杉、西川町産材が多くなるとは思いますけれども、内覧会のようなものを開いてPRされてはいかがかなというふうに思っておりますけれども、どうお考えでしょうか。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 やはり町営住宅を整備するに当たりまして、町産材の西山杉を使って行うということは絶好のPRの機会でありますので、そのPRの仕方につきましても検討して、PRに努めていきたいと思っております。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） ぜひやっていただければ西山材のPRになるかと思えます。これまでも西山材の杉というのは西川町で大量に生産しているというふうなことは、いろいろ議論されておりますが、どうも認知度がちょっと低いのではないかというふうなことが前から言われておりますので、その辺、今度4棟の建設、20戸分作られるわけですがけれども、ぜひ西山材の認知を深める意味でいろいろとこれから対策を打たれると思うんですがけれども、具体的に西山材は西川町でこれだけ生産しているんだというふうなPRは何かございますか。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長 西山材、西山杉のPR関係というふうなことでございます。西山杉につきましては、議員ご指摘のとおり西川町の材としてこれまでもこれからも県内におきましても、県の森林（モリ）ノミクス条例というふうな中で、金山杉と並んで西山杉が条例の最初の項目に出てくるぐらいの名木だというふうな位置づけをしていただいております。そんな関係でこの西川、大江、朝日のエリアが西山杉のエリアでございますので、そういった方々と一緒になりながらPRに努めてきているところでございますし、西川町におきましても、古来西山杉の一番の産地だというふうなことでさせていただいたところでございました。

その中で、川上、川中、川下の中で西山杉利活用推進協議会というふうなことを立ち上げながらこれまでもしてきているわけですが、なかなかやはりこの木材需要の低迷が影響しております、それまでのものが建っていないというふうなことでございます。したがって、今年度も予算の中で申し上げる予定にしておりますけれども、川上、川中、川下のこれ

までの事業をしっかりと再度見直しを行い、それぞれの立場に立った西山杉の振興というふうなことを提案してまいりたいなというふうに考えているところでございますので、やはりできるところからというふうなこともありますけれども、そういったところで考えさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。西川町産材については、いわゆる伐採期を迎えたものが相当あるはずですので、ぜひその辺を考慮していただいてPRに努めていただければというふうに思っております。

3番目の質問に移ります。

令和4年度からアパート建設が始まりますけれども、建物は一括受注なのか個別発注なのか質問します。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の第3点目、令和4年度建設予定の町営住宅の発注方法であります。町産の西山杉材につきましては町が一括購入しまして、施工業者に材料を支給する予定でありまして、また、工事の発注については現在のところ一括発注を考えておりますが、今後の状況に応じて、建築、機械設備、電気設備ごとの分離発注も検討してまいりたいと考えております。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 一括の発注ということでありましたが、要は今度は4棟のアパートを建てるわけですが、これ全部一緒という考えなんですか。それとも一棟一棟が一括発注というか、どういう意味なんでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思ひます。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 今回、町営住宅として1LDK1棟と2LDK1棟ということで計画してございます。当然工期も限られておりますので、一棟一棟ということでの発注ということで今のところ計画しているところであります。

以上でございます。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 一棟一棟発注というふうなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。



西川町には建設業者、それから、資材納入業者がたくさんいらっしゃいます。町営アパートの建設についてはお聞きのとおり、いろいろと参入したいという業者がたくさんいらっしゃると思いますので、それらの方々のためにぜひ発注の機会を与えていただいて、業者の資金循環に寄与していただければ本当に町内の施工業者についても助かるのではないかとこのように思っておりますので、今の一棟一棟のいわゆる個別発注という言葉になるんですか、一括発注ということなんですか。要は一棟一棟発注ということでもいいんですよね。別々だということでもいいんですよね。分かりました。

ぜひそういう機会を与えて、建設業者、納入業者、それから、様々あると思いますので、ぜひそういう機会を業者のほうにさせていただいて、資金の町内循環を図っていただければ何よりだというふうに思っておりますので、そういう考えでよろしいですよね。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 工事等を発注する際は、工事の指名審査会を経て行うわけでありまして、詳しくは申し上げられませんが、当然1棟ずつというふうな発注方法でありますし、あとは建築とかそういうのもどういうふうに今後していくか、分離するかというのも例えば外構工事とか、それも含めて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） そのようにしていただければ町内の業者も非常に喜ばれるというふうに思っておりますし、ぜひせつかくの町営アパート建設でございますので、機会をぜひ与えていただいて、みんなが誰がどうというわけにはいきませんが、そういう機会を与えていただければチャンスが生まれて、業者のほうもよろしいのではないかとこのように思っておりますので、今後も配慮をよろしくお願したいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。大きい2番目に行きます。

ケーシーフレームの自己破産申請についてであります。令和2年9月の定例会一般質問の答弁で、この9月頃に自己破産申請を行うと相手の弁護士より連絡があったというふうな答弁がありました。令和3年12月の一般質問でもこの12月に自己破産申請を行う予定であると相手の弁護士からの連絡があったと答弁されていますが、いまだに自己破産の動きはないようですが、現状についてお伺いします。

質問1、2回とも相手の弁護士から自己破産申請について連絡を受けているというふうに

答弁しています。しかしながら、1年以上たっても動きがありません。実態はどうなっているのか質問します。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 ケーシーフレームの関係であります、これまでも議員のほうからご質問がありましたが、ご質問にお答えいたしますが、ケーシーフレーム株式会社の破産手続開始の申立てについてであります、破産手続開始の申立てにつきましては、前回の令和3年第4回定例会の一般質問で、債務整理を依頼されている弁護士からは年内に行う予定で進めているとの話がありますので、注視しているところでありますとお答えいたしました。

しかし、その後破産手続開始の申立てを行ったことは確認できておりません。2月に弁護士から聞き取りした話では、裁判所からの追加書類を準備しており、破産管財人の選任までには至っていないとのことでありますので、以前として注視している状況には変わりがないというところでありますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） そうしますと、相手の弁護士から令和2年9月の答弁のときも一応弁護士が取りまとめて破産手続に行かれそうだというふうなことで連絡はしてきているのではないかと思いますけれども、単純にしそうということで弁護士が連絡してきているのかちょっと分かりませんが、あまりにも安易な弁護士の動きかなと思っておりますけれども、その辺の内容は令和2年9月のときの答弁でも何も進まないままにその後来ているという状態だったのでしょうか。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、これまで議員はじめ、議員の皆様からのご質問に対してお答えしております、この破産手続開始の申立ての件につきましては、いずれの答弁で申し上げた際にも全て向こうの相手方の弁護士のお話ということで話を確認した上で、それをそのままお答えさせていただいているところでございます。したがって、12月のただいま町長が申し上げた内容、これは先方の弁護士の話のとおりでありますし、今回ただいま2月の聞き取りした話というのも当然2月に向こうからいろいろな連絡の中であった一つがこういった話であったということでお答えしているところでございます。

そういったことで、私どものほうでは先方の話を正直にお答えしているわけでありまして、そういった手続の進み具合、状況等については議員もおっしゃられましたように、私ど

ものほうでは当然分からない、関知していないというのが現状でございます。当然破産手続開始の申立ては当事者たる方の責任において行うものでございますので、それはそれで淡々と行っていただくよう、なおかつ早期に行っていただくよう私どものほうからは早くということで強く申し上げておりますけれども、申し上げているような状況にあるということでご理解をいただければと存じます。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 今回も裁判所からの書類がまだ足りないというふうな今答弁がありましたけれども、これは内容については分からないということなんでしょうね。あまり大きなものでなければ、もう一気に自己破産申請受理になるというようなことに進かとは思いますが、内容が分からなければ進みようがないというようなことなんだろうけれども、その辺はぜひ交渉の段階でいろいろ聞き取りしていただいて遺漏ないようにお願いしたいと思います。

それで、自己破産申請が受理になった場合の対応についてちょっとお伺いします。当然平成2年9月に自己破産申請受理になりそうだというふうな答弁の中で、そのときは自己破産申請をした場合の対応について、例えばあそこの体育館を買ってくれとくるのか、ただで返すよとくるのかちょっと分かりませんが、シミュレーションは行っているんですか、即対応については。令和2年9月と令和3年12月の答弁で2度もありますので、そういう町の中で一応この場合はこうしていく。100万で買ってくれたらこうだ、1,000万ならこうだというふうなシミュレーションはしていたのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

これまでもお答え、ご説明申し上げますけれども、破産手続の開始の申立てを裁判所で、山形地方裁判所ということになるんだらうと思いますけれども、受理されて破産管財人を選任された段階では債権者と関係ある方に対しては裁判所から通知があると。合わせて、官報でも公告になるというふうに認識してございます。

私どもといたしましては、議員がただいまおっしゃられたような内容については、当然事務担当のレベルでは様々な想定はいたしております。しかしながら、そこに入りますと、法的な戦い、争いということに相なりますので、専門家のご指導、これも当然必要となってくるというふうに考えておりますので、町の顧問弁護士等とも相談しながらいわゆる管財人が

選任された段階ではやっていくというふうなことでは認識しておるところでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 対応についていろいろ検討していらっしゃるというふうなことであれば問題はないと思いますけれども、2回の自己破産申請の連絡があったということで、もしそういうシミュレーションは全然していないということであるとちょっと問題だなと思って質問したわけですが、いろいろ対応なさっているとすれば、それはそれでいろいろと法的なこともありますので、抜かりないようにしていただければよろしいかなというふうに思っております。

次に、質問の2に移ります。

自己破産申請が行われれば体育館を無償で返してくるのか、有償で買い求めてくるのか分かりません。一度民間の所有物になっているので、解体費用は国の補助金は受けられないものと考えています。それにしても解体に数千万の費用がかかることが見込まれますので、解体費用をどういうふうに出しているのか、予定があるのかどうか質問したいと思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の第2番目の旧西部中学校体育館の解体についてであります。本町にとっては今後破産手続開始が申し立てられ、選任された破産管財人の権限で旧西部中学校体育館を解体処分していただくのが望ましいところでありますが、現実的には極めて困難なことと思っております。議員ご質問の解体費用の国からの補助金については一般的に解体に係る国庫補助はありませんが、現時点では西川町空き家等審議会が旧西部中学校体育館を特定空き家と認定した場合、その除却を行う費用に対して町が施工したときには3分の2が補助される空き家対策総合支援事業が考えられるところであります。

この体育館につきましては、基本的には利用計画がなければ解体して更地で返すのが基本でありますので、そのようなことで今後も進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 利用計画があれば3分の2の補助でやるということですが、一般資金で解体に充てられないようにするにはどうするかというふうな知恵をいろいろ今後出していかなきゃいけないと思いますけれども、一般費用で解体する場合は、数千万かかれば単純計算ですよ、住民当たり1人1万円ぐらいになるというふうなことになりますので、

ぜひそういうふうなものにならないようにいろいろと知恵をお願いしたいというふうに思っております。これもいつどうなるか分かりませんが、西川町の税収も毎年減少しているわけで、だんだんそういう解体費用とか様々な面で金が必要になりますので、確かにこれはこうしますなんて答えられないと思いますけれども、なるべく一般資金は使わないでやりたいという知恵を出したいという気持ちがどれぐらい強いのか、ちょっとそこをお伺いしたいと思います。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 答えさせていただきます。

議員ご指摘の内容については、私個人といたしましては非常に理解はできる場所でありまして、当然法治国家である我が国においてこういった事案の場合はどういった形になってくるのかと。やはり道徳という面からいきますと、当然向こうのほうで責任を取っていただくということで契約も取り交わして譲渡しているわけですので、そう考える場所でありまして、やはり法律、法令、これに基づいた手続が淡々と行われるということになるかと思いますので、そういった場合にどういった対応になるのかということもありますので、先ほど来申し上げておりますようにいろいろな対応を考え、想定しながら今後とも取り組んでいかなければならないと。ましてや破産管財人が選任された段階では、なお一層かなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） これは法的に改定するしかないわけですが、ぜひできれば相手のほうから全額取っていただきたいというふうな非常に強い希望を私は持っておりますので、ぜひお願いしたいというふうに思っております。

次に、3番目の質問に移ります。

小川町長にはこれで一般質問で質問するのは最後になりますけれども、もっと議論したかったんですけども、問い3の質問で最終という形になりますので、よろしくお願したいと思っております。

問い3、自己破産申請が受理になった場合、旧西部中学校体育館の解体費用を町の債権として届けることが可能なのかどうかちょっと質問したいと思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の3点目になりますが、旧西部中学校体育館の解体費用等につきましての今

後の取扱いについてであります。議員ご指摘のとおり平成25年1月18日付で当時のケーシースチール株式会社と締結しました建物譲渡契約では、ケーシースチール株式会社は旧西部中学校体育館の使用が終了したときは直ちに解体しなければならないとの規定がありますが、破産手続での規定の効力などを含め、町が債権として届け出ることの可能性についても破産手続の開始が決定した時点で町の顧問弁護士とも相談しながら対応してまいりたいと考えております。

先ほど申し上げましたが、基本的には終了した時点では更地で返すということですので、町でどのような負担をするというふうなことでなくて、いろんな事例を捉えて検討しておりますが、今時点では町で負担をするという考えは全然ございませんし、あくまでも更地で返すということによってやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 自己破産申請で裁判所から来た場合、できるかどうかという債権届についてというふうなちょっと話をしますと、先ほど町長も今の答弁でありましたけれども、譲渡契約の8条の3項に物件が終了したときに解体してお返ししますというふうなことなんですけれども、まだ自己破産申請したときの債権というのは確定していない。確定するのは税金だけだと思いますけれども、行政側と会社の契約ですので、個人と個人の契約でないで、その辺の捉え方だと思いますけれども、町との契約ですので、自己破産申請の届けをするときに、いわゆる解体するとき幾らかかるというふうなものを確定させていただいて再建届をやって、回収資金を回収できないかというふうなことの私の希望なんですけれども、一般的には確定した段階の債権届をするわけなんですけれども、解体費用を即見取りを取ってできるかどうか、その辺はちょっといわゆる行政と会社の契約ですので、なかなか難しいかと思っておりますけれども、その辺はどういうふうに捉えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

ただいま町長が申し上げました契約等当然あるわけでごさいます。議員のご指摘であれば行政といわゆる法人との間の契約であるというふうなことであります。契約書には解体に係る費用等、これらについての明記というのは当然なされていないということで、乙のほうでいわゆる現在のケーシーフレーム株式会社のほうで解体するというふうな規定がなされておるといってごさいます。そういった一つには行政と法人との契約がいわゆる破産手続

の上において、町長がお答えいたしましたように効力的にどうかという一つの問題もあろうかと思えます。

合わせて契約書等に明記になっていない解体費用、当然これについては破産手続の時点で私どものほうとしては、町長も今お答えいたしましたとおり、これについては向こうのほうでの責任でやっていただきたいと、これは強い考えとして最初から持っておるわけでございますので、いかほどの金額がかかるかと。これの調査というのは当然速やかに行う必要があると認識してございますので、そういったこと等も含めながらお答えさせていただきましたように、顧問弁護士とも相談しながら鋭意検討してまいりたいということでありますので、よろしくご理解ください。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） そうしますと、自己破産申請の届けを出すときにいわゆる解体費用を確定させて、そして、裁判所に届けるという考えではいいですよ。確定していないのに出さないということはないですよ。ここだけちょっと確認させてください。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

破産手続が始まった段階で私どものほうとしては、いわゆる処分、除却、解体、これらについては相手方のほうでやっていただきたい。これは破産管財人にも強く申し上げていきたい内容でございますけれども、申し上げましたとおり、その法的な効果、効力、こういったものも十分に専門家のご指導等もいただきながら取り組んで当たってまいりたいというふうに考えておりますので、何とぞよろしくご理解ください。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 滞納金も随分あるようでございますので、私としては前も質問したことがあります、いわゆる逃げ得は絶対許さないと私は気持ちを強く持っておりますので、最後まで自己破産とか倒産した場合でも最後まで責任を負うのは当然だというふうに思っております。逃げてこれで何もなかったというようなのはやっぱり許されないという気持ちは強いので、ぜひ最後の自己破産で整理するときいろいろ取れるものはがっちりとやっぱり弁護士と相談して取っていただいて、町民の負担を少なくしていただきたいと、こういう願いです。

ですから、向こうの和田社長については、我々どういう社長なのかは分かりませんが、逃げ得は許さないという気持ちが私は強いので、ぜひこの辺はよろしく願いしたいというふうに思っています。

24年12月に議会で譲渡契約の承認をしたわけですが、和田社長というのは私も分からないし、分かっているのは小川町長が一番分かっているでしょうね。だから、これから退任されてからもこの問題についてはいろいろと行政側のほうに助言していただいて、なるべく先ほども言ったけれども、町民の負担にならないようなことで推移していただけるような、推移というか協力をしていただければ大変ありがたいんですけども、町長いかがですか。そういう退任されてもいろいろ協力、法的に進むわけですが、いろんな面で手伝いをしていただけるということはあると思いますか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 退任してからの話ではありますが、私の力がどの程度までご支援、ご協力できるか分かりませんが、範囲内でのご協力はしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） ちょうど来年というか、24年ですので、今年の12月で決議してから10年ということになりますけれども、町に対する税金の納入もそんなになかったし、延滞金のほうはかなり大きいわけで、何回も言いますが、町民の負担にならないように町の中でいろいろと考えていただいて、町民の負担にならない解決策ができるように希望しておりますので、よろしくお願いしますと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、4番、菅野邦比克議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 佐藤耕二議員

○古澤議長 続いて、7番、佐藤耕二議員。

〔7番 佐藤耕二議員 質問席へ移動〕

○7番（佐藤耕二議員） 7番、佐藤耕二です。

私は皆さんが毎日当たり前に見ているテレビが今後も安定的に見られるのかを検証するために質問したいというふうに思います。町内にテレビ共同受信施設組合は現在21組合があり、



全世帯の約65%が加入しています。施設の老朽化や人口減少により組合維持が年々大変になっている昨今、故障時の対応や維持費の考え方をお聞きしたいと思います。

最初の質問です。それぞれの組合を設置してからどれくらい経過しているのでしょうか。NHK共聴組合、自主共聴組合別に一番古い組合、一番新しい組合、また、平均年数等を教えていただきたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 初めに本町の地上波テレビの受信状況について申し上げますが、経過等も含めて最初に申し上げますが、本町は月山や朝日連峰の山々に囲まれており、平地は寒河江川沿いにその支流等に僅かに広がる地形となっておりまして、全町的にテレビの難視聴エリアとなっております。このため、町内の難視聴エリアでは昭和40年代頃から主に地元住民が共聴組合を設立し、NHKと共同してアナログ共同受信施設を整備して、同施設を利用するいわゆるNHK共聴組合として地上波テレビを視聴してきたところであります。

また、平成23年7月には地上波アナログ放送が終了し、地上波テレビはデジタル放送に移行となりました。これに伴いまして、それまで自宅のアンテナで地上波テレビを受信できていた地域でも地上波デジタル放送を受信できない地域が新たに発生したところであります。この状況に対し、地上波デジタル放送を受信できない地域では、地域ごとに共聴組合を設立し、国などの補助制度を活用して受信点と呼ばれる受信施設などの整備を行い、町が整備している光ケーブルを利用し、通称自主共聴組合として地上波デジタル放送を視聴してきた経過があります。現在、本町にはNHK共聴組合が12組合、町光ケーブル利用の自主共聴組合が7組合、その他自主共聴組合が2組合、合計21組合がありまして、世帯としては1,180世帯余り、町内全世帯の約65%が共聴組合に加入し、テレビを視聴しているところであります。

それでは、質問の第1点目、それぞれのテレビ共同受信施設の設置経過年数等ではありますが、初めにNHK共聴組合についてであります。一番古い組合は昭和46年11月に設立されておりまして、現在まで50年経過しております。また、一番新しい組合は昭和57年9月に設立され、現在まで39年経過しておりまして、共聴組合の設立から現在までの経過年数の平均は約44年となっているところであります。

次に、自主共聴組合についてであります。一番古い組合は平成10年1月に設立されており、現在までに24年経過しております。また、一番新しい組合は平成23年7月に設立され、現在まで10年経過しております。共聴組合の設立から現在までの経過年数の平均は約11年と

なっているところであります。

現在の状況は以上のとおりであります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今、町長のほうから答弁がありましたように、非常に組合が設立してから古いということで、NHK共聴組合、それから、自主共聴組合があるわけですが、まず最初にNHK共聴組合と自主共聴組合というのはなかなか分かりにくい方もいらっしゃると思いますけれども、その辺、課長のほうからその違いをちょっと説明していただけますか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

町長答弁にもあったように、NHK共聴組合と自主共聴組合ということで町内に大きく2つの形態の組合があります。答弁にあったように昭和40年代頃から昭和50年代頃にかけて、本町のほうでNHK共聴組合が設立されてきて、アナログ放送を受信してきたわけですが、基本的にはNHK共聴につきましてはアナログ放送時代、視聴困難な地域をNHKのほうで調査しまして、不感地帯、いわゆる難視聴地帯に対してNHKほうがその地域に呼びかけて、NHKと共同して受信点、いわゆるアンテナを設置して、難視聴を解消して共同して受信しましょうというような合意の下でテレビを見てきた組合がいわゆるNHK共聴組合であります。

一方、主に地上波デジタル放送が開始されたのが平成23年7月であります。その際においてはNHKのほうからお声がけするというのではなくて、基本的にはデジタル放送がなったときで、難視聴区域に当たるところが地域の世帯で共同して、難視聴の解消に当たるために組合を組織してデジタル放送を受信するというように組織したものが自主共聴組合であります。

後段の質問にも関わってくる部分であります。その際、自主共聴組合で受信点やそういった設備を整備する際には、NHKや民放各社から、あと国のほうからも補助金をいただいて設立してきたということでありまして、それらの施設については自主共聴組合の財産という扱いになっているというところであります。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今、課長のほうから答弁いただきましたように、NHK共聴組合と、

それから、自主共聴組合の違いがあるわけです。さらに申し上げますと、NHK共聴組合は同軸ケーブルなんですね。簡単に言いますと、そういう壁にコンセントがあつて差し込むというような形になります。自主共聴組合は光ファイバーを利用して、その回線を使ってテレビを見ているというような違いもあります。

今もちょっとお話しありましたけれども、NHK共聴組合のほうが圧倒的に早くやっているわけですね。平均で44年もたっているということで、自主共聴組合のほうは11年平均だということですが、まず自主共聴組合が後からできたわけですが、条件のいいのは本当はNHK共聴組合なんですよ。そのときになぜ本当にNHK共聴組合でなかったのかなというのは先ほどの答弁にありましたように、デジタル化になったのが23年ということなんですけれども、やはりそのときにもいろいろ話があつたと思うんですけれども、後々のことを考えればやはりNHKのほうがよかつたんだなというふうに思いますけれども、自主共聴組合のほうは総務省からの補助金をもらつてやっているんですけれども、それは補助金では一括で終わるんですよ。後で申し上げますけれども、NHKの場合は後々のことも考えて補助金制度というのがあるということを知っています。

そういうふうに考えますと、なぜそのときに入らなかったのか。その辺は先ほどの課長の答弁にも若干ありましたけれども、その辺の説明をもう少し詳しく分かればお願いしたいなというふうに思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 NHK共聴組合がなぜ全町的に組織されなかったかというご質問であります。明確に役場のほうに、町のほうにそういった関係の資料はちょっと残っていないんですが、後ほどの質問にもありますとおり、過去何年間の中にNHK共聴組合さんや自主共聴組合さんの情報交換会をさせていただいた経過とか、あとは実際NHKさんや東北通信局さんにお話をお伺いしたことを総合しますと、やはり昭和40年代当時については難視聴対策ということで、NHKが不感地域の住民に対してお声がけをして共同設置したという経緯があります。

そして、不感地域の中でも恐らく町内では寒河江川沿いに開けた平野部においては、テレビのアナログ放送が何とか受信できたというようなところもありますので、そういったところには自分のご自宅でアンテナを立てて視聴できるということで、ランニングコストはそんなにかからないで受信した経過がありますので、一方、共聴組合になりますと、施設の維持やらそういったことにつきましては年会費を各家庭で負担してやって施設の維持管理という

こともしますので、そういった負担感、そして、組合組織を維持していくためというような  
手続の煩雑さなどを考えれば、アンテナを立てて見られる地域においては、わざわざ共聴組  
合を作ってまでテレビを受信していこうというような機運にまで至らなかったのではないかと  
いうように推測をしているところであります。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今のちょっと課長の話にもありました年会費ですよね。それぞれの  
組合が年会費を徴収して、それを維持費に充てているというような状況だと思います。私は  
6年前の資料をちょっと引っ張り出していろいろ調べてみますと、大体年会費はそれぞれの  
組合で3,600円から1万2,000円ぐらいの間に入っているかなというふうに思っております。  
それだけ維持費がかかるということでやっているわけですよね。

これ全部の組合というか、ほかの組合を調べるわけにできなかったのも、ちょっと参考ま  
でに大井沢共聴組合の話を見せていただきますと、維持費として4,800円年間もらっている  
んですけども、支出のほうが光ケーブルの使用料というのがあるんですね。これは年間17  
万円かかります。これは町のほうへの支払いになります。それから、東北電力、NTT、こ  
れは強化中の使用料として約18万ぐらいかかっています。そうしますと、合計35万、年会費  
4,800円の戸数で掛けますと、40万そこそこで非常に電気代等の維持費がかかるわけですね。  
それまでに追いつかないというのが現状になります。後で申し上げますが、修繕費等もかか  
ってくるというような状況になります。そのような状況なわけですよね。そういうことを今、  
町のほうはどういうふうに捉えていらっしゃるのかなというふうに思うわけですけども、  
いかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまのご質問について年間の維持経費、組合加入世帯の負担感につ  
いてということでございますが、当然NHK共聴組合さんでも自主共聴組合さんでもそれぞ  
れ年会費をいただいております、議員ご指摘のとおりそれぞれの組合さんでテレビを受信  
できるようにおのおの力を合わせて受信のほうに努めているところであります。

ただ、どうしても加入世帯が小さい組合さんがございます。10世帯に満たない組合さんも  
幾つかありますので、そういったところについては今後組合の維持がなかなか難しくなっ  
てくるのではないかなというような懸念をするところでありますが、ただ、組合の設立の経緯、  
そして、大きくはNHK共聴組合さん、自主共聴組合さんということで施設の財産の持ち方

の違いなどもありまして、これらを町が主導して整理統合するとか、そういったことにつきましてはなかなか難しい部分がありますので、その辺のところについてはやはり基本的にはテレビ共聴組合さんの財産でもございますので、その辺のところについては情報交換とかそういった場については町のほうでも設けるところであります。基本的には皆さんの組合さんのほうでその辺のところの在り方をいろいろ考えていただくようなことになろうかと思えますけれども、町としてもそれらのほうの検討の場づくりとか、そういったところについてはご支援、ご協力していく必要があるのかなというふうに感じているところでもあります。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） そのように維持費が非常に多くかかっているというのが今の現状であるということが1つです。それから、新しく加入される場合、新規加入者、これも各組合、NHKも含めまして全部いろいろ、これも前の資料によりましてけれども、調べてみますと、大体新規加入者は加入金として約1万円から多いところでは6万3,000円というような組合もありました。そのほか支線、要するに幹線と支線があるわけですがけれども、その支線の工事費は加入者が負担するというふうにはなっているわけです。

そうしますと、一つの例ですけれども、私のところである方がちょっと別荘なんですけれども、こちらに住所を移して住みたいということでテレビに入りたいというような申出がありました。調べてみまして、業者に頼んで見積りをしてもらいました。幾らかかっと思えます。85万8,000円でした。85万8,000円かかると。さすがにその方はそれではいいということです。テレビを見なくてもしょうがないということなんでしょうけれども、そういうことになりますと、今町が人口対策でいろいろやっていますけれども、移住者にとってはテレビも見られないというのが現状なわけなんです。その辺は例えば金額はそういうことで、これは特殊な例かもしれませんけれども、そういうような状況を町長はどういうふうにお考えでしょうかね。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 新規加入なされるということは今お聞きしまして、改めて驚いているところではありますが、ただ、前々から申し上げていますように、それぞれの地域の中での共同作業も含めて個人の負担、こういったものも同じような形態だと思っています。要するに人口が減って共同作業が大変困難になるというふうな、そういったことと同じように、さらにはいろんな事業があつて、それに負担せざるを得ない、そういった場合の年金生活者の負担が非常に

重いというようなことも含めて、それから、これからのコミュニティの在り方も含めて全体的にそれで町がどういうふうに関わっていくのか、そういった面で議論する必要があると思っております。

そういったことでどういった議論がなされるかではありますが、令和4年度から第7次の総合計画もありますし、それと合わせてぜひともコミュニティ政策、地域づくり、そういった面での住民負担の在り方、こういったものについて議論してほしいというようなことで事務局には言っておりますので、そういった意味で議員の皆さんのいろんな議論もお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 町長のほうで人口減少のための維持費の問題とか組合をどうやって維持していくのかというお話の中での話かと思いますがけれども、私ちょっと今回のもので今お話ししていただきたいのは、移住者対策としてテレビが見られないような現状をどういうふうにこの町は考えなくちゃいけないのかと。全てがこういう状況じゃないと思います。あるいはもう少し非常に数万で見られるようなところも場所によってはあるかと思えます。ただ、現実問題としてそういう事例も出てきておりますので、移住者対策には非常に大きい難題かなと思っております。その辺は今急にお話しして、町長にどう考えますかというのは大変なんでしょうけれども、ただ、移住者対策や人口減少を本当に考えていく上では、やっぱりそういうことまで考えていかないといけないのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひともその辺は頭の中にしっかり入れていただいて今後に生かしていただきたいというふうに思います。

これはテレビの場合、それぞれの組合なんですけれども、今言ったように新規加入になりますと、町のほうから補助金が交付されるんですよ。そういうふうな要綱があるわけですが、その要綱をちょっと調べてみたら、ちょっと私おかしいなと思ったのは、平成26年にこの要綱ができていますね。それには金額が明記されているんです。NHK共聴組合の場合は幾ら、それから、自主共聴組合の場合は幾らというふうに出ているんですよ。自主組合は5万7,000円だと思えました。それから、NHKはたしか3万6,000円ぐらいなんです。

その後、平成30年にまたさらに要綱が改正されているんですよ。30年4月から施行されているんですけども、これを見ると補助金の額が今度は書いていないんですよ。ただ、同軸ケーブル、同軸ケーブルはつまりNHKなんですけれども、この場合は幹線の分岐から

保安器接続部分までの経費、光ケーブルの場合は光回線の装置接続部分までの経費しか書いていなくて、金額が入っていなかったんです。私の頭の中にはずっと前から自主組合の場合は5万7,000円だったような記憶があったんですけれども、その辺ちょっと課長、説明していただけますか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまのご質問ですが、毎年テレビの視聴をするために新たに加入される場合、議員ご指摘の補助制度を用意しておりまして、予算上としては20万予算を確保しております。ご指摘のとおり要綱上は金額をうたってございません。かかる経費ということで、以前はそういったような規定があったと思いますけれども、やはりケース・バイ・ケースというようなこともありますので、金額なしの要綱にしております。基本的には予算の範囲内というようなことだろうというように認識しております。

先ほどのちょっと離れたところに移られた方に対して、テレビを視聴する場合にあっては80万かかるというふうなご指摘があった部分についてとも関連するわけですが、基本的にはやはり補助を町のほうがしたとしても、そちらの設備につきましては、その共聴組合さんの財産にもなってくるわけでございます。ですので、その後の維持管理、ランニングコスト等を考えた場合、やはり共聴組合さんは共聴組合さんのほうでご自身の難視聴のエリアはここからここまでだというようなことなどの設定もあっていいのではないかなというようにございます。

極端な話を申し上げれば、人里離れたところにぽつんと建てたところにテレビが見られない場合どうするかというふうな議論にも、どうしてもそういったことも想定されますので、そういったことを考えれば、ある一定の線引きが必要かと思っておりますが、基本的にはまず予算の範囲内で措置できるところで対応していくということが基本でありまして、そのような運用を要綱上でやっていきたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） いろんなケースがあるかと思えます。ただ、一つ申し上げておきたいのは、さっきの移住の問題なんですけれども、私のうちのすぐ近くにやはりそういう方がいらっしやいまして、その経費はそんなにかからないなと思って見込んで見積りを取ったら12万かかるというふうに業者から言われました。すぐ近くです。クロージャーというのがあ

るんですけれども、クロージャーのすぐ近くなのか遠いかによって金額が違ってくるんですよ。ですから、すぐ近くでもそれだけかかると。町の補助金制度を使えば5万7,000円なので、その差額でできますよというお話ですけれども、そんなのでは要らないということでお断りされました。近くでもそういう事例があるということの一つ頭に入れていただきたいというふうに思います。

それから、次の質問に移りたいと思います。

今、金属劣化など施設の老朽化が非常に心配されます。故障が増える時期になりつつありました。先ほど平均年齢もありましたけれども、NHK共聴組合は44年、自主共聴組合でも11年たっているということで、非常にそういう老朽化が目立つと。NHK共聴組合の場合はデジタル化したときに大分大規模改修をやっているみたいですが、そういうような状況の中でやはり今から大規模修繕工事が発生したときの修繕費用というのはどのようになっていくのかなと。組合なのか町が補助してくれるのか、あるいはNHKなのか国なのか、どのような負担になるかお願いしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 受信施設の大規模修繕工事の費用負担についてであります。現在の運用規定と申しますが、それを捉えてありますが、基本的にテレビの共同受信施設の受信点や幹線ケーブルなどの老朽化等に伴う更新や修繕に係る費用負担については、NHK共聴の施設と自主共聴の施設に分けて捉える必要があります。NHK共聴組合の施設の更新や修繕につきましては、施設そのものがNHKと地元組合の共同で設置しているとされておりまして、通常の維持管理経費は地元組合が負担し、受信点となるアンテナや幹線ケーブルなどの施設の更新や修繕についてはNHKが負担するものと理解しているところであります。

一方、自主共聴組合における受信点や附帯設備などの施設は自主共聴組合が設置者となっていることから、自主共聴組合の財産でありますので、その施設の更新や修繕については自主共聴組合が負担するものと理解しているところであります。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 私、先ほど申し上げましたように、自主共聴組合がなぜNHKのほうに入らなかったのかというお話をさせてもらったときに、最後のほうでやっぱり条件が違ってくるのではないかと申し上げましたけれども、今の町長の答弁にあったようにそうですね。NHKはNHKが負担して施設の老朽化をある程度改善してくれると。ところが、



自主共聴組合は組合そのものがしなくちゃいけないということになると大きな違いが出てくるわけです。組合のほうは、その組合の規模によって違いますけれども、自主共聴組合の場合は国からの補助金をもらったときに、今後のためにといって若干のプラス分はもらっています、工事費とは別に。ただ、それでは全然追いつかないというふうなことになります。これが今の現状なんです。

業者のほうにちょっと確認してみました。そうしましたら、NHK共聴組合は約20年近くたちますと、全部施設の点検を行ってくれるということで、不良というか改善しなくちゃいけないようなところは順次修理していくと。それで30年以上はもつというふうに業者は言っておりました。では、自主共聴組合はどうなんですかということ、やはりこれは自分たちで修理しなくちゃいけないと。どれぐらいもちますかと聞いたら、15年から20年と言われました。ということは、11年平均でたっているわけです。もう間もなくなんですよね。間もなく大規模修繕工事をしなくちゃいけないような状況になります。これは老朽化というか劣化の問題なので、全てその数字のとおり、年数のとおりにかないんですけれども、そのようなことがやはり考えられるということなわけですね。

そういうふうを考えますと、自主共聴組合の場合は先ほど言ったように総務省からの補助金をもらってやっているわけですから、これからの修繕工事費に関しましても、国の補助というのがないものかどうか調べていただけるかどうか、あるいは調べてもないものかどうか、ちょっとそれもお聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまのご質問にお答えします。

国の補助制度等につきましては、質問3のほうでお答えするところとも若干かぶってきますけれども、現在テレビ共聴組合に対する国の施設の更新や大規模修繕に関する補助制度につきましては、以前は辺地共聴施設整備事業ということで、テレビ共聴施設の改修を行う場合については補助制度があったわけですが、こちらにつきましてはデジタル化がある程度進んだというようなことがありまして、平成26年度に事業が廃止されているようなところでありまして、基本的には国における補助制度はない現状があります。当然県の事業についてもないということを確認しているところであります。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） ちょっと業者の方にいろいろお話を聞きましたら、業者というのは

ヤマテレです。皆さんもちょっと覚えておいてください。ヤマテレは片仮名でヤマテレというメーカーです。業者ですけれども、ヤマテレさんは上山にあります。上山にあつて町と契約のほうでヤマテレさんが来ているんな工事をやってくれます。そのヤマテレさんにも確認しましたら、やはりどのような県内、自治体で同じような悩みを抱えている自治体は非常に多いんだと言っていました。西川町ばかりじゃないですよ。これは町と町が広域に手を携えて国に申請しなくちゃいけないと、そういう動きをやっていますかというふうに言われたんです。やっぱりそういうことが必要になってくるのではないかなと思います。

ですから、ほかの市町村、いろんな悩みがあるかと思しますので、その辺は今後の問題として、あと数年先に本当に来ることだと思ふんです。今こうやって質問していますけれども、一番最初にも言いましたけれども、皆さんテレビは毎日見るでしょう。毎日見て、何気なく見ているじゃないですか。見えるのが当たり前なんです。でも、それが見えなくなる可能性があるということなんですよ。それをやはり町としても真剣に捉えなくちゃいけないことじゃないかなと思います。

今回、今年の冬、大井沢なんですけれども、2回ほど急にテレビが見えなくなる事象がありました。これはいろいろ調べました。見えなくなるということはどこかに原因がありますから、急にヤマテレさんに連絡しても駄目なんですよ。どこですか、何をしたんですかとかというふうに言われます。そのときに全部調べます。テレビが見えないと。全域なのか部分的なのか、それとも1軒なのか2軒なのか、これ全部調べます。場所は何なのか、ひょっとしたら線が垂れ下がっていないのか、クロージャーがどうなのか。ONUとあるんですけども、ONUの状況はどうなのか、青ランプがついているのか赤ランプなのか、そこも全部調べます。そして、特定して初めてヤマテレさんにどこの付近のテレビが見えない。これは幾ら調べても原因は分からないけれども、この部分じゃないかと思うというような連絡をしてから初めてヤマテレさんは動くんです。先ほど言ったように上山から来ます、準備して。今回、2回とも不思議と休日だけなんですよ、あつたのが。なかなか連絡がつかなくて、来ていただけなくて、何とか1日かからないでやっていただきました。そうしますと、ヤマテレさんも当然修繕費用もかさみますよね。これはちょっと参考までなんですけれども、54万円かかりました。そのようなことが先ほど言った維持費にプラスして出ていくわけです。それが今の現状。これはどこの区でも大小なりともあると思います。

そして、21組合ありますけれども、組合長さんは例えば区長が兼ねているとかいうんじゃないんですよ。それぞれの地域の方が代表としてなっているんです。そういうのが今の現

状です。私はたまたま兼ねておりますけれども、調べるにも非常に時間がかかると。調べて、そして、出さなくちゃいけないと。私はテレビが見えないといろんなところから電話がかかるんですよ。地域からですけれども、テレビが見えない、どうしたんだと。私は町のほうにお願いしまして、防災行政無線で流してほしいというようなお話を、防災行政無線で流していただきました。

今度はそれでも電話が来るから、聞いたら防災行政無線が全然聞こえないと今度は言われました。戸別受信機があるじゃないかと。戸別受信機なんか聞こえないと。当然冬ですから、そがきをやっていまして雪が多いですから、外のスピーカーからはほとんど聞こえないんですね。それと戸別受信機は強風のためにアンテナのぶれがあって、これも聞こえないんです。

先ほど荒木議員の質問だったかな、町長が安全対策でコロナも含めて防災行政無線を流しますよ、流しますと2回ほどおっしゃっていましたが、聞こえなければ意味がないんですよ、流しても。じゃあその確認をやってますかと。ちょっと話がそれましたが、防災行政無線で流してもやっぱり聞こえなかったということがあって、それでも何回もあちこちから電話が来るけれども、私も動き回っていると。その中でもやっぱりそうやって皆さんに丁寧にお答えしてきましたけれども、そういうのが今の実態なんですよ。ですから、その辺のことを分かっていただきたい。分かって手を打っていただきたいというふうに思うわけです。

それ以外にも今年の冬、この大雪ですから、2回ほど光ケーブルに倒木があったんです。光ケーブルの線に木が倒れて引っかかって、線が今にも切れそうになって、当然NTTからお借りしている線もあるでしょうから、電話線も入ってございます。光ケーブルも入っています。それが2回ありました。NTTに連絡して、ところが、NTTというのはここもまた不思議なところで通じないんですね。これも全部休日でした。なかなかつながらない。113番に連絡してくれと。113番はどこに行くのか。西川町の大井沢全然分かりません。そういうのを繰り返し繰り返し、何回もしつこくやって、最終的にこれはNTTに勤めている私の友達がいるんですけど、彼に電話して手を打っていただいて倒木を撤去してもらいました。これが実態なんです。

そのようなとき、これはあれですけれども、例えばテレビが見えなくなったとか、あるいは倒木があって光ケーブルが切れそうだというようなときは町に連絡してもよろしいのでしょうか。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまのご質問についてでございますが、テレビが見えなくなったという場合においては、町のほうに情報提供していただくということはやぶさかではないというふうに思っております。つまり自主共聴組合さんの場合ですと、光ケーブルを使っております。光ケーブル自体の断線なのかというところもありますので、そのところについては確認をする必要があるというように理解しております。

具体的に申し上げます、睦合地区でもそういった事案が何件か過去にありまして、そういった場合も役場のほうに手前どもの課のほうに連絡をいただいて、いろいろ調べた結果、町の光の幹線ケーブルである場合の対応、そして、そうでない共聴組合さんの施設の場合の対応というように大きく2つに分かれての対応になるものですから、基本的には自主共聴組合さんのほうでいろいろ業者さんとの対応をしながらやっていただくのが基本ですけれども、なかなか原因が分からないという場合にあっては、町のほうにご連絡いただいて、こちらのほうでいろいろ調べて、調査してご回答申し上げるというような対応についてはご協力できるものと捉えております。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） やはり町のほうに連絡するにも、特に休日なんかは自分たちで調べたほうが早いというふうなことで動いているわけですがけれども、先ほどのちょっとお話にあったように、前も去年ですか、梅沢のほうで実際あって、それも修理していただいたような事例をちょっと聞いておりますけれども、やっぱり地元住民が本当にテレビが見えないために、特に今高齢化社会なので、お年寄りの方なんかはテレビを楽しみにしているんですね。電話では「水戸黄門までに見えるようになるのか」とかと言われても私も答えようがないんですけれども、でも、本当にそういうのが実態なんです。その中でやはり動き回っているということなんです。

ですから、今から質問の3番になりますけれども、こういうことも考えていただきたいということですね。まず、質問の3番目になりますけれども、全組合の情報交換会というのを前にやっていたんです。それが平成二十七、八年ぐらいで開催されていないんですね、ずっと。町民のテレビ視聴に問題が発生する前にやっぱりそういう問題点等の対応策を考慮する必要があると考えます。その上で町長の見解をお聞きしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の第3点目ではありますが、テレビ共同受信施設に係る今後の対応についてで

ありますが、町内にはテレビ共聴組合が前々から申し上げていますが、21組合ありまして、各組合の現状や抱える問題などの情報交換を行う趣旨で平成30年5月まで5回にわたり情報交換会を開催してきたところであります。

この情報交換会の中では、施設の経年劣化に対する対応や組合加入世帯の減少によって施設の維持に対し負担が増していく不安など様々な意見交換が行われました。また、国では平成26年度までは地上放送が届かない山間地や辺地におけるテレビ共聴施設のデジタル化改修を行う際、その整備費用の一部を補助する辺地共聴施設整備事業を実施していましたが、現在はテレビ共聴組合の設備の更新や修繕等に対する補助制度はない状況であります。

一方、NHKや民放各社、有識者から構成しますデジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会が総務省内に設置されておりまして、この検討会では放送ネットワークインフラの将来像という論点で、人口減少時代におけるテレビ共聴施設の在り方について議論されている状況にあります。本町ではこれら総務省の検討会の動きなどを注視しながら、今後のテレビ共同受信施設への対応方法について模索してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） やはり情報交換会、今ちょっとお聞きしましたら、平成30年に最後行ったということですが、30年でよろしいわけですね。そうしますと、ちょっと私30年の資料は持っていなかったということですので、6年ということじゃなくもっと短い期間だったと思います。

私はその情報交換会の1回目から参加させてもらっていますので、情報交換会の資料もずっと全部取っておりました。その中でやっぱりいろいろ今のお話もありましたけれども、いろんな話が来ているんですね。情報交換会であったのは、資料をひもときますと、大規模修繕工事、私が今質問しているようなことが発生したときの修繕料はどうなるんだと。これは組合から出ております、別の組合から、こういう問題がある。それから、維持が非常に大変だと。町内同一の個人負担ができないかというような意見も出ております。あるいは組合の一本化ができないかと。これはNHKと自主共聴組合じゃなくて、NHKはNHK、自主は自主での質問でしたけれども、これはそれぞれ各組合の積立金というか、それが大分違うので難しいというような話も聞いておりますけれども、そういうふうな話も出ております。

あとは、やはり世帯数の減少でやっぱり維持費が大変だということとともに役員の成り手が

いないというようなお話もしておりました。私はそういうことを踏まえまして、前に一般質問でテレビに関して質問させてもらったときがあるんです。そのときの町長からの答弁では、町が主体になるのではなくて、この情報交換会で今後の在り方を検討してほしいというようなお話がありました。ところが、肝心の情報交換会が開かれないと。それとともに先ほどちょっと申し上げましたように、例えば組合長さんはそれぞれの地域の代表者ではありますが、例えば区長がやっているとか町内会長さんがやっているとかじゃないんですね。そうすると、どこでそういう意見を述べられるのかといいますと、情報交換会しかないんですよ。非常に大事な交換会がずっと最近まで行われていないというようなことなんです。

それに関して、なぜ情報交換会が行われてこなかったのか、その辺がお分かりになれば教えていただきたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまのご質問についてでございますが、町長答弁にあるように平成30年5月に第5回になる情報交換会を開催してきたところであります。その際にいろいろ参加された組合の方々から意見を出されたわけでございますが、そのとき参加された方々の顔ぶれを見てみますと、NHK共聴組合の方と自主共聴組合の方が混在して意見、情報交換会をしてきたというふうな経過があったようでございます。やはり設立の趣旨と財産の持ち方が違いますので、問題が大きくNHK共聴組合さんと自主共聴組合さんで分かれるということもありまして、今後の情報交換会の持ち方については別々な持ち方でやったらいいのではないかというようなお声がある一方、国の制度や新しい動きが現在のところはないというようなお話もその当時の会議録にはあったようでございます。国やそういった県などの新たな動きがあった際には、改めて情報交換会などを開いて今後の町内の自主共聴組合さんのあるべき姿について意見を交換すべきではないかというようなことがありまして、ここ二、三年開いていないというようなところがあったようでございます。

今、町長のほうからの答弁にもあったとおり、国のほうではデジタル放送における放送制度の在り方に関する検討会ということで、東北総合通信局のほうにも確認したところ、この検討会の一定の結論については今年の12月にある程度方向性がまとまるというような情報などもつかんでおります。また、この検討会の内容については総務省のホームページ上でも公開されておりますので、こちらのほうの調査でありますとか、あとは県内の各自治体、同じような悩みを持つ自治体があるというような議員からのご指摘もありますので、そういった情報等を集めた上で皆さんにお伝えする新たな情報等があれば、随時また皆さんのほうにお

声かけをして情報交換会等を開催していきたいというようにも思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上であります。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） 今答弁いただいたことをちょっと意地悪的に考えると、何か情報があれば情報交換会をやってそれを伝えますよと。国の情報なりということのようにちょっと聞こえるんですけども、やはり国の動きがなければ情報交換会もしませんよということではなくて、やっぱり私どもは同じ悩みを抱えるものとしてNHKだろうが自主共聴だろうが同じ悩みと、それから、統一と違う悩みと別な問題があるわけですね。それを分けて考える必要があるのではないかなと思うし、また、そういうような国からの情報も何もないと。新しい動きも何もないと。あと、本当にどうするのと。町としての考えはないのというふうにやっぱり思っちゃうわけですよ。町は何百万と負担するのは大変でしょうけれども、その辺の状況を調べて補助制度を作りますよとか、前向きな何かもう少しないのかなと思うんですけども、現状はこうなんだと。それは分かります。その現状をよく把握した上で近い将来に向けて、どうするんだと。どうすればいいんだということをやったり考える時期に来ているのではないかなと思うんです。

7次総も間もなく着手しなくちゃいけない状況でしょうけれども、その辺も踏まえて7次総に生かして行って、やっぱり町民の方が安心してということでもないんでしょうけれども、テレビをいつでも見られるような状況にしておきたい、あるいは移住される方も安心して移住できるような状況にしていきたいというふうに思うわけですが、町長はいかがでしょう。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 まさに議員のおっしゃるとおりであります。この財源対策等々につきましては、国・県のほうに要望しながらと思っておりますが、これらにつきましても、これまでも県を通じて国のほうに要望書、難視聴対策というようなことで県内一丸となって要望を出しておりますので、さらに今日いろんなお話をお伺いしましたので、担当のほうも十分念頭に入っておりますので、今後ともさらに声を大きくしながら国・県のほうに要望をして、そして、財源措置をきちっとやってもらうというふうな、まさに今おっしゃったように誰もが安心してテレビを見られる。要するにテレビを見られることが普通であるというような状態が安全・安心もそうですし、平和であるというふうなことを思いますので、そういった意味では

町のほうでもそういった行動をさらに強化していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

○7番（佐藤耕二議員） ぜひそうしていただきたいというふうに思います。いろんな安心あるいは安全があるかと思ひますけれども、やっぱりそうやって一つの町民の方が情報を入手するには今現在テレビあるいは楽しみというか、そういうのもやっぱりテレビになるわけです。そういうことも考えまして、ぜひこれが支障のないように、数年後に困らないように町のほうで本当に検討していただきたいというふうに思ひます。

以上で私の質問を終わりますけれども、最後に町長は今回退任なされるということで、町長になって12年たつわけで、私はその1年遅れて議員になって、11年間町長からいろんな質問なりに答えていただきました。本当に12年間、ここではお疲れさま、ありがとうございますとしか言いようがないんですけれども、お互いに町のことを考えながらやってきたなという自負がありますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、7番、佐藤耕二議員の一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○古澤議長 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時32分



令和 4 年 3 月 4 日

令和4年第1回西川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年3月4日(金)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課 課長補佐	佐藤尚史	君	兼 町民税務課長 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	土田浩行	君	建設水道課長	眞壁正弘	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君			

---

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これより令和4年西川町議会第1回定例会を開会します。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

---

◎一般質問

○古澤議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

---

◇ 佐藤光康議員

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

[3番 佐藤光康議員 質問席へ移動]

○3番(佐藤光康議員) おはようございます。3番、佐藤光康です。

早速質問に入ります。

長引くコロナ禍での生活、石油高騰、そして今年の大雪によって厳しい経営や苦しい生活を強いられている町民も少なくありません。町の支援について質問します。

質問1、町民の生活支援について簡潔にお願いいたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

[町長 小川一博君 登壇]

○小川町長 おはようございます。

佐藤議員のコロナ禍、大雪、石油高騰での町民への支援についてということではありますが、答弁が若干長くなりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

質問1の議員ご指摘のとおりではありますが、今冬もコロナ禍に加え大雪に見舞われており

まして、町民の皆さんにはご難儀な生活を強いられていることと思います。ご質問の町民の生活支援について、新型コロナウイルス感染症及び大雪に対する主な支援についてお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。

令和2年度には1人10万円の特別定額給付金並びに児童1人1万円の子育て世帯への臨時特別給付金を支給したところであります。臨時特別給付金につきましては、本町独自に1万円を追加するとともに、支給対象者を18歳以下まで拡大して支給したところであります。また、国の制度による国民健康保険での減免や傷病手当金の支給のほか、町独自に国民健康保険税の一律2割軽減を行いました。

令和3年度には1人5万円の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金、児童1人10万円の子育て世帯への臨時特別給付金をそれぞれ支給しておりまして、2月末からは1月の第1回臨時会でご可決いただきました1世帯10万円の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を開始しているところであります。

いずれの交付金も申請を不要とする、いわゆるプッシュ型で支給するなど、迅速で丁寧な対応に努めておりまして、これまで苦情もなく、町民の皆さんの生活を支援しているところであります。

町民生活に欠かせない公共交通としての町営路線バスについては、感染防止対策を徹底し、安全・安心な運行を継続しているところであります。

窓口対応などでは、予約制による申告相談、マイナンバーカードの取得促進と保険証利用申込みや、児童手当に係る手続の電子申請対応を行うとともに、昨年10月からは感染予防と納税者の利便性向上を図るため、コンビニ収納とキャッシュレス決済による納税への対応なども行っているところであります。

今後も、これまでの取組を踏まえ、必要に応じて見直しを行いながら対応を図ってまいります。

また、コロナ禍が長引き、地域コミュニティが希薄になっている中で、今後地域での活動主体となる地区公民館の館長を対象に交流座談会を開催し、現在の課題や今後の取組について情報交換を行いながら、公民館事業の再開に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、大雪についてであります。町民の皆さんの日常生活に密接な生活道路である町道の除雪につきましては、オペレーターと連携しながら行ってございまして、今年に入り、1月

5日に豪雪対策連絡本部、さらに1月18日には豪雪対策本部を設置しましたが、豪雪対策連絡本部を設置してからは町道のパトロールを強化し、道路やのり面などの状況を確認しながら、雪庇の除去や支障木の伐採など、雪害への未然防止に努めてまいりました。

除雪の出動基準につきましては例年と変わりませんが、日中も降り続けば早朝に引き続き除雪を行っております。さらに苦情や要望、要請などがあつた際には、現地を確認し、オペレーターと相談しながら最大限の対応を行っているところであります。

また、令和2年度と同様、高齢者世帯と除雪支援事業と冬季暖房代補助事業の2本立てによる支援を行っております。

高齢者世帯等除雪支援事業等につきましては、自力で除雪できない高齢者世帯等の積雪による被害を未然に防止し、対象世帯の心身の安定を図るとともに、居住場所の安全を確保し、冬期間も安心して自立した生活を続けていけるよう、除雪費用の軽減を図るものであります。

事業の対象者は、町内に住所を有する自力で除雪できない所得税非課税の高齢者世帯で、65歳以上の高齢者のみの世帯や重度障害者のみの世帯を対象としております。

補助の内容につきましては、屋根の雪下ろしや玄関から公道までの除排雪、敷地内の除排雪のそれぞれについて申請された方が作業を実施された方に支払った費用の5割を町が助成しているところであります。

今年度は12月からの降雪に合わせて除雪作業が行われておまして、1月末現在で雪下ろしが51世帯、玄関から公道までの除排雪が55世帯、敷地内の除排雪が52世帯からそれぞれ申請をいただきまして、総額で163万5,000円を交付しているところであります。

冬季暖房代補助事業につきましては、冬期間の暖房等に要する経費の一部を補助することにより、町内の低所得者世帯等の負担軽減を図るものであります。

事業の対象者は、町内に住所を有する町民税非課税世帯で、65歳以上の高齢者のみの世帯や重度障害者のいる世帯、または一人親世帯を対象としております。

補助の内容につきましては、1世帯当たり5,000円を交付しております。昨今の原油価格の高騰により灯油の値段も上がっておりますが、1月に西川町飲食小売店等商品券を町民1人当たり5,000円配布しまして、そのうち2,500円分は小売店等用として灯油の購入が可能であることなどから、令和2年度と同額の5,000円の交付としたところであります。今年度は263世帯に総額で131万5,000円を交付しているところであります。

現在の状況についてご報告申し上げます。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 今、町長がおっしゃられましたけれども、小川町政は町民の要望に一つ一つ寄り添いながら、一つ一つ実現してきたということでは大変評価されるべき姿勢だったと思います。

そこで今、一つ冬季暖房代の問題があります。石油の急激な値上がりで、今非常に町民の方が寒さの中でできるだけ石油を使うのを減らして頑張っているところです。今年の冬は特に灯油価格の高騰が続きましたので、ほかの市町村では追加交付をするところも増えてきています。真室川とか寒河江市とか、2,000円から5,000円ぐらいの追加交付をしています。

昨夜、岸田首相が戦争だということで暖房費が、石油がまた高くなるだろうということで、石油暖房費の支援を発表していました。こういう中で、まだまだ春が遠いということで、西川町も追加交付を検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 灯油の高騰につきましては、世界の情勢等も踏まえてだと思いますが、先ほど答弁いたしましたように、今5,000円を交付しておりますが、さらに併せて、答弁の内容にもありますが、飲食券も含めて5,000円のクーポン券と申しますか、券を交付しておりますが、そのうちの2,500円分は灯油も購入できるというようなことを念頭に置いて今回やっておるわけでありましたが、国のほうで、今日の新聞等で農業新聞等にもこうなっていますが、施設園芸等に対する燃料の補助も考えているというような、そういった報告もありますので、全体的なものも踏まえて検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 今、戦争も絡みながら非常に動いています。ぜひ的確な対応をよろしくお願いしますというふうに思います。

コロナ禍の長引く生活の中で一番問題は、やはり貧困の問題ということだと思います。

山形新聞の2月5日の社説で、「コロナ禍と貧困の連鎖」という題で、コロナ禍で疲弊し切った家庭をどう支えていくのかが課題だという社説が載りました。包括的で息の長い支援をと呼びかけています。

現在、日本の労働者の10人中4人が正社員ではなくて、派遣社員、パート、アルバイトなどの非正規雇用になっています。賞与や福利厚生がない労働者も非常に多くなってきています。この人たちにコロナが直撃しました。社説では、公的支援制度を知らない人も少なくないと言われ、生活困窮者の自立支援相談窓口などはほとんど知らないと言われ、利用していない人が多いと指摘しています。

確認しますが、町の生活困窮者の自立支援相談窓口というのはどこにあって、どんなことを支援してくれるのでしょうか。

○古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長補佐。

○佐藤健康福祉課長補佐 佐藤光康議員のご質問にお答えいたします。

生活困窮者自立支援制度につきましては、既にご案内のこととは思いますが、社会経済環境の変化に伴いまして、生活困窮に至るリスクの高い方々ですとか生活保護受給者が全国的に増えたということを受けまして、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要であるとの考え方から、平成25年12月に生活困窮者自立支援法が成立しております。これによりまして、生活に困窮する方々に対するセーフティネットとして、社会保険制度や労働保険制度の第1のネットと生活保護制度の第3のネットの間に、生活困窮者自立支援制度と求職者支援制度による第2のネットができたところであります。

この生活困窮者自立支援制度に基づきまして、西川町におきましては、西村山地域のほかの3町、朝日、河北、大江3町とともに相談窓口である西村山地域生活自立支援センターを設置いたしまして、河北町にサポートセンターういんずがございまして、そちらで相談の対応を行っております。そこでは、相談者の状況に応じまして自立に向けた計画を作成し、支援を行っているところでございます。

また、社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度もございまして、より効果的に低所得者世帯の自立支援を図るために、生活困窮者自立支援制度と連携した貸付けを行うこととしまして、就職が内定している方などを除き、自立相談支援事業の利用を貸付けの要件としております。

本町におきましては、生活困窮に関する電話、あるいは来所での相談があった場合、まずはご本人の希望を伺った上で、生活保護申請に向けた山形県担当者との面談を調整したり、生活福祉資金貸付けに向けた社会福祉協議会へのつなぎを行っているところでございます。

窓口につきましては、困ったことがあれば保健センターへと、これについては町民の方々に申し上げているところでございますので、ぜひ保健センターにご相談をいただければというふうに思います。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 山形新聞の社説は知らない人が少なくないと、それから先日の夜のNHKの9時のニュースでも知られてないということを報道していました。つまり、本当に



知らない方が多いんじゃないかというふうに思います。どういうふうにして町では知らせる努力をなさってきたのかをちょっとお聞きします。

それから、実際に利用されている方はどのくらいおられて、コロナ前から比べて増えているのかどうかもお聞きしたいと思います。

○古澤議長 答弁は佐藤健康福祉課長補佐。

○佐藤健康福祉課長補佐 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

窓口の周知につきましては、特にお知らせ等で最近ここが窓口であるというふうなことを広報している実績はございませんので、その点につきましては足りない点があったかと思っております。

ただ、保健師の高齢者宅の訪問でありますとか、地域包括支援センターへの相談の中でも、生活に関する相談というのはありまして、それを在宅支援系のほうにつないでいただいて、そこから具体的な支援のお話をさせていただくというふうな方法を取っておりますので、何らかの形で町の職員が関われば、こちらのほうにつないでいけるものと考えているところでございます。

今年度の生活福祉資金の貸付け、社会福祉協議会のほうでやっておりますが、この状況でありますけれども、詳細は申し上げられませんが、今のところ10人の方、10世帯ということになりますけれども、ご利用になっているところでございます。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） やはり決定的に町の知らせる努力というのが少ないと思うんですね。特に最近、若い人たちがコロナ禍で仕事がなくなって、困っている人たちがたくさん増えているという問題があります。

今月のお知らせですか、これに緑のパンフレットが入っていました。あれっと私もちょっとびっくりしたんですけれども、何だろうと思って見たんですけれども、西川町相談窓口パンフレット。誰かに話を聞いてほしい、悩みを相談したいということで、いろいろと書かれています。山形いのちの電話とか、西川町内であれば心や体の健康について相談がある方は電話くださいという、電話番号もしっかりと大きく書いてあります。これは、こういう試みは大変よいと思います。出されたのは西川町健康福祉課の在宅支援係ということでもあります。

やっぱり気になるのは、これだけ経済的に厳しい方たちが増えている中で、お知らせにも出ていない。やはり、こういうのもない。これは町の大きな責任といいますか、仕事だと思

うんですね。こういうものを出されているわけですから、ぜひこういう形でこの中にも入れていただきたい。

生活困窮者に関しては、ここにはないんですけども、これに1枚、間に挟まっています。困ったときの相談窓口一覧ということです。

生活困窮者は今どうかなと思って、見ましたら、小さい字で生活困窮者自立支援に関する相談、お住まいの地域生活者自立センター支援相談窓口、お問合せください、電話番号なしです。生活保護に関する相談、こういうのも電話番号とかはなし。ですから、やはり丁寧じゃないですね。ここに寄り添ってないといいますか、もう少しこのぐらいの感じで分かるように、何か困ったらこっちに連絡頂戴という、そういう町の思いが欲しいですね。ぜひそこから辺の努力をしていただきたい。

本当に今、困窮者というか、大変な方が多いんです。私たちは学生さんの食料支援をやっているんですけども、毎回50人ぐらいの学生さんが米とか野菜とか食料を求めて、来るわけですよ。そういう状況です。ですから、ぜひそういう方に声が届くように、こういう試みもありますから、ぜひお願いしたいと強く要望しておきたいと思います。

今、若い方の生活の厳しさ、それは今、子どもたち、その子どもさんへの厳しさにつながっているんですね。それが子どもの貧困と言われている問題になってくるわけです。

昨年、内閣府が初めて貧困の調査を行いました。中学2年生と保護者の5,000組を全国調査を行ったと。そこで結果は、欲しい食料が買えなかった経験があるというのが全体の11.3%。それから、貧困世帯といいますけれども、年収の半分のその半分以下の方、大体約159万円を下回る世帯だそうです。そういう世帯の子どもさんは、食料が買えなかった経験があるというのが37%、一人親世帯の方は30%、そういう内閣府の調査が出ています。

ですから、こういう状況の中で、今、公的支援制度としては就学支援援助というのがあります。西川町もホームページに就学援助制度のお知らせがあります。経済的な理由によってお子さんを小中学校に就学させることが困難な保護者に対して、学用品費や修学旅行費などを援助するわけです。これは新型コロナウイルスの影響で家計が急変した方も含まれています。

お伺いしますけれども、西川町はどのぐらいの児童・生徒が利用しているか教えてください。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 佐藤光康議員のご質問にお答えいたします。

令和3年度につきましては、小学校、中学校、合わせて15名の方が準要保護の認定を受け

られて支援というか、認定をさせていただいているところです。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） これは申請という形で受けますので、申請していない方も結構おられるんでないかというふうに思います。就学援助を受けている全国平均は大体17%です。西川町の場合は受けている割合というのは大体、令和3年で中学校は6.5%、小学校は4.4%とお伺いしました。ですから、大体5%ぐらいが西川町で受けていらっしゃるということで、恐らく該当する方も申請していない方がおられるのではないかというふうに思うわけです。

やはりどうしても生活保護とか就学援助とか、何かちょっと恥ずかしいとか、ちょっと肩身が狭くなるとか、非常にハードルが高いと思っていらっしゃる方が非常に多いと思うんですね。でも、今こういう状況の中で、誰が仕事が首になるか、そして病気になるか全く分からない。人生、そしていろんなことがあります。そういう中で、町が子どもたちの子育てを支援していくと、社会全体で支えていくということが非常に大事になってくるのではないかというふうに思うわけです。ですから、やはりそういう厳しい生活の方が堂々と受けられるように、町はぜひ努力してほしいということです。

どういうふうに就学援助を申請するかといいますと、申請書一式を学校に連絡します。学校に連絡して、こういう事情ですので申請書を下さいと。申請書を子どもあたりを通じてもらって、そしてそれを書いて、そして学校に申し込むわけです。ですから、ちょっと子どもにこれを持っていってくれ、担任の先生に持っていけということに恐らくなるんじゃないでしょうか。でも、例えば子どもが申請書を学校に持って行って担任に渡す。何々ちゃん、どうしたのそれ、何何とかと周りが言うわけですね。だと、なかなか子どもたちもつらいということになるのではないかと思うわけです。ですから、そこら辺のハードルをどういうふうに低くするのかということが一つ大きな課題かと思います。

例えば、山形市では申請書をホームページからダウンロードできるようにもしている。それから、申請は学校だけではなくて、山形市役所の8階の学校教育課に直接持っていてもいいということにもなっています。ですから、そういう形で、できるだけそのハードルを下げて、町で子育てを支えていく必要があるのではないかということで、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

それから、こういうものがあるんだということをぜひ町民に分かってもらいたいということで、寒河江市や朝日町あたりでは、町や市の広報誌に堂々とでっかく掲載して、こういう

方おりましたらぜひ申請してくださいということをやっています。そういう形で、いろんな機会を使いながら町が子育てをしていくんだと、西川の子どもなんだということをしかりと、ぜひ町の行政としても訴えていただきたいというふうに思います。そして、こういう緑のパンフレットにこういうふうな形ででも、ぜひ入れてもらいたい。別な形でもいいですし、ぜひこういう形で知らせていただきたいというふうに思います。

最後に、就学援助のことを1つだけお聞きします。

昨年度からオンライン援助、就学援助の項目があります。学用品とか校外活動費とか修学旅行費とか、項目があります。今年からオンライン学習通信費も入るようになりました。1万2,000円がこの就学援助の項目に入っている。これも一つ前進です。

ちょっと気になったのは、山形市は体育実技用具費も入っているんですね。山形市の体育実技用具費は、小学校上限が2万1,890円、中学校が850円。結構小学生もスキー買ったたりいろんな、結構かかるんですね。西川町はこれ入っていませんけれども、これはなぜでしょうか。

○古澤議長 答弁は安達学校教育課長。

○安達学校教育課長 支援の項目につきましてですが、本町では体育実技用具費というものは該当させていないところです。要保護につきましては国の補助も入っておりまして、基準項目というところで決められておりまして、その中に体育実技用具費も含まれているところがございます。本町におきまして、要保護に認定されている方は現在おりません。準要保護の認定につきましては市町村が定めるところとしておるところでございます。要補助、現在は体育実技用具費のほうは入っていないというところがございます。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 1番の全国共通で修学旅行費など8項目が全て一応入ることになっていまして、それに5品目を加えてもいいよということで、今言った体育実技用具費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、通学費の5品目も支給の対象に入ったということになっています。ですから、ぜひ西川町も前向きに検討していただきまして、ぜひそういう支えになっていただきたいというふうに強く要望しておきます。

では次、質問2に入ります。

宿泊・飲食業者の支援についてお願いいたします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 質問の第2点目であります。宿泊・飲食業者等の支援について、新型コロナウイルス感染症に対する主な支援等についてのご質問にお答えいたしますが、コロナ禍にあって、令和3年度につきましては8項目の主な支援を行っているところであります。

まず、1つ目は1人1泊3,000円の宿泊割引、月山これよろ2021キャンペーンであります。キャンペーンについては、実施期間を2回にわたり延長し、3月21日までとしまして、12月補正予算で予算額を増額しまして、宿泊者数をコロナ禍以前の状態まで戻すことを目標に取り組んでいまして、併せて町内の事業者に使える1,000円の地域商品券も追加発行し、宿泊業以外にも経済効果が及ぶように取り組んでいるところであります。

2つ目は、地域振興券の交付であります。

1回目は町民一律3,000円の飲食店等の商品券を5月31日までの使用期間で交付しましたが、町内37事業所で使用されまして、還元金額は1,411万4,000円であります。2回目は町民一律5,000円の飲食小売店等商品券を1月8日から3月15日までの使用期間で実施中でありまして、飲食店20事業所、小売店35事業所で使用することができます。取扱い店の一押し商品を紹介したチラシを町内全戸配布しながら実施しております。

そしてさらに3つ目はプレミアム付商品券であります。町内の買物志向の促進と小規模事業者の経済活性化を目的に、ワンセット1万円の商品券に30%のプレミアムを付与した商品券を3,000セット販売しまして、2,413セットを購入していただきました。使用期間は5月30日から8月31日までで、販売金額2,413万円にプレミアム分を含めると3,136万9,000円の経済効果があったものと見ております。

4つ目は三酒で乾杯キャンペーンでありまして、コロナ禍により夜の会食が極端に減少したことによる酒造会社、酒の小売店、飲食店の影響を緩和するため、利用人数に応じた三酒の提供に対して補助し、支援してまいったところであります。2月15日で三酒の引換え期間が終了しまして、現在精算を行っているところであります。

5つ目は日帰り会食プラン割引応援キャンペーンであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、様々な活動が自粛され、需要の落ち込んだ飲食業を支援するため、1人当たり6,000円以上の日帰り会食プランを4人以上で利用した場合に、対象経費の2分の1、1人当たり5,000円を上限として補助しております。一旦は予約で完売になりましたが、県内の一部の地域にまん延防止等重点措置が適用された影響もありまして、キャンセルが相次いだことから、3月15日までの期間を3月31日まで延長しまして、飲食業の支援を行っているところであります。

6つ目は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会変化への対応及び感染防止対策の支援であります。

商工業では事業継続に必要な備品購入や施設改修を支援する持続化補助金、感染症対策に必要な機器類購入を支援する商工業小規模事業者持続化補助金、業態転換、新規分野への参入など、新たな事業展開を支援するための商工業小規模事業者持続化補助金を創設しまして、事業所の取組を支援しているところであります。

7つ目は、融資の利子補給、保証料補給による資金繰りの支援であります。

西川町事業性評価融資制度スーパーひかりコロナ対応型を利用した人は21件、融資総額9,370万円に対する利子補給及び保証料補給を行い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により支障を来している資金繰りを支援しているところであります。

8つ目は、商工観光からの総合産業化支援チームによる伴走支援であります。この支援チームは、西川町商工会、一般社団法人月山朝日観光協会、西川町総合開発株式会社、政策推進課、商工観光課を構成メンバーとしまして、今年度は14回にわたり会議を開催しながら、町内の景況等の把握、コロナ対策の検討、事業調整、国・県の新たな制度への対応などについて情報共有を行い、町内事業所を訪問して支援しているところであります。今後も国及び県の経済対策を注視しながら、町内事業所支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） じゃ、月山これよろキャンペーンについてお聞きします。

まだ終了していませんけれども、現在までの実施状況、宿泊業者さんの受け止め方はどうだったのか教えてください。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 ただいまの質問にお答えいたします。

月山これよろキャンペーンでありますけれども、宿泊の割引ということであります。こちらにつきましては、3月21日の宿泊分までというふうなことで期間を設けております。9,600人分ほどの件数を予算化しておりますが、その中で2月28日現在で換金の請求があった件数が7,000強であります、約7,000というふうなことであります。この換金率としましては73.6%ほどになっているような状況となっております。宿泊の事業者さんから、これがあってこの期間助かったというふうな話はお伺いしているところであります。

以上でございます。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 宿泊業者の皆さんが助かったという話はありませんけれども、宿泊する方が増えなければプラスにならないわけですね。意外と増えなかったという話。要するに、皆さん方は普通来る方が大体数は決まっています、ただ来ている方がその月山これよろキャンペーンのそれを使って、あと県の支援のものを使って、ほとんど負担なしでお土産つきで帰るというパターンで、これでいいんだろうかというふうに疑問を持っていた方もおられたようです。ある方なんかは、毎週のようにこれを使って家族で来られていたということをおっしゃっている方もおられました。ですから、得した方は得したんでしょうけれども、何か宿泊業者さんにとってお客さんがそんなに増えたわけではないということで、コロナ禍の中でまだまだ厳しいということのお話でした。

こういう中で、助けがないのかということですが、それが最近、県と国から宿泊業者の皆さんに支援の給付金が出てきています。1つは、県の山形県宿泊業緊急支援給付金というもので、昨年コロナ前から1月、コロナに入った後の1月、2月で売上げが減った方には、1室から29室までの方には50万円の給付金を支給しますよという形で、3月10日で締切りになっています。

それから、国のほうでは持続化給付金の第2弾のような形で、最高50万という形で少ない、前回の100万よりは少ないんですけども、そういう形で来ているということです。これが両方該当すれば100万円の支援金が国と県から50万・50万で頂けるということになるわけです。だと、少しは足しになるのかなという気はするんですけども、どのくらいうちの町は該当しそうな状況なのでしょう。

それからもう一つ、持続化給付金では申請が難しいと。全てネットですね。ですから、今回もっとネットで厳しくなっていますね。ですから、前回、持続化補助金は商工会と役場職員の方々とグループをつくって一生懸命やられた。そういう仕組みが今回もされるのかどうかお聞きします。

○古澤議長 答弁は土田商工観光課長。

○土田商工観光課長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず第1点目ですが、国と県の給付金というふうなことでありますが、まず県の山形県宿泊業緊急支援給付金ということになります。令和4年の1月、または2月のいずれかの売上げが令和3年、またはその前々年の2年の売上げ、さらにはその平成31年の同月の売

上げの比較で30%以上減少した宿泊事業者への給付ということになります。こちらにつきましては給付金、29室までですと50万、プラス県の認証制度を取っていると5万円プラスというふうなことで、トータル55万円が給付されるものになりますが、宿泊事業所、26件町内にはありまして、そのうち冬期間、お客様を入れてないというところもございます。そういったところもありますが、今現在、申請されているのは10件です。あとはその確認中というようなところが含まれておりますので、そこで15件ほどになっております。あとは該当しないところと、あとはその冬場の営業をしていないので該当しないというような状況になってございます。

もう一つは、国、経産省の事業復活支援金ということで、こちらが申請期間1月31日から5月31日までの間になりますが、この制度につきましては給付の対象者が2021年11月から2022年3月まで、この5か月間の間でのいずれかの月の売上げが2018年11月から2021年3月までの間になるんですが、その同じ月で比較して、その売上高の減少率が50%以上であれば最大で50万円、30%から50%未満の減少をしたというふうなことであれば最大で30万円給付になるものであります。

これは最大でというふうな上限が出ているということで、計算式がありまして、その落ち方によりまして変動するということにはなりますが、こちらのほうが新たに出てきておりますので、先ほど申しあげました商工観光からの総合産業化支援チームというふうなことで、昨年から取り組んでおります。今回もこの申請につきまして、ウェブのみの申請受付だというふうなこともありますので、そのサポートもしなければいけないなというふうに考えています。

その支援チームで勉強会を開きまして、約200の事業所になりますが、その200の事業所に全部通知を出して、通知届いたかというふうなことで電話もいたしました。まずは自分が該当するのかどうかというようなところを書類で確認してくださいというようなところで進めております。前回の持続化給付金を受けられた方につきましては、そのIDが付与されておりますので、それで自分でできるというふうなことで、早速やっていらっしゃる方もおりました。2月28日時点での申請件数としましては、約30件ほどとなっております。先ほど200事業所ぐらいというふうなことを申しましたので、5月31日までの期間ですので、まだこれから伸びていく可能性があるということになりますというようなところになっております。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。



○3番（佐藤光康議員） ぜひ丁寧なサポートをお願いしたいと思います。

このコロナ前と比べると、県のは1月から2月、一番真冬にお客さんが来るかどうかです。それから、国のは11月から3月まで、冬のシーズンです。ちょっと私も回ったんですけれども、台湾のお客さんがコロナ前に来て、これであるときに売上げがあったので、今回もらえそうですから助かりましたという方がおられました。非常によかったと思います。

ところが、11月から、本当に真冬は全く来ないところもあるわけです。11月からというのは国、該当しますので、11月だったらお客さんが少し来ているかなというふうに思っていたんですけれども、いや11月は全く来ないと、この地区は10月でおしまいなんだと、だから11月以降はほとんど収入はないんだという話で、多分もらえないだろうという話をしていました。ということで、宿泊業でも県の支援もない、それから国の支援もない、私は何もないんですよ、該当しないんですよと嘆いていました。ですから、こういう業者さんもおられるわけです。ですから、ぜひそういう業者さんに町独自の支えも必要ではないかというふうに思いますので、ぜひお願いしたいというふうに、ご検討をお願いいたします。

次、質問3、農業従事者の支援についてということで、特に啓翁桜の石油高騰です。啓翁桜が心配なんですけれども、いかがでしょう。簡潔にお願いします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 農業従事者の支援について、新型コロナウイルス感染症及び大雪等についてであります。啓翁桜もそうですが、大雪による被害もありますので、全般的に申し上げます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。令和2年度、卸売市場での売上げが大幅に減少しましたことから、国の高収益作物次期作支援交付金によりまして、啓翁桜、スノーボール、ナナカマドなどの花卉の販売額の減収分を支援したところであります。国の持続化給付金につきましては、農業者の方も該当しまして、その手続を支援したところであります。

それと併せまして、令和3年度は米の需要減少によりまして米価が大幅に下落したことから、町内稲作農家に対しての次期作の生産意欲向上と経営安定のために、西川町米価下落緊急対策支援事業費補助金、さらには山形県稲作経営緊急応援事業補助金を合わせて、10アール当たり3,000円を支援したところであります。

また、畜産農家に対しましては、肉用牛販売価格の下落を救済する肉用牛緊急安定対策交付金として、令和3年8月の出荷牛の単価が標準的販売価格を下回ったことから、支援したところであります。

次に、大雪についてであります。令和2年から令和3年までの冬季の大雪の被害に対しまして、育苗ハウスの倒壊に対する支援策として、国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金によりハウスの再建・修繕を支援したところであり、果樹の枝折れ対策としては山形県の苗木購入に対する支援を行っておるところであります。

また、今年の大雪については、現在のところ国・県の被害対策支援策がまだ出ておりませんので、今後の状況を踏まえながら適切に対応してまいりたいと考えておりますが、なお先ほど申しましたが、石油高騰に伴う支援策については、国の原油価格高騰激変緩和制度によりまして、石油等元売業者・輸入業者への価格抑制の原資を支給することとなっておりますので、ほかに農業従事者に対する支援策の実施予定は今のところまだないようであり、県を通して国への要望なども今後ともやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） ぜひ支援を引き続きお願いしたいと思ひます。

次、政府は今年2月から介護職員、保育士、放課後児童支援員の処遇改善のため、賃金を引き上げることを発表しています。町はどのように対応するのか質問します。

一応、予算でも質疑ありますので、結論だけ簡潔に、時間がありますのでお願ひします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 今回の国の改正等に伴いまして、町のほうでも国の基準に合わせながら、今回の令和4年度の予算に計上しておりますので、具体的には予算の範囲の中で担当のほうからご説明があると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） ありがとうございます。

これは市町村の申請だそうですので、町がしっかりと手を挙げて、こういうふうには保育士、放課後児童支援員などを支援していくということは非常に大変ありがたいことだと思ひます。ですが、私の教えた生徒も保育士になった方、それから介護職員になった方、たくさんいますけれども、本当に辞めているんです。賃金が安くてやっていけないということで辞めているということで、国の支援が本当に大きいと感じているところです。

あと、最後なんですけれども、今日、町長に質問する最後ですので、これだけちょっと質問したいということで、最後ですのでお許し願ひたいということなんですけれども、実はロシアがウクライナに侵攻しました。ウクライナの脇にモルドバがあります。モルドバに町長

が行っておられます。ですから、最後の町長のメッセージでも、見解といいますか、それをぜひやっばり、モルドバに行った方というのはいませんので、実際見て、どういうふうな状況で、オリンピック選手も一体どうなっているのか。今、モルドバも何かロシアの侵略の対象になってきているという話もあります。ですから、そこら辺の話を、特に西川町は平和の町宣言で核兵器廃絶も文言で書いている町ですので、町長の最後の見解をぜひお伺いしたいと思って、お願いしたいというふうに思います。

○古澤議長 佐藤光康議員の通告外の質問でございますけれども、特別、小川町長からご回答をお願いします。

○小川町長 最後の質問ということですので。

まず、モルドバの国情といいますか、国につきましては、もう毎日、ウクライナの下に小さな、海に面さず陸だけの小さな国がモルドバでありまして、モルドバもソビエトから独立したという国でありまして、そういった意味でソビエトとの関連が非常に強い。要するに支援と申しますか、経済的な交流が非常に強い。特に燃料です。燃料は全てと申しますか、ソビエトからパイプラインで送られてくると。もし何かあれば、そのパイプラインを絞られる、またはストップさせられるというふうな国情でありまして、今は非常に厳しい中だと思っています。

特に、なぜモルドバが鶴岡市との関連ができたかと申しますと、その燃料関係でありまして、特に小学校・中学校の暖房についても、大人はある程度我慢することができるんですが、子どもについてはどうしても何とかしたいというようなこともあって、日本の要するに燃料チップ、市で燃料としてボイラーで発電するというような、そういった国の政策があって、それに乗ったのが鶴岡市の業者でありまして、鶴岡市の業者が現地に行って、その製造を請け負ったというような関係で、鶴岡とモルドバとの交流が始まって、そしてカヌーも鶴岡でないからぜひお願いするというようなことでのつながりであります。

そういったことで、産業はほとんどブドウ、ワイン製造であります。産業といっても少なく、特に出稼ぎでありまして、出稼ぎはソビエトでなくてギリシャに若い人が行かれるということで、若い男の人は非常に少ない。女性はおるんですけれども、そういった中での今回の措置でありますので、特に今回、モルドバの選手と子どもたちとのウェブでの交流がなされるということで企画したんですが、その時点ではもう既に空港が閉鎖されて、国外で練習しているカヌーの選手が帰国できないということと、併せてすぐ近く、要するにクリミア半島のほうから軍隊が入ってきたものですから、100キロ先でもう爆音が聞こえるというよ

うな、そういった中では到底できないということで、今回延期したわけでありまして、非常にそういった中で今回、国全体でウクライナに20億を超える義援金が集まったというような、そういった報道もなされておりました、町ではこういった支援策ができるのかということも今後考えていくべきだなとは思っておるところであります、まだそういった面ではいろんな関係機関との調整もありますので、その辺は今後とも検討したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○古澤議長 時間ですので、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） どうもありがとうございます。やはりロシアのウクライナ侵攻は絶対に認められないという一点で一緒になりながら、全力で私たちも頑張っていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

質問を終わります。

○古澤議長 以上で、3番、佐藤光康議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

◇ 佐藤幸吉議員

○古澤議長 続いて、8番、佐藤幸吉議員。

〔8番 佐藤幸吉議員 質問席へ移動〕

○8番（佐藤幸吉議員） 8番、佐藤幸吉でございます。

今回は、1つの案件について質問を申し上げたいというふうに思います。

勇退を表明されました小川町長の新町長に対する引継ぎ事項として、これまで3期12年という長い期間の町政のトップに立って頑張ってこられたわけでありましてけれども、精いっぱい

い町民のために頑張られてきた小川町長でございます。敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

ここで小川町長がこれまで進めてきた活動と、あるいは実績を基に、成果と反省点というようなことを明確にお持ちになられているのではないかと、こういうふうに思います。これらについて、今後の西川町のために町民と共有することによって、そのことを解決していく、そんな土台になればというふうなことで質問を申し上げたいと、こういうふうに思っているところでございます。

質問1でございますが、成果点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

いろいろ12年の課題や、あるいはそれに取り組むに当たって、いろいろ考えやら、あるいは取り組んできた強化した点などもあるかと思えます。政策項目など併せながら、ご回答いただければというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

○小川町長 ただいまの佐藤議員のご質問にお答えいたしますが、まず12年間の町政を振り返っての成果ということではありますが、これらにつきましては施政方針等々、重複するものがございますので、ご了解をお願いしたいと思っております。

私は昭和43年に高校を卒業しまして社会に出ましたが、当時、時代は高度経済成長で全てが東京一極集中でありまして、オリンピック、新幹線、カラーテレビ、そして学卒者は東京へと向かい、日本全体が過疎化に向けて大きく拍車がかかったときであります。

当時、このままではふるさと西川町でも若者、ひいては人のいない西川町になるのではというような危惧を持っておりまして、西川町を持続するには人口減少をいかに止めるか、そのために里山の生活基盤である農業、そして土地を守ることが大きな課題であると思っておったところであります。

特に西川町は大きな農地は少なく、専門のなりわいとしての農業は雪に拒まれ、生活するには冬の出稼ぎに頼らざるを得ない状況でありました。そこで、この西川町で農家として生活するためには、冬の収入を得ること、そして出稼ぎのない農業の実現との思いがありまして、高校は農業高校を志望したんですが、かなわず、普通高校へ進学し、役場への就職となったところであります。

以来、40年間で事務職として職務に当たり、最後の5年間は図らずも産業振興課長を拝命し、農業に携わらせていただきました。それまでは農林課と商工観光課であった、2つであ

ったんですが、その2つの課が大課制の下に産業振興課となり、その体制の中で冬でも収入を得られる西川町独自の産業振興体制を構築できないものかと思いに至ったものであります。

1年を通じて冬でも収入が得られる産業構造の構築に必要となるものとして、農業では夏は稲作、果樹、そば、冬は啓翁桜であり、観光においては冬期間の集客として雪の利活用を目指して取組を進めまして、結果として一步前進したと認識しております。これらは町としての指導や支援もありましたが、農業も観光も町民の皆さんが一体となり、それぞれ組織化して取り組んだ結果でもあります。それまでも西川町で日本一と言われるものがありました。農業では啓翁桜の生産量日本一、観光では雪旅籠の灯りがふるさとイベント大賞等で日本一の表彰を勝ち得たことは大きな成果と感じております。

それに併せ、産業に関わる各種団体、組織、そして町職員の意識を一体化した連携も必要との思いもあり、互いに産業間の連携を行い、相乗効果が得られるよう総合産業化として進め、この取組についても一定の効果があつたものと捉えておりまして、今後も必須案件と思っております。

そのほか、町制施行60周年を記念して開催されました中高生による模擬議会の際、子どもたちから日本一のカヌー競技場の整備について要望があつたことに対して、任期中に応えられたことは大きな責任を一つ果たしたことと思っております。

議員から多くの問題・課題等ありますが、絞ってご答弁申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 回答をいただきましてありがとうございます。

就職された昭和43年、高度成長時代からのいわゆる東京一極集中、そして西川町が過疎になるのではないかというふうな思いも含めまして、今の町長がなられるその思いを先んじていたのかなと、こんなふうに思うわけであります。出稼ぎであるとか、あるいは農地の少ない中での西川町の産業等を掘り起こしていくのかというようなことが今の答弁でされてきたのかなというふうに思っております。

私は今回の質問をするに当たり、さきに施政方針、令和4年の施政方針が出されておりますけれども、これらに基づいて回答されるのかなというふうに思いましたんですが、ちょっと違った視点になったなというふうなことで、私がこれから質問する内容とも若干違うところもあるかと思っておりますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

まず冒頭、冬の仕事はどう確保するか、通年農業をどう確保するかというようなことでの

答弁をいただいているわけでありませけれども、いわゆる啓翁桜の日本一への成長というようなことがあって、これについては非常に大きな成果として見ることはできるのではないかと、というふうに思っております。

5,000万円の収入、そして36万本という売上げの成果を見ることができたわけでありませけれども、いわゆる1億円産業に盛り上げていくというようなことで、言わば現在の通過点は半分ということになるわけでありませ、これから園地拡大であるとか、あるいは担い手の問題、そして通年農業というようなことの道筋が出ているかと思ひませけれども、今、私はこの5,000万円の、あるいは36万本の売上げを成果を出すのに、かなり精いっぱい仕事をされているのではないかと、こんなふうに思ひませ。

それでご質問するわけでありませけれども、担い手の確保をどう考えていらっしゃるのか。これから特に若い人の担い手が、いわゆる後継者が、こういうことによつてこの産業も大きく広がっていくのかなというふうに思ひませるので、これらについてのご見解をお願いしたいというふうに思ひませ。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 農業の担い手の育成であります、これは日本の農業の形態と申ひませか、ずっと引き続いてきた経過がございます、要するに親から子へ、この世代交代がなされてきたというようにござひませ、さらに先ほど申ひませましたように、西川町ではなかなか農業一本で生活できないというようにござひませ、子どもさんはどちらかという親の生活状況を見ながらござひませるので、今のむしろサラリーマンとか、そういった方向へとなつたものと思ひませ。

これは西川町だけではなくて全国の中でありませるので、そういった意味合いもあつて、今から十五、六年前ですか、集落農業経営というように国の方針が出まひませ、今、西川町はそれぞれ本来であれば集落ごとに集落協定を結ぶはずなんです、当時、私も産業振興課長をして、これでは駄目だということで、西川町は1本の組織体制でやるというようにござひませ、これは要するに集落営農で法人化をするというように、そして法人形態を次の世代に、必ずしも自分の子どもでなくて、いろんな人に世代交代を行つていくというように、そういった形態でありませ。

ですから、そういった問題を解決しなければ、なかなかこの農業問題は担い手を育てるのは大変だなどというようにござひませ、認定農家等の育成もやつてござひませ、当時10世帯にも満たない認定農家だつたわけでありませ、今は法人も含めて20を超える認定農家になつて

おりまして、そういった指導体制を行いながら、次の世代へ引き継いでいくというようなこととです。

ですから、私も以前にドイツに農業関係の視察に参りまして、西欧ではまさにそのとおりでありまして、親から子への農業経営を渡すのではなくて、そういったそれぞれのいろんな形態の中で農業経営をやられて、そしてさらには国の支援策も日本以上の支援があるというようなことであって、そういったものを含めての反省点を踏まえながら、これまでやってきておりますので、まずは担い手につきましては、今回は冬の啓翁桜がありますが、まだまだ西川町では園芸農業、要するに夏の蔬菜園芸とか、そういったものであります。

これも私もさっき、何度も言いますが、産業振興課長になった時点で東京の中央の間屋の社長さんに来ていただいて、西川町の実態を見ていただいて、今後の西川町についてのご意見をお願いするというようなことで、そういった機会を設けたわけではありますが、その最初に来たときのその社長さんの言葉が、西川町はこれでは食べていけないと。なぜだと申しましたら、ハウスがないと、これからはハウス園芸がなければ農業は食べていけないと、稲作一本やりでは食べていけないというような、そういった言葉でありました。

今、産業振興課長のほうでトマトも含めた園芸作物の振興をやっておりますが、そういったものを含めて今後はやるべきだというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 西川町で生きていくための一つの大きな事業である農業というものに対する見解であるというふうに思いますけれども、いわゆる啓翁桜を通して今のこれからの担い手の在り方、農業担い手の認定農家20以上というようなことでありますけれども、これらの法人化というようなことでありますけれども、これについては私もそのとおりだというふうに思いますので、これらの法人化に対する道筋というか、やっぱり明確に指導体制なり、あるいは行政の主導体制なりがあって法人化をうまく進めることができるというふうになるかと思っておりますけれども、それらの道筋に対する見解というものがあれば、あればというよりも、なければならぬと思っておりますので、ご回答いただきたいと思ひます。

○古澤議長 答弁は工藤産業振興課長。

○工藤産業振興課長兼農委事務局長 法人化への取組について申し上げます。

本町は今、農業法人化、先ほど町長から答弁がありました、従前はなかったわけですが、今、六、七ぐらい法人化になっております。

指導体制としましては、法人化の規模、この方だったら法人にしたらどうかというふうな



こともありますが、本人との話合いの中で町の農業技術普及課、さらには農業の活性化センター、あと農協等、その支援チームを立ち上げているところでございます。具体的なそういった内容をよく話合いを行い、将来的な経営状況等を話合いさせていただきながら、法人化に向けた取組を支援をしているという状況でございますので、そういった体制をしっかりと取らせていただいております。近年は年に1件、2件ぐらいつ増えてきているというような実態でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 確かにその道、その業種の中では進められているというふうに思いますが、やはり町民の共有的な、あるいは全体が理解できるような一つの道筋も含めまして、町民の皆さんが理解できる、そういう法人化への道をぜひ歩んでほしいなというふうに思いますので、情報化などについてぜひ今後ともご指導なり、あるいは広報に努めていただきたいと、こんなふうに思います。

それから、先ほどは町長のほうからは出なかったんでありますけれども、いわゆる施政方針の中で、22年に町長に就任されてから一貫して西川町を元気に、若者に夢を、女性の声を町政にというようなことで何回かこの話は聞かれているわけでありまして、政治に対する政治家としての町長としての基本的な道筋だったのかなというふうに思いますが、実は町民参加型というようなことでの町運営をしてきたと思っておりますけれども、この結果、特に若者、あるいは女性というようなことについての、その成果なり、どういうふうに捉えられているのか。

ぜひ今後ともそういうことについては、やはり先ほど申し上げました後継者などにもつながる課題だというふうに思いますので、どういうふうにもこの12年間の中で成果として出てきたのか、その辺の見解をお願いしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 非常に厳しいご質問でございますが、若者、そして女性に視点を置いた要するに町政参加でございますが、それと併せて町民の皆さんの町政に対する目をいかに向けさせるかということで、町長と語る会、座談会、1年に1回、全地区を回ってやってきたわけでありまして、そういった面も含めて、それと併せて若者、それから各所、婦人層、あとは職域、こういったものも含めてやってきたわけでありまして、なかなか若い人につきましては旗を掲げても集まらないというようなことがあったわけでありまして、そういった意味では成果と

いうものについては、こういった要件があるからこういったものの成果と具体的なものはなかなか少ないわけではありますが、そういったものを視点に置きながら政策を進めてまいりまして、特に若者、そして女性という点では、やはり子育てというようなことで、特に子育てにつきましては保育園の環境整備、さらには学校の環境整備、こういったものに力を注いできたわけであります。

おかげさまで、それぞれの単なる町としてのハードと申しますか、環境整備だけでは十分な成果が得られませんで、その中でやっぱりそこに携わる人的な支援、人の力であります。これが非常に大きな力と想着ていまして、特に保育園も小中一貫校でなく、保小中一貫というような方針を出しまして、そしてさらには英語教育も保育園からというような、そういったことで、まず一連のそういった保小中、保育所から中学校までの担当する人的な連携と申しますか、そういったのも含めて携われたというようなことで、これはすぐ効果は現れないと思いますが、そういった意味での今後の効果というものは期待しているところであります。ですから、今のところどういった効果かというようなことでは、なかなかすぐこれだというようなことはないわけではありますが、そういった中で、特に子育ての関係で、英語教育等も含めて保小中。

それから、当初学校統合の段階で一番問題になったのは、地域の中での子育てでありまして、こういった中でも学校のほうで、ふるさと学校というようなことで地域との連携なども深めていただきながら、絶やさなかったということでもありますので、いろんなものもありますが、そういったものはどういうふうな形で結果として現れるか、ちょっと分かりませんが、そういったことでまずは手だてを行っていくということでもありますので、よろしく願います。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） これらについては、やはり成果を見るというところまでは、この12年間の中でできなかったと、こういうことだろうというふうに思いますけれども、今後ともそういう課題は残っていきますよと、こういうふうなことだと思しますので、ぜひこの件については、永遠の課題にはならないかと思しますので、やはり若者をこの町に連れてくるというか、移住するというか、そういう類いの政策をどんどんこれから打ち出していかなければならないのではないかと、こんなふうに思っているところであります。

これまでの成果なり反省点なりの見解でありますので、この件については一応受け止めていきたいというふうに思います。

それから、次には住宅団地形成の件であります。

現在、3つの未売却の土地があるわけでありまして、これまでの団地形成政策については一定の成果があったというふうに思っております。しかも、睦合のコーポなども含めまして、これまでの住宅が、住宅団地なり全部満杯で使われているということからすれば、ここに定着される皆さんがいる限り、この一定の成果というふうに捉えることができると思います。

それから、この令和4年度から始まる、今年度から団地形成は始まっているわけですが、これらの団地形成なども含めまして、大きな成果なり、満杯になるように期待をするところであります。

その際に、住宅建築なり、今回はメゾネットなり、建てられる建物は全部アパート形式のものであるようですが、いわゆる住宅新築、あるいはリフォームされる、それらについての支援策があるわけですが、最近の傾向を見ますと、町内業者だけを利用した建物だけでなく、町外なり、あるいは建築業者のメーカー、町外のメーカーが建てられている建物が多いわけでありまして、実は町内にうちを建てる、あるいはリフォームされるという方については、町内業者が利用した場合だけ対象にするのではなく、その拡大の利用方法はないのか。この辺について、やはりそういうあれがなければ町外に移ってしまうというような傾向もあるかと思っておりますので、その辺ぜひ検討してほしいし、もし見解があればその内容での回答をいただきたいと、こういうふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 リフォーム、また新築等に対する町の支援策であります。それをさらに拡大して、町外の業者の施工に対しても支援を行ってはどうかということですが、これはあくまでも西川町の消費に関しまして、西川町内で消費を循環するというような、そういった大きな視点があるわけでありまして、特に住宅に関しましては私も、皆さんもそうだと思いますが、人生に最大の消費額になると思っております。建物にすれば3,000万、4,000万、リフォームしても500万から1,000万でありまして、ちょっとお店に行ってラーメンを食べるのと違って、そういう意味では非常に大きな効果があると思っております。そして、それはひいては、ただリフォーム、建てるだけでなく、その材料、特にうちのほうでやっていますのは、材料等につきましても町内での材料確保をお願いしているということでありまして、これまで申し上げていますが、町内の消費動向調査、これは全国的にあるんですが、3年に1回の消費動向調査があるわけですが、これを見ますと、商店も含めてであります。

当時12年前頃は町内の消費動向が町内で12%、それが3年に一遍ずつなので、直近のもので17%まで上がってきたということもあって、そういった意味で数字上に表れるものについてもそういったものが含まれるわけでありますので、ぜひともまずは町内での業者育成、これが町の大きな支援になるんです。

ですから、それぞれ外部の大手の会社に頼めば、ある程度割安に済むということだと思いますが、その割安になった分は10%分は町のほうではそういった意味で補填しますよというような、そういった趣旨でやっているわけでありますので、今のところそういった考えはございませんので、よろしくをお願いします。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 特に定住化という点から見ますと、ここに居住地を設けたいという方に対する支援策ということになりますし、あるいは一方、その見方を変えれば、地域業者を救済するというような点からの、今の町の見解でもあるわけでありますけれども、そういう見解と2通りあるわけでありますが、私は現在の動向からしまして、やはり町内に住む方への援助を少し回さなければならぬんじゃないかと、こういうふうな点から見解を申し上げているつもりでございます。

そういう点から、今後そういう検討もされまして、対象になっていくということを期待したいなというふうに思いますので、ここでは一つの提案として言わせていただきたいと、こんなふうに思います。

それから、実はこれまで成果の中でもやはり反省点、その中での一部反省する点なり、それはいろいろあるかと思っておりますので、反省点、あるいは成果点、どちらの項目に挙げるのかというようなことはひとつご理解をいただきたいというふうに思いますけれども、次に、一方でその反省点というものについてお尋ねをしたいという、質問2に入ります。

時間的、あるいは財政的な解決、またはもっと手を尽くすべきだったなというような点もあろうかと思っております。それらについて、どう引き継いでいくのかというようなことについて、質問したいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 町政の反省点と次の町長へ引き継ぐものについてであります。まだ完成に至らない事業、または計画されている事業など多くありますが、特に、持続できるまちづくりに必要不可欠なものは、コミュニティ、地域の充実と捉えております。

集落の住民意識を高めることを含め、各地区独自に地域づくり計画の策定を行っていただ

いたことで、地域の課題、問題の掘り下げも行い、将来のあるべき姿などを模索していただいたところではありますが、世界は貨幣経済、グローバル化の進展が早く、物事全てが金で解決できるような世の中に変わりつつあることは否めない事実であると認識しておりまして、特に集落内での助け合い、協働、協力の力が大きく弱まっていることであります。

一方、平成26年度に町が実施しました西川町のまち自慢アンケートで、第1位となったのは町民の皆さんの人柄であります。人柄とは、その地域の中で育まれた人のよさであり、ひいては地域のよさであります。

今、コロナ禍において中央から地方への国民の意識が向きつつありますが、その大きな要因が地方の文化、伝統、そして人であると感じております。しかし、西川町はもとより、全国的に地域、そして人の関係が薄らいでおり、地域の中で協働、協力、いわゆる東日本大震災のときに言われました絆が失われつつあると感じております。定住人口の維持には地域で生きる幸せも含め、経済だけではないものがあり、地域の維持が町の持続に関わってきます。これまでは行政として地域づくりの原点である地域の環境整備に力を入れてはきましたが、まだまだ地域づくりの大切さなど、町全体としての認識をまとめ上げることができなかったということは反省点でありまして、事実であります。

今、高齢化で地域の維持のための共同作業などはほとんどが60歳以上の方が担っていると言っても過言でないと思っております。そして地域維持のため、経済的、または産業などの負担は地域の人口減少も相まって、ますます大きくなっていることから、町としても共同作業への支援、また、災害時における復旧事業の地区負担の軽減なども行ってきたところであります。

加えて、国の支援策であります中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度の活用も、個人負担を少なくし、安心して暮らせる町、地域づくりにとって必要な政策であり、これらの組合せ継続と強化は今後の大きな課題として捉えているところであります。

そして、現在はコロナ禍であることから、以前は公民館事業として地域内での行事や町の運動会やスキー大会などが開催されていましたが、現在はほとんど休止されている状況にあります。さらに、地域の祭りも神事のみと、町民の皆さんが一堂に会する機会がほとんどない状況にあり、この状況が続けばまさに地域の絆の縮小につながることに危惧しております。

今後、次の町長へのバトンタッチは積み残したハード整備など、計画されている事業は当然ではありますが、コミュニティの充実に大きな力を注いでいただきたいと思いますと考えております。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） これまでの経過からして、地域がどう守られていくのか、コミュニティ、地域の充実、地域の自主性に任せた取組をいかに守っていくのかというようなことだろうというふうに思いますが、今回の施政方針の中でも、人手不足は深刻だ、集落で暮らし続けることへの不安、特に共同作業や地域リーダーの育成が大切だ。そういう結果を受けて、集落支援員を地域に派遣したいと、こういう取組がこれから必要だというふうに言われているように書いてあります。

同時に、地域づくりのリーダーを育成する。そういう意味では、地域塾の開設というようなことが出されております。地域塾、非常に耳障りのいい言葉でありますし、これからちょっとした期待というものを感ずるわけでありましてけれども、集落支援並びに地域塾というものに対するこれからの進め方なり展望をお聞かせいただきたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまのご質問、集落支援員の配置、地域への派遣について、私のほうから申し上げます。

令和4年度当初予算にも盛り込んでおりますが、集落支援員につきましては、町長がお答えしたように、集落支援員1名を何とか確保いたしまして、地域における現在つくっている計画の実現に向けた取組でありますとか、地域で現在、地域の組織の再編や新たな取組に対して、そちらのほうに対する支援、さらに今申し上げました共同作業等、いろいろな国や各種施策もありますので、そういった地域への導入に対してご支援をするというような方向で、何とか地域が一步前に進もうというところに対して、集落支援員、併せて町職員も地域支援職員ということでチームを組んで各地区にご支援を申し上げておりますので、町職員と併せて集落支援員とともに地域の取組に対してできる限りのご支援をしていきたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 集落支援員のイメージですが、これは町で1人というふうになるのか、あるいは地域に1人ずつ配置するのか、あるいはその身分というものをどういうふうにしていくのか、その辺の、あるいは人選ということについてどうされるのか、それと町職員の地域配置もあるわけでありまして、併せて協働しながらやっていくというようなイメージでありますけれども、先ほど申し上げました身分並びにその人数の配置なりをお尋ねしたいというように。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 ただいまのご質問ですが、身分としては町の会計年度任用職員とか、そういう町職員としての身分ということではなくて、集落支援員という形で公募を行って、そういった形で活動を行っていただきたいということで、配置としては政策推進課に籍を置きながら、各地区の要望に対していろんな支援活動を行っていくというように考えております。当面はそういったことでやっていきたいというふうに思っておりますが、町長からもありましたとおり、今後、地域コミュニティ活動の支援・充実ということがありますので、集落支援員の今後の活用については引き続き検討が必要なのかなというように捉えているところであります。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 政策推進課に1名配置ということで、集落支援員の募集をするということでもありますけれども、これらについて、やはり各13地区ほどあると思いますけれども、それらの地区を満遍なく支援するというようなことになると、かなりの労力が必要なのではないか、あるいは能力も必要なのではないか、こういうふうに思いますけれども、この辺はやはり仕事の内容にもよるかと思えますし、また指導面でどうされるのかというようなことで、指導に当たられるという立場になるのかどうかなんですけれども、それらの、そういう身分になりますと、非常に高度な知識を持ったり、あるいは技術を持ったりすることが必要なのではないかというふうに思われますけれども、その辺の人選の仕方なり、どういうふうに考えられているのか、そして地域に向かったときにどういうふうな指導なり仕事をするのかということについて、少し詳しくお尋ねをしたいというふうに思っております。

非常に大切な分野になってきますし、地域を守っていくという町長の答弁からすれば非常に大切な分野として捉えていただける、私もそのとおりだと思いますので、ぜひその見解をお願いしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は荒木政策推進課長。

○荒木政策推進課長 集落支援員に求められる業務内容等でございますが、今、議員からご質問あったとおりで、かなり全地域に対して満遍なくというようなことだと、1人ではなかなか難しいということは認識しております。集落支援員の配置等につきましては、昨年と今年、各地区の区長さん並びに町内会長さん、公民館長さんともいろいろご意見をいただいた中で、集落支援員の配置を望むというような地域については、明確にうちのところに対して派遣し

てほしいと明言をされる地域はなかったというように理解しておりますが、一方では、そういった制度があれば活用したいというような声を、考えてもいいというような声も伺っております。

ただ、その配置要望については、ほとんどの地域が要望しているというわけではなく、ある幾つかの地域のほうからそういった声が上がってきているというようなことでありますので、現在の考えとしては地域で必要なところに対してポイント的にご支援を申し上げるというようなことが現実的ではないかなというような捉え方をしているところであります。全地域に満遍なくというようなことについては、やはり人の人数の制限、あとはその時間の制限等もあり、なかなか難しいのではないかと考えております。

あとは、その公募の方法につきましては、議員のご指摘のとおり、ある一定程度の知見を有した方ということだろうというように思いますが、公募に当たってもそういうように地域の方と一緒に協力できるような方ということで募集したいというように思っております。ただ指導というような立場でいくのではなくて、地域の方と一緒に考えて、いろんな情報を共有しながら物事に当たっていくという形で、伴走支援というような形になるかというように思います。

当然、集落支援員1名でございますので、その方だけに全てを負わせるということではなくて、申しあげましたとおり、町のほうでも正職員の地域派遣職員もおりますので、そのチームと一緒に地域づくりのほうにご支援していく体制をつくっていくということだろうというように思っております。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 大体イメージが分かってまいりました。ぜひこれが有効に働かれるように、効果が出てきますように、それぞれの地域との連携を密にしていきたいなど、こういうふう思うところであります。

ところで、先ほど2つの質問の中で、地域塾の件についてもお尋ね申し上げたんですけれども、いわゆるそのリーダー育成というようなことになりますけれども、これら集落支援員なりも含めて、地域塾でも育成と、こういうふうなことにイメージしていいのか、あるいはどういうためにこの地域塾が設置されるのかというようなことについて、ちょっと展望なり今後の在り方なり、説明をいただきたいというように思います。

○古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。



○奥山生涯学習課長 地域塾の関係でございます。

この事業につきましては、町の中央公民館として今後の地域づくりのリーダー育成のための地域塾を開設していくというような方向でございます。

この地域塾設立の背景につきましては、先ほど荒木課長が申しました地域づくりの状況調査を昨年実施しておりまして、いろんな指摘をいただいております。各地域の中で抱える問題点としましては、各組織のリーダー、それから役員の成り手不足、次世代の役員の育成、今後活動できる人の減少など、様々今後のコミュニティを支えていく上での課題などが挙げられております。

これらの指摘に応える意味でも、地域の課題を探り出しまして、それを解決していくための研修を行っていくということで、骨子として考えておりますのは、県内で活躍をしております地域づくりやリーダー育成で実績を残されている方などを検討しているところであります。

令和4年度、5年度の2か年を研修及び準備期間と位置づけまして、令和6年度においてはそれらの方がそれぞれの地区でワークショップなどで開催をして、地域の中で検討課題などをしていくというようなことで、令和4年度につきましては全体の説明会、まずは区長会の中でのご説明、その後、公民館長会議などでの説明を行った後に、各地区での選出をいただきながら、令和4年度につきましては説明会のほか、4回の地域塾を開催していきたいということで考えているものでございます。

以上であります。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） この塾等につきましては、かつてこういう塾があつて、地域のことを考える機会というのは非常に多かったような感じがいたします。現在こういうことがなくて、やはり地域の、いわゆる消防団であるとか公民館であるとか、あるいはそのほかの任意団体的なところでの話合いなどはされるにしても、地域をどう課題として拾っていくのかというような課題を検討できるような場がなかった、なくなってきたなというふうに思いますので、今回こういうふうな案が出てきたことについて大変歓迎をしたいなというふうに思いますので、ぜひ有効のこの年度、令和4年、5年、6年度にはもう実質的な活動に入るというようなことでありますけれども、こういう区切りをつけなくても、一方で並行的に、一方で実施しながら勉強会をしていくというような並列的な進め方をぜひ望みたいなど、こういうふうに思っておりますので、ぜひ成功されますようにご期待を申し上げたいというふうに思っております。

リーダー講習会であるとか、そういう言葉も最近ではなくなっておりましたので、こういう真新しい、あるいはその活気づけるための大きなきっかけになるのかなと期待をするところでもあります。

ところで、別の案件に入りますけれども、実はこれも町長12年間の中での反省点というふうに捉えてよろしいのかと思いますけれども、志津会館でございます。

場所が非常に議会での議論もあったわけでありまして、場所の固執、あるいは地域をどう説得されたのか、あるいは観光面との有効的な目標なりビジョンが少し足りなかったのかなというように私は捉え方をしております。場所、それから地域に対する町としての観光面から見た有効的な施設の在り方というものを地域に説得しなければならなかったのかなと、こういうふうに思いますが、この件について今後とも残る課題でありますので、見解をいただきながら、今年からか、あるいは来年になるのか分かりませんが、場所の選定からやはり有効的な志津会館が出来上がってくる、そういう前提になろうかと思っておりますので、その見解をお願いしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 志津会館につきましては、反省点にも挙げておったところでありますが、あいつつたこれまでの経過等につきましては、もう議員の皆さんがご承知のとおりでありますので、今の、特に志津会館につきましては発端はトイレからの、トイレのない観光地はあり得ないというようなことで、そういったのを含めて複合的な施設も必要ではないかということで進んでまいりまして、特に志津会館と申しますか、志津の集会施設についてはここ二、三十年、何度かいろんな図面やら設計図が起こされまして、それを資料にしながら議論してきたわけでありまして、なかなか定まらなかったと。特に場所の選定であります。特に地滑り等も含めて、そういったことで、まずは一番地元で詳しい地元の人の合意で建設する必要があるというようなことで進めて、やっと地元の合意があつて今回の場所に設定になったわけでありまして、そういった意味で、今後とも志津の皆さんには、志津の皆さんの中での選定場所、場所の選定を町とともに進めていくことが必要だろうと思っております。

前回の一般質問でも、早急に、できたら年内にというような声もあつたわけですが、これまで十数年かかって議論をしてきたわけでありまして、すぐにはそういきませんので、今後とも、あとはその建物にどういった機能を持たせるか。集会所という機能を持たせるというのを、集会所、それからトイレ、案内所、それから消防のポンプの車庫、こういったものを含めて複合的なものというようなことでしてきたわけでありまして、それぞれを今の1か

所じゃなくて分散させるとか、そういったことも考えられるわけでありますので、そういったものも含めて、改めてその機能についてもお互いの理解をしながら進めるべきだと思っていますので。

ただ、あまりにも早急に急ぎますと、どうしても後々またいろんな問題が出てきてもまずいわけでありますので、まずは地元の人々の意見を十分聞きながらと思っていますので、よろしくをお願いします。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） ぜひこの、まず一つがこの施設にどういう機能を持たせて、何を目的にするのかというところが明確でないと、その結論も果たして地域の皆さんとの合意を得るための結論が出ないんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ町としてどうビジョンにするのかということも明確にしながら、地域との話し合いを進めていただきたいと、こんなふうに思っておるところであります。これらについては、以上のようなことで意見として申し上げておきたいというふうに思っております。

それから、提案というようなことになるかもしれませんが、現在、月山朝日観光協会が銘水館の2階に位置されて事務的なことをやっております。私は、あの場所は非常に、中に入って窓もない的な場所でありまして、果たしてあのところで観光業が、観光の施設にマッチしている場所なのかなと、こういうふうな疑問を持っております。

私は、その提案でありますけれども、西川町の一つの核になる、産業の中心となる建物として産業会館というものを設置してはどうかという提案でございます。実は、商工会館もかなり古くなっております。耐震化をしたにしても、建物の構造自体が古いということもあって、観光協会との同居した建物、あるいはその会館という大きな建物の中に観光協会と、それから商工会の部屋があって、そこに行けばある一定の西川町の産業構造が分かる、あるいは、お客さんと行く商工観光を利用したい方の案内ができるとか、そういう情報を得られる会館の建設というものを提案したいと思いますが、見解がありましたらお願いしたいというふうに思います。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 大変進歩的なご意見、ありがとうございます。

実は、観光協会と商工会の一本化であります。これは以前から私も商工会の会長のほうにもお話ししまして、観光協会の独立と申しますか、町から離れての観光協会というようなことで、商工会の今の会館内に一緒になって、部屋を改造しながら一緒になってやっていた

だけないかというようなご意見も申し上げてきたわけではありますが、なかなかそこまで至らなかつたわけでありまして、二、三年前からですが、商工会の会長さんのほうからそういった方向で、できたら今、以前からありますように、商工会館の建設も新たに、その中に商工と観光と、というようなことで話もちらほら出てきたところでもありますので、できたら私のほうではその中にある程度の人が集まれる喫茶店と申しますか、喫茶店まではいかないんですが、そういったのを含めて人が集まれる場所の建物の建設、こういったものだってあるのではなからうかというような、そういったご意見も、意見交換もやっておりますので、そういった意味では今後、観光協会も独立しましたので。

ただ、場所を、場所的にはどこが妥当なのかどうか、これはこれからの議論だと思っておりますので、将来的にはそういうふうをお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○古澤議長 8番、佐藤幸吉議員。

○8番（佐藤幸吉議員） 今の町長の答弁、これからの町の中核的な活動の場というようなことを捉えながら、ぜひこれらの進めができていただければと、こんなふうに思います。

時間でもありますので、小川町長にとってこの議会が最後の議会になるというようなことになるわけでもありますけれども、同時に一般質問も最後でございます。私はその締めくくりの一般質問をさせていただいたこと、まずもって記念になりますことを光栄に思うところであります。これからも地域に帰ってと、まだ言うのは少し早いかもしれませんが、地域へ帰ってもこれからの町に対するご指導ありますようお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○古澤議長 以上で、8番、佐藤幸吉議員の一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○古澤議長 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これにて散会します。

ご苦労さまでございました。

散会 午前11時46分

令和 4 年 3 月 1 1 日

## 令和4年第1回西川町議会定例会

### 議事日程(第4号)

令和4年3月11日(金)午前9時30分開議

#### 日程第1 議案の審議・採決

議第2号 西川町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の設定について

議第3号 西村山広域行政事務組合と西川町との事務委託に関する規約の一部変更について

議第4号 西川町行政不服審査関係手数料条例の設定について

議第5号 西川町敬老金等支給条例を廃止する条例の設定について

議第6号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議第7号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第8号 西川町児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について

議第9号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第10号 西川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第11号 西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第12号 西川町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定について

議第13号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第8号)

議第14号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第15号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第16号 令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算(第4号)

議第17号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算(第5号)

#### 日程第2 予算特別委員会審査報告書の提出

#### 日程第3 予算案の審議・採決

- 議第 18 号 令和 4 年度西川町一般会計予算
- 議第 19 号 令和 4 年度西川町国民健康保険特別会計予算
- 議第 20 号 令和 4 年度西川町公共下水道事業特別会計予算
- 議第 21 号 令和 4 年度西川町農業集落排水事業特別会計予算
- 議第 22 号 令和 4 年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算
- 議第 23 号 令和 4 年度西川町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第 24 号 令和 4 年度西川町介護保険特別会計予算
- 議第 25 号 令和 4 年度西川町宅地造成事業特別会計予算
- 議第 26 号 令和 4 年度西川町病院事業会計予算
- 議第 27 号 令和 4 年度西川町水道事業会計予算

日程第 4 議員派遣について

日程第 5 開会中の継続調査申出

追加日程について

日程第 6 議第 28 号 令和 3 年度西川町一般会計補正予算（第 9 号）

日程第 7 発議第 1 号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

出席議員（9名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	7番	佐藤耕二	議員
8番	佐藤幸吉	議員	9番	伊藤哲治	議員
10番	古澤俊一	議員			

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	前田雅孝	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	会計管理者 兼 出納室長	土田伸	君
健康福祉課 課長補佐	佐藤尚史	君	町民税務課長 兼 産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君
商工観光課長	土田浩行	君	建設水道課長	眞壁正弘	君
病院事務長	松田憲州	君	学校教育課長	安達晴美	君
生涯学習課長	奥山純二	君	監査委員	高橋將	君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	議事係長	鬼越晃一	君
書記	柴田歆那	君			



開議 午前 9時30分

### ◎開議の宣告

○古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これより令和4年西川町議会第1回定例会を開会します。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

---

### ◎日程の追加

○古澤議長 ただいま小川町長より追加議案、令和3年度西川町一般会計補正予算（第9号）、9番、伊藤哲治議員よりロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議の2議案が提出されましたので、これを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

これを本日の日程に追加し、追加日程第6、議第28号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第9号）、追加日程第7、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議とします。

---

### ◎議案の審議・採決

○古澤議長 日程第1、議案の審議・採決を行います。

議案書が事前に配付されている件につきましては、議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

議第2号 西川町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤俊彦君 登壇]

○佐藤総務課長 おはようございます。

議第2号 西川町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の設定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この規約を新たに設定する目的並びに行政不服審査会についてであります。

この規約は、令和4年4月1日から行政不服審査会の設置運營業務について山形県に事務委託するために、地方自治法の規定に基づき設定するものであります。

行政不服審査会については、平成28年4月1日に施行された行政不服審査法において、国または公共団体の行政上の意思を決定しこれを外部に表示する権限を持つ機関、いわゆる行政庁の全ての処分並びに申請に対して、積極的な行為をしないこと、いわゆる不作為について、国民が簡易迅速かつ公正な手続きの下で広く行政庁に対する不服申立てをすることが制度化され、地方公共団体に第三者機関として行政不服審査会を設置することが義務づけられたものであります。

これを受けて、本町では西川町行政不服審査会条例を制定し、西川町行政不服審査会を設置してまいりました。この6年間で審査請求はありませんでしたが、今後、行政庁の処分並びに申請に対する不作為について町民の皆さんの意識が高まることが予想される中、県の行政不服審査会へ諮問することで審査請求された方から見て外形的な客観性、公平性が保たれること、県の行政不服審査会及び同会委員は諮問答申におけるノウハウを蓄積されており、より効率的な調査、審議が期待できるものと考えております。

なお、県内では、全ての町村22団体のほか、3市、西村山広域行政事務組合などの一部事務組合、広域連合15団体、計40団体が県に事務委託する予定であるとお聞きいたしております。

次に、規約の規定内容についてであります。

お手元の議案書をご覧くださいと存じます。

第1条では、委託事務の範囲を規定いたしており、行政不服審査会法第81条第1項に規定する機関、いわゆる行政不服審査会の権限に属された事項を処理する事務を山形県に委託することを定めております。

第2条では、管理及び執行の方法を規定いたしており、事務の管理及び執行については、山形県の条例、規則、その他の規定に基づくことを定めております。

第3条では、経費の支弁を規定いたしており、委託事務の管理及び執行に要する経費は、本町が負担し県が支弁することとし、経費の額及び支払い方法は、県と本町が協議して定めることを定めております。

なお、令和4年度における経費の額については、諮問の有無にかかわらず本町が2万6,000円を負担するほか、諮問した場合には諮問会の経費として審査会1回当たり6万9,000円を負担することとし、今定例会に上程いたしております令和4年度一般会計予算に16万4,000円を計上いたしておるところであります。

第4条では、条例等制定改廃の場合の措置を規定いたしており、県が委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定、改正、廃止したときは、本町に通知しなければならないことを定めております。

第5条では、その他必要な事項として、第1条から第4条までに定める内容以外に必要な事項は、本町と県が協議して定めることを定めております。

附則では、この規約の施行期日を規定いたしており、令和4年4月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第2号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第3号 西村山広域行政事務組合と西川町との事務委託に関する規約の一部変更についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第3号 西村山広域行政事務組合と西川町との事務委託に関する規約の一部変更について、補足説明申し上げます。

今回の規約変更につきましては、西村山広域行政事務組合で実施しております交通災害共済事業の廃止のため、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき、令和3年12月の第3回定例会で、西村山広域事務組合規約の一部を改正する規約により、規定から交通災害共済に関する事務の規定の削除につきましてご可決いただき、同法第286条第1項の規定により、令和3年12月3日付で西村山広域行政事務組合から山形県への規約変更の申請を行い、同年12月7日付で山形県から許可を得たことから、同法第252条の14第3項の規定に基づき、西村山広域行政事務組合と西川町との事務委託に関する規約中、第1条第1号の交通災害共済に関する規定の削除につきまして提案するものであります。

それでは、規約の一部変更についてご説明申し上げます。

新旧対照表1ページをご覧ください。

規約第1条、事務の委託の第1号、交通災害共済事業に関する規定を削り、同条第2号を1号に、第3号中「前各号」を「前号」に改め、同号を第2号とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第3号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第4号 西川町行政不服審査関係手数料条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第4号 西川町行政不服審査関係手数料条例の設定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を新たに設定する目的についてであります。

この条例は、令和4年4月1日から行政不服審査会の設置運營業務の事務を山形県に委託するための西川町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約についてご可決を賜りましたが、本町が徴収する行政不服審査に関する手数料について、地方自治法の規定に基づき設定するとともに、現行の西川町行政不服審査会条例を廃止し、加えて西川町特別職の職員の給与に関する条例から「行政不服審査会委員」を削除するものであります。

次に、条例の規定内容についてであります。

お手元の議案書をご覧くださいと存じます。

第1条では、この条例の趣旨を規定いたしており、行政不服審査に関する手数料については、この条例の定めるところによることを定めております。

第2条では、手数料の徴収を規定いたしており、第1項では、行政不服審査法の規定に基づき審査請求された方などが、審理手続の終結までの間、本町に書類等の交付を申請された場合、交付申請の際または交付の際に手数料を徴収することを定めております。

第2項では、手数料の額を規定いたしており、書類等1枚につき白黒10円、カラー50円と定めております。

第3項では、手数料の免除を規定いたしており、審査請求された方が経済的困難な状況にある場合、手数料を免除することができることを定めております。

第3条は、委任規定であり、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めることを定めております。

附則をご覧ください。

附則第1項では、この条例の施行期日を規定いたしており、令和4年4月1日とするものであります。

附則第2項では、西川町行政不服審査会条例の廃止を規定いたしており、行政不服審査会の設置運營業務の事務を県に委託することに伴い、西川町行政不服審査会条例を廃止することを定めております。

附則第3項では、西川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正を規定いたしており、西川町行政不服審査会を廃止することに伴い、同会委員を削除するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第4号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第5号 西川町敬老金等支給条例を廃止する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課課長補佐 佐藤尚史君 登壇〕

○佐藤健康福祉課課長補佐 議第5号 西川町敬老金等支給条例を廃止する条例の設定について、補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、満100歳に到達された町民に対する賀詞の贈呈及び敬老金支給などの敬老事業を定めたものでありますが、平均寿命の延びや介護保険制度の創設など高齢者福祉を取り巻く環境が大きく変化する中、先日の議会全員協議会においてご説明申し上げました敬老金支給を取りやめるなどの敬老事業の見直しを実施するに当たり、現行の条例を廃止するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 今説明があったように、月曜日の全員協議会で詳細を説明受けたときに、お金はともかくとしても賀詞ぐらいは続けていただけないのかというようなことを質問させていただきました。

それから3日ほどたっておりますけれども、お忙しかったとは思いますが、検討していただいたかどうかお聞きします。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 敬老金支給の関係で、先般の全員協議会でもご提示ありましたんですが、今回の

議案につきましては、10万円の敬老金支給についての条例廃止であります。賀詞等については要綱で定めておりますので、ただいま課長も休んでおりますので、課長も含めて、今後前向きと申しますか、継続する方向で協議したいと思っておりますので、特に総理大臣の賀詞につきましては9月15日が謹上日でありまして、西川町はあくまでも誕生日ということでありまして、そういった意味で十分区分できると思っておりますので、よろしく申し上げます。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） ぶん投げないで相談をしていただいたということで、大変ありがとうございます。

なお、もしあれだったら、賀詞を贈る場合は、西山杉の額でひとつ、町長の名前で西山杉の額でということで、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○古澤議長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第5号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第6号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第6号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、被保険者及び世帯の中低所得層及び少人数世帯の保険税負担の軽減を図るため、応能応益割合を標準とされているおおむね50対50、現行の保険税額からおおむね2割軽減となるよう所得割、均等割、平等割の税率の改正を行うとともに、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、未就学児に関わる国民健康保険税の均等割額の減額措置の導入など、関係規定の整備を図るものであります。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表の3ページをご覧ください。

第4条、被保険者に関わる所得割額につきましては、規定の明確化を図るため、医療保険分に相当する課税額として、見出し中「所得割額」を「基礎課税額の所得割額」に改めるとともに、基礎課税額の所得割額の税率を「100分の7.31」から「100分の6.38」とするものがあります。

第6条、被保険者均等割額につきましては、同様に見出し中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改め、医療保険分の被保険者均等割額を「2万6,000円」から「2万3,800円」とするものであります。

第6条の2、世帯別平等割額につきましては、同様に見出し中「世帯別平等割額」を「基礎課税額の世帯別平等割額」に、第1号、一般世帯の医療保険分の世帯別平等割額を「1万3,500円」から「5,600円」に改めるとともに、このたびの改正で、後ほど説明いたします第11条第2項の2、未就学児に関わる均等割額の5割軽減を新たに規定することから、「第11条」を「第11条第1項」とするものであります。

同項第2号は、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し国保加入者が1人となる世帯の世帯別平等割が5年間2分の1に軽減される特別世帯の世帯別平等割額を「6,750円」から「2,800円」に、4ページをご覧ください。同項第3号は、特定世帯を5年間経過した後、3年間世帯別平等割4分の1が軽減される特定継続世帯の世帯別平等割額を「1万125円」から「4,200円」とするものであります。

第7条、後期高齢者支援金等課税額の所得割額につきましては、第4条で所得割額の算定対象所得について規定を行っていることに伴い、「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、同所得割の税率を「100分の2.50」から「100分の2.21」にするものであります。

第8条の後期高齢者支援金等課税額の均等割額につきましては、「8,600円」から「7,700円」とするものであります。

第8条の3、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額につきましては、第1号、一般世帯の世帯別平等割額を「5,000円」から「2,800円」に、第2号、特定世帯の世帯別平等割額を「2,500円」から「1,400円」に、第3号、特定継続世帯の世帯別平等割額を「3,750円」から「2,100円」とするものであります。

第9条、介護納付金課税の所得割額について、第1号で所得割の税率を「100分の2.87」から「100分の2.38」とするものであります。



第10条の2、介護納付金課税の均等割額につきましては、均等割額を「1万100円」から「9,800円」とするものであります。

第10条の3、介護納付金課税の世帯別平等割額につきましては、世帯別平等割額を「5,300円」から「2,800円」とするものであります。

第11条、国保税の減額につきましては、未就学児の均等割額軽減に関わる地方税法第703条の5第2項に規定されたことに伴い、保険税の7割軽減を規定する第1号中、5ページをご覧ください。「法703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、規定の明確化を図るため基礎課税額を追加するとともに、同号中アの均等割額の7割軽減額を「1万8,200円」から「1万6,660円」に、6ページをご覧ください。医療保険分について、イの世帯別平等割額（ア）一般世帯分を「9,450円」から「3,920円」に、（イ）特定世帯分を「4,725円」から「1,960円」に、（ウ）特定継続世帯分を「7,088円」から「2,940円」とするものであります。ウの均等割額を「6,020円」から「5,390円」に、エの後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額（ア）一般世帯分を「3,500円」から「1,960円」に、（イ）特定世帯分を「1,750円」から「980円」に、（ウ）特定継続世帯分を「2,625円」から「1,470円」とするものであります。オの介護納付金課税の均等割額を「7,070円」から「6,860円」に、カの介護納付金の世帯別平等割額を「3,710円」から「1,960円」とするものであります。

第2号、5割軽減の規定につきましても同様に、引用する法律の条項の整備と規定の明確化を図るとともに、医療保険分について、アの一般被保険者均等割額を「1万3,000円」から「1万1,900円」に、7ページをご覧ください。イの世帯別平等割額の（ア）の一般世帯分を「6,750円」から「2,800円」に、（イ）の特定世帯分を「3,375円」から「1,400円」に、（ウ）の特定継続世帯分を「5,063円」から「2,100円」とするものであります。ウの後期高齢者支援金等課税額の均等割額を「4,300円」から「3,850円」に、エの後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額、（ア）の一般世帯分を「2,500円」から「1,400円」に、（イ）の特定世帯分を「1,250円」から「700円」に、（ウ）の特定継続世帯分を「1,875円」から「1,050円」とするものであります。オの介護納付金課税の均等割額につきましては、「5,050円」から「4,900円」に、カの介護納付金の世帯別平等割額を「2,650円」から「1,400円」とするものであります。

第3号、2割軽減の規定につきましても同様に、引用する法律の条項の整備と規定の明確化を図るとともに、8ページをご覧ください。医療保険分について、アの一般被保険者均等割額を「5,200円」から「4,760円」に、イの世帯別平等割額の（ア）の一般世帯分を

「2,700円」から「1,120円」に、(イ)の特定世帯分を「1,350円」から「560円」に、(ウ)の特定継続世帯分を「2,025円」から「840円」とするものであります。ウの後期高齢者支援金等課税額の均等割額につきましては、「1,720円」から「1,540円」に、エの後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額(ア)の一般世帯分を「1,000円」から「560円」に、(イ)の特定世帯分を「500円」から「280円」に、(ウ)の特定継続世帯分を「750円」から「420円」とするものであります。オの介護納付金課税の均等割額につきましては、「2,020円」から「1,960円」に、カの介護納付金の世帯別平等割額を「1,060円」から「560円」とするものであります。

第2項につきましては、このたび新たに6歳未満の未就学の均等割額の軽減を規定するものであります。

9ページをご覧ください。

第1号では、5割軽減する基礎課税額の均等割額について、アの7割軽減世帯は3,570円、イの5割軽減世帯は5,950円、ウの2割軽減世帯は9,520円、エの一般世帯分は1万1,900円とするものであります。

第2号では、後期高齢者支援金課税の均等割額について、アの7割軽減世帯は1,155円、イの5割軽減世帯は1,925円、ウの2割軽減世帯は3,080円、エの一般世帯は3,850円とするものであります。

第1条の2、課税の特例につきましては、ただいまご説明申し上げました前条の第1条第2項に未就学児に関わる均等割額の5割軽減の規定が追加されたことに伴い、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改めるとともに、10ページをご覧ください。総所得金額の引用に関わる規定の整備を図るものであります。

第13条、納税義務者の発生、消滅などに伴う賦課につきましては、第1条第2項に未就学児被保険者均等割額の軽減を新たに規定することにより、「同条」を「その減額後」に改め、規定の整備を図るものであります。

10ページから14ページをご覧ください。

附則第5項、公的年金等に関わる所得に関わる課税の特例につきましては、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に、「第11条」を「第11条第1項」に改め、第6項、上場株式等に関わる配当所得等、第7項、長期譲渡所得、第9項、一般株式等に関わる譲渡所得等、第10項、上場株式等に関わる譲渡所得等、第11条、先物取引に関わる雑所得等、第12項、土地の譲渡所得等に関わる事業所得等、第13項、条約適用利子等、第14項、条約適用配

当等に関わる課税の特例の規定中「第11条」を「第11条第1項」に改め、規定の整備を図るものであります。

以上のとおりであります。改正条例の附則をご覧ください。

附則第1項では、施行期日を令和4年4月1日からとするものであります。

第2項では、改正の適用区分を令和4年度からとするものであります。

以上のとおりでありますので、ご理解をいただき、ご審議いただいた上で、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 国保税2割程度軽減になるということは、加入者にとってはありがたいことだというふうに思いますし、基金を活用してということでありましたけれども、国保そのものについて、今、働き方が大分変わってまいりまして、定年制の延長や再雇用、再任用などがあって、なかなか加入者が増えていかないのではないかなというふうに思います。あとは、75歳以上、後期高齢になりますから、そういった面を含めて、今、県一本化であって、西川町は国保税が安いということで、低いということで、県平均まで上げていかなければならないという、これまでも説明があったわけですがけれども、今回、2割軽減なんですけれども、今後、保険料をどのように推移させていくのか、もし計画等がありましたら教えてくださいたいと思います。

○古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 ただいま荒木議員からいただきましたご質問にお答えさせていただきます。

このたびの軽減につきましては、長期的な国保の運営計画を検討いたしまして、このたびの2割軽減につきましては、繰越金と基金の活用をいたしまして対応したいというふうに考えているところでありますけれども、このたびの2割程度の軽減については、4年間継続をして、軽減をした上で、現在、県のほうでは税の統一化というのはまだまだ明確化されて見えていない状況でありますけれども、県の運営方針の次期計画が令和12年度からというふうなことになりますので、その時期に統一化されるということをまずは想定をいたしまして、4年間軽減した後はやはり県の水準まで上げなくちゃいけないというふうなことで、2年ごとに、現在のところの計画では12%程度の税の上積み、税率を改正して、増額をしていって、県平均に近づけていって、万が一の統一化になった場合に備えて負担の激変緩和をした

いというふうなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 4年間継続してということでありまして、やっぱり県のほうの方針が定まらない限りにおいては、国保税は目的課税でありますから、やっぱり医療費の関係で、支払いの関係で、多ければ受益者の方の負担を少なくしていくというのは当然かなというふうに思っています。ぜひ県のほうとも一緒に協議していただいて、できるだけ負担が少なくなるように、今後もお願ひしたいと思います。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 全員協議会でも説明がありましたけれども、基金を取り崩して2割減額していくというのは、私も一般質問で要求しましたんで、歓迎するところでありますが、さらなる検討をしてほしいということをちょっとありますので、発言させていただきます。

全員協議会での説明のプリントから見ますと、平等割1世帯当たり2万3,800円が1万1,200円ということで、1世帯当たり半額ぐらいになるんですね。非常にこれはありがたいことだと思います。

ちょっと問題なのは、この均等割、一人一人に課税される均等割といいますけれども、それが今まで4万4,700円、それが1人当たり4万1,300円ということで、3,000円ちょっとしか下がっていないんです。特に心配なのは、子ども1人当たりにも課税されるということです。今回、未就学児は半額、減免になりますけれども、小学生、中学生、高校生の子どもの持っている世帯は、子ども1人当たり3万1,500円なんです。2人子どもがいれば、2人小中高生の子どものがいれば6万3,000円、3人いれば9万4,500円です。ですから、子どもがいればいるほど負担が大きいということ。これ、いかに今から子育てを支えていくのかというところでは、非常にこれは大きな問題だと思うわけです。

そこで、国民健康保険は高齢者だけではなくて、農業をやっている方、若い農業をやっている方、それから、最近、非正規の若い方が、非正規でパートとかアルバイトの方が非常に増えていまして、国民健康保険に入る方がいらっしゃるということが言われています。ここら辺の若い子育てあたりの方たちが国民健康保険に入っている割合あたりは、西川町はどんな感じなんでしょうか。ちょっと全然、通告もしていませんので、分かる感じだけで結構です。

○古澤議長 答弁は土田町民税務課長。

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 佐藤議員の加入者の年齢の状況でありますけれども、小学生、中学生になりますと、令和3年4月1日現在の状況でありますけれども、総被保険者数が1,099人に対しまして、16名となっているところであります。

なお、出産育児一時金につきましては、近年支給をしていない状況というふうなことになっておりまして、一番若い被保険者で4歳の方1名というふうな状況になっているところであります。

以上であります。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 西川町もそういうことで、若い方、子育てをしていらっしゃる方も国民健康保険の方がおられるということで、その人たちがやはり1人当たり3万1,500円、それがどんどん子どもが増えれば増えていくという状況の中で、非常に負担が大きいと思うわけです。

全国知事会もずっとそういうことを、子どもの均等割を減免にしてほしいということ年全国知事会もずっと要求してきまして、やっと国も今度、今回腰を上げて、均等割、未就学児ですね、未就学児だけを5割軽減することにしたということになったわけです。

この動きは、全国的に、子どもの子育ての観点からできるだけ軽減しようということで、例えば岩手県の宮古市では高校生まで、子どもの均等割を免除しているわけです。ですから、こういう動きが全国的に今、広がっているという状況があるわけです。

ですから、町長にお伺いしますけれども、所得割を減らします。お金のある方、支払い能力のある方の所得割ですけれども、それを減らして、減免、そういう減らすわけですけれども、力がある方を減らすのではなくて、こういう子育て世帯のほうにお金を回すべきじゃないかというふうに思うわけです。そこら辺、ぜひご検討願えませんでしょうか。

○古澤議長 答弁は小川町長。

○小川町長 まず、国保会計につきましては、これまでもご説明申し上げていますように、医療費につきましては県内でもトップクラスでありまして、保険税につきましては県内でも一番安い町になっておりまして、この要因につきましては、一つには、いろんな補助制度を該当する部分についてはもう事務努力と申しますか、そういったものを含めて、さらにもう一つは、税収の問題であります。収納率が100%に近い。山形市とか大きいところになりますと90%ちょっとぐらいということでもあります。そういった意味で今、国保税約1億、1,000人で1億であります。もしこれが都市部と同じような状況になれば、1億でなく

て9,000万、1,000万の減収になるということで、その分がどうしても一般被保険者にのしかかるというわけであります。

ですから、減税につきましても、減税すれば、これは目的税でありますんで、減税した分について、本来であれば一般被保険者に全てが負担になる。その負担になる分を、先ほど議論がありましたように、子育て環境の整備のほうで、一般会計で繰り出して補填するかというような、そういった議論になってくるんであります。その辺はこれからの町の一般財源、一般会計の予測も含めてだと思えますんで、これまで子育て環境につきましても、特に学校、それから保育園等々の方に対して環境整備をやったわけでありまして、今後は、医療費は県内でも早めに無料化しておりますんで、そういう点も含めて、国のほうでもやっとな腰を上げてきますんで、そういった意味で、どのように財源を確保しながら、最終的には一般会計になると思いますが、その辺を含めて、今後、将来リスクを立てながら検討すべきだと思っております。いろいろやっぱり、これから子育て環境をするには、そういった面も含めて支援すべきだというようなことは念頭にあるところであります。

以上です。

○古澤議長 3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） 基金があるわけですから、それをやっぱり所得割、所得の力のある方を軽減するのではなくて、やはり子ども、子育てにぜひ光を当ててほしいというふうに思うわけです。

国の後追いをするのではなくて、やはり西川町が先頭と言いませんけれども、やはり西川町が先に一歩進んでということをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○古澤議長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第6号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第7号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第7号 西川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的についてであります。

本町の町立病院などに勤務する医療技術者が適用を受けているのは医療職給料表2、町立病院に勤務する看護師が適用を受けているのは医療職給料表3であります。いずれも等級別に規定されている職務について、自治体病院を運営されている近隣の市町と比べて少なく、到達できる級が限定されており、定められた昇給がままならない状況を迎えつつあります。また、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、町立病院でのコロナ関連の対応については、PCR検査から消毒作業に至るまで様々な業務が増加し、医療従事者にとっては心身ともに大きな負担が続いており、国からも処遇改善を図るよう求められています。このような状況を踏まえ、医療職2及び医療職3の等級別基準職務表を改正しようとするものであります。

次に、条例の規定内容についてであります。

お手元の新旧対照表の15ページをご覧くださいと存じます。

第1点目は、別表第3の医療職給料表2、等級別基準職務表の改正であります。

旧の欄に記載いたしております5級の職務にあるのは、現行、薬局長のみですが、新の欄に記載いたしております栄養士長、診療放射線技師長、臨床検査技師長、理学療法士長、作業療法士長、課長補佐及び困難な業務を行う係長を加えるものであります。

第2点目は、医療職給料表3、等級別基準職務表の改正であります。

旧の欄に記載いたしております5級の職務にあるのは、現行、副総看護師長のみですが、新の欄に記載いたしております困難な業務を行う看護師長及び困難な業務を行う主任を加えるものであります。

議案書をご覧ください。

下段のほうの附則では、この条例の施行期日を規定いたしており、令和4年4月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第7号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第8号 西川町児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課課長補佐 佐藤尚史君 登壇〕

○佐藤健康福祉課課長補佐 議第8号 西川町児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例につきまして、児童遊園は児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つで、児童の健康増進や情操を豊かにすることを目的とする施設であります。遊具の撤去に伴い児童遊園としての設備の基準を満たさなくなった睦合児童遊園を削除するとともに、省令に基づき必要な規定の整備を図るものであります。

新旧対照表の16ページをお開きください。

本条例の目的を定める第3条では、児童遊園の基準を定める省令について、「児童福祉施設最低基準」から「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改めるものであります。

次に、職員について定める第4条では、その根拠を「令第61条」から「令第38条」に改めるものであります。

次に、名称及び位置を定める第2条の表中「睦合児童遊園 西川町大字睦合丙60番地」を削除するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） あくまでも確認です。



これ見たときに、去年睦合で、公園2つあるんですけども、遊具を解体するということで、補助金をもらって解体して、今のわかっているやつは北梅沢のほうで、南梅沢のほうもあったんで、あれ、条例にのっかってなかったのはって、そこら辺はいいんですけども、ただ、私も条例を昨日見たら、新旧の対照表のほうに、このとおりです。新しいのほうは3つ、1つ減ってですね、この議案書というのは、2つを1つにすると書かれているんですけども、そういうふうのは別に、書類上関係ないんですか。議案書のほうは2つ、現状は2つです。それを改めて1つにしますというふうな議案書です。新旧対照表のほうは4つを3つにするということになっているわけ。そこら辺は別に、それ確認だけです。私、分かんないので、それは。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えさせていただきます。

法律もそうでございますけれども、条例の改正のやり方というものは、こうでなければならぬというはっきりとした決まりはございません。ただ、日本の場合ですと、法律が、何というんですか、全文改正方式を取っていないものですから、該当するところを拾い出してその部分を、要は分かりやすくお示ししながら、こういった内容で改正していきたいんだということで、議案として提出させていただいているというのが法律、そして条例でございますので、そういった意味合いで、今回の睦合児童遊園と吉川児童遊園、これが新旧対照表のほうで改定、傍線、下線部をつけて書いてありますように、これを改正後は吉川児童遊園ということで、睦合児童遊園を削るんだと、こういう形でお示ししながら、改正条例を提出させていただいておるところでございます。

これ、やり方としては、このいわゆる第2条の中で睦合児童遊園を削るという方法もないわけではないかと思えますけれども、我が町、本町におきましては、こういった場合の条例改正にあつては、該当する、いわゆる今回であれば廃止しようとする児童遊園のところを抜き出しまして、改正前は睦合、そして吉川、これ改正後は吉川ということで、これを条例に溶け込ませますと、睦合児童遊園が消えまして吉川児童遊園が残ると、こういう形の改正になりますので、そういった改正の手續と、やり方ということでやっておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

要は、より分かりやすく、ご理解いただけるような改正条例のつくり方に努めておりますし、今後ともそういった形で分かりやすい改正条例の作成に努めてまいりたいと思えます。

よろしく願い申し上げます。以上であります。

○古澤議長 2番、佐藤仁議員。

○2番（佐藤 仁議員） 素人が聞くので、ちょっととんちんかんになるかと思えますけれども、何もそんな難しいことをしなくても、4つあるうち1つを削るので3つになるというふうなことでよろしいのかなというふうに思います。

この議案書というふうな、この書類の重みとか意味合いというのは、どういうふうなことなんですか。ただ単の説明資料だけで、そういう意味合いでいいんでしょうか。再度お聞きします。

○古澤議長 答弁は佐藤総務課長。

○佐藤総務課長 お答えいたします。

議案書は非常に重みのあるものというふうに捉えておりますし、捉えながら理解しております。

昨今も、国会のほうでも話題になっておるようでございますけれども、こういった誤字脱字、これも含めて、議案書では決してあってはならないということで私ども事務のほうでは捉えてございまして、議案書作成に当たっても、何度も読み返しながら、互いに読み合わせ、確認をしながら、職員の間でも慎重を期して作成した上で議会のほうに上程させていただいているというものでございますので、よろしくお願いたします。

以上であります。

○古澤議長 ほか、ござい……。

1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） この児童遊園も含めてでありますけれども、公園そのものの在り方について、検討をして方針を出すとおっしゃっておったわけですがけれども、検討というのはどの程度進んでいるのかと、あと、児童遊園の遊具の撤去とか、施設管理については地域でやっているわけですがけれども、なかなか利用度が少なくなってきたのと、遊具はかなり腐食化してきて危険な状態にもあります。撤去費用の補助があるということですがけれども、これをもっと充実をしていただけないかという2点についてお伺いしたいと思います。

○古澤議長 答弁は眞壁建設水道課長。

○眞壁建設水道課長 私のほうからは、町の管理する公園についての進捗状況について申し上げます。

議会への説明の中で、公園の在り方を地元と共に検討をしていくということで説明をさせていただきました。

それで、今年度も秋に、例えば地元からご意見いただきました点について、職員で見回りをいたしました。それで、若干予算に反映させるべきものにつきましては検討いたしまして、予算の中にも遊具の撤去などの予算案を上程させていただいております。

今後さらに、地元の方と検討を進めていかなければならない公園というのもございますので、今後さらに検討、あと地元との協議ということで進めていきたいと思っているところがあります。

1点目は以上です。

○古澤議長 ほか、ございませんか。

追加答弁を佐藤健康福祉課長補佐。

○佐藤健康福祉課長補佐 児童遊園のほうの現状につきまして、ご説明を申し上げます。

このたび、1つ、睦合児童遊園を削除するというご提案しておりますけれども、児童遊園の設置しなければならないものとして、広場と遊具とトイレということで必須事項になっております。今回は遊具を含め全て撤去ということで、削除というふうなことで条例を改正するところでございます。

ほかの3つの児童遊園につきましても、いずれもやはり少子化などに伴いまして利用される頻度が著しく低くなっておるように見受けられております。さらに、いずれも遊具等の経年劣化、あるいは公園内の樹木の撤去等の相談等もございまして、一つ一つの児童遊園だけでなく、全体的に、これは地元のほうのご意見を伺いながら、今後の児童遊園についてどのようにすべきなのかを検討していく必要があるものと担当課のほうでは考えております。

以上でございます。

○古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

○1番（荒木俊夫議員） 点検をしていただいてありがとうございます。

それで、児童遊園に限らず、遊具等がある公園もたくさんあります。ぜひ、不要になって危険になったやつ撤去については、ぜひ支援をしていただきたいというふうに思いますので、児童遊園に限らず、各地区で非常に困っているところもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○古澤議長 ほか、ございませんか。

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第8号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第9号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

奥山生涯学習課長。

[生涯学習課長 奥山純二君 登壇]

○奥山生涯学習課長 議第9号 西川町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例は、月山湖カヌースプリント競技場を社会体育施設に追加するものであります。

それでは、改正条例についてご説明いたします。

新旧対照表の17ページをご覧ください。

第1条中、社会体育施設に月山湖カヌースプリント競技場を新たに追加するものであります。

第1条、社会体育施設の西川町民スキー場の次に、名称、月山湖カヌースプリント競技場、位置、西川町大字月山沢地内を追加するものであります。

このたびの追加につきましては、月山湖に独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金を活用し1,000メートルコースを整備した関係で、整備した設備を自治体の社会体育施設であるあかしとして条例にうたう必要があることから、改正をするものであります。

この根拠となる規定につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金実施要領及び募集の手引によりますが、手引では、助成の対象となる要件に「整備する施設は、公共スポーツ施設として供用するものであること。」とされていることから、町の社会体育施設に位置づけする必要があることから、このたび追加をするものであります。

次に、第2条では、施設を使用する際の許可について定めておりますが、西川町民スキー場と同様に、許可は不要とするものであります。ただし、使用する場合がありますが、これまでも事前に届出書を提出していただいておりますが、今回、西川町社会体育施設条例施行規則に新たに定める月山湖カヌースプリント競技場使用届出書を提出していただき、これまで同様に利用状況の把握などを行ってまいります。

なお、月山湖カヌースプリント競技場におけるスポーツ振興くじ助成金を活用して整備した内容につきましては、令和2年度に1,000メートルコース整備工事として929万9,000円の助成を受け、令和3年度では自動判定装置設置工事として480万円の交付決定を受けております。

議案書の改正条例をご覧ください。

附則として、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） ちょっと分からないので教えていただきたいなというふうに思います。

新旧対照表の中で、町民グラウンドからずっとスプリント競技場まで入っておりますが、体育館分館なり、使用料が発生しております。このスプリント競技場も加わるということは、これ使用料が入るのか、町民は無料、いや、無料というか、どれくらいか、町外の方はどれくらいなのか、もし使用料があればですね。

あとは、町民、町外の方に限らず、自前のファミリーボートといいますか、競技用じゃないカヌーを持ってそこでやるということとか、あとは今、ドラゴン艇とかありますけれども、そういった団体の方がやる場合の使用料と、あとは届出が、カヌーの場合、届出がと今説明があったような気はするんですが、この辺の使用について、ちょっと具体的に教えていただければと思います。

○古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 使用料でございますが、使用料についてはございません。

なお、自前のカヌーですとかドラゴンカヌーを利用した場合等につきましては、今般、この社会体育施設条例にうたう施設は1,000メートルコースで整備したいわゆる湖面上にありますコースレーン、それから自動発艇装置等々、そういったコースを使う場合のことについての規定でございます。現在、自前のカヌーですとかドラゴンなど使っていただく場合については、使用料というのは発生はしておりません。

湖面以外の競技場、コース以外の部分を使用する際につきましては、寒河江ダム、最上川統合管理事務所に届出、もしくは町のほうでも占有を受けておりますので、そちらのほうに

届出をしていただいているというところでございます。

以上であります。

○古澤議長 5番、大泉奈美議員。

○5番（大泉奈美議員） じゃ、そうしますと、ただ、あそこ広いですよね。ちょっと周りでやっていたんですけども、ちょっと競技場に入って、ちょっと、いや遊びじゃないんですけども、やってみようかなとなっても、誰も管理人がいるわけじゃないから仕方がないというふうな形で理解してよろしいのでしょうか。

○古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 使用する際に、使用の条件ということで届出書のほうに、届出する場合に一読をしていただいて、他の利用者の迷惑にならないようにですとか、自己責任での利用というような条件を付しております。

そういった中で、通常、カヌーの部活動、練習等々での活用ということになりますので、そのあたりは自らの判断で、それから、現場にも当然コーチ等々ございますので、そういった管理の中で利用していただければというふうに考えております。

以上です。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） 今のことに関連するわけですけども、使用については許可は要らないというふうなことで、誰使ってもいいですよということなんですけれども、万が一、1人で行って、風が強くてひっくり返ったけという、去年も何か1回ぐらいひっくり返ったとあったんですけども、こういう監視体制みたいなものは、この条例からいくとないと、自己判断でやってくれということなんですけれども、1人で行くということはそんなにないとは思いますが、なくもないというようなことですので、事故起きたの分からなかったと、こういうことがあると、施設を開放して、じゃ、開放している責任はどうなんだなんて言われかねないので、その辺についてはどういう見解なのか、ちょっと教えていただきたいというふうに。

○古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 利用する場合の周知方法等々、ホームページ、様々ございますが、現場の入り口に大きな看板を用意しております。その場合に、無断で使用することなくというような周知も行っておりますし、事あるごとに現場での周知、パトロール等々も含めまして、当然、ダム管理所のほうでも、その日どなたが使っているかというような部分もございま

すので、町、それからダム事務所と連携を取りながら、そういった対応については心がけていきたいというところでございます。

以上であります。

○古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

○4番（菅野邦比克議員） そうしますと、ダムに入る前に看板があるので、それを確認してくださいということですが、許可は要らないのでどうぞという意味合いもこれ書かれていますので、パトロールも、例えば毎日、日中監視するわけではないでしょうから、やはり事故対策というものも考えておく必要があると。ですから、カヌーの練習来るにしても、どっかの段階で届けてもらったほうがいいような気がします。登山行くにも届けてくださいというようなものもあるので、湖面上でも、ボート浮かんで人がいなくなればこれはおかしいということにはなるんでしょうけれども、ある程度こちらサイドでも、西川町の体育施設だというふうなことの位置づけであれば、ある程度は監視体制もきちっとしておかれたほうがいかかというふうな気がしておりますので、もう一度、答弁をお願いしたいと思います。

○古澤議長 答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 使用する場合につきましては、必ず届出書を町、それからダムの事務所どちらか、部活動で指導する、使用する際には学校単位でと、大会で使用する場合などについては大会の事務局ですとか、必ず湖面を使用する際には届出をいただいて、そこで承認をしていくというやり方をこれまでも取っておりますので、今後もそのような体制で行うと。

また、1,000メートルコースも延長したということで、相当長いコースにもなっておりますので、部活動、学校等で使う場合についても、そういった顧問、コーチの方に、当然、安全対策、例えば大雨雷注意報が出た場合には直ちに演習を中止することと、様々な安全対策をした上で利用していただいておりますので、さらにこういった周知、徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○古澤議長 ほか、ございませんか。

3番、佐藤光康議員。

○3番（佐藤光康議員） カヌーの1,000メートル競技場、毎年1,000万円ぐらい維持費がかかると昨日話もありましたけれども、やはり町でしっかりと整備して、お金しっかり出して整備して、そして維持費もしっかりと町が出してやると。何かカヌー競技のために町は本当に頑張っているということですが、何か町だけが負担するのも何か変な気もするんですよ

ね。町外に、県立高校とかばんばん使いますので、ですから、使用料がないということでしたけれども、例えば町外の団体が使うときには1回幾らいただきますということにして、例えば県立谷地高校なんか使う場合は、例えば1回10万と、1万もないか、1回幾らとかなるでしょうから、だと県だって困るでしょうから、谷地高だって困るでしょうから、県からしっかりお金もらってきて、それを使用料として町に払うとか、何か町としてどうやったらほかの町、カヌー競技場を使っているほかの町や県からいかにお金を引き出すかというところで、何かそういうやり方もあるのかなって気もするんですけども、いかがでしょうか。

○古澤議長 これは条例の制定の関係なんですけれども、趣旨的にはやはりちょっと違うんですけれども、答弁できる。

答弁は奥山生涯学習課長。

○奥山生涯学習課長 財政支援と県、それから他団体からの助成等につきましては、1,000メートルコースの整備に関しての山形県からの総合交付金というのが毎年ございますが、いわゆる毎年度の維持管理費等々につきましては、県のカヌー協会を通じて県の担当部局のほうに要望を出しているところでございます。県のほうでも、国体の最も大きな得点源であるカヌー競技という部分がございますので、そういったことには一定の理解は示していただいているというところでございますが、なかなか今後も強力に運動を続けていくというところでございます。

以上であります。

○古澤議長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第9号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第10号 西川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕



○佐藤総務課長 議第10号 西川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的についてであります。

今般、人事院規則が改正され、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置が規定されたことに伴い、条例に規定するものであります。

次に、条例の規定内容についてであります。

お手元の新旧対照表の18ページをご覧くださいと存じます。

新たに制定する第22条第1項では、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等を規定いたしており、申出があった場合は、当該職員に対して育児休業に関する制度などを知らせ、意向を確認することを定めております。

同じく同条第2項では、育児休業の承認を請求した職員に対する不利益な取扱いを禁ずることを定めております。

同じく第23条では、勤務環境の整備に関する措置を規定いたしており、研修の実施や相談体制の整備を定めております。

議案書をご覧ください。

下段のほうの附則では、この条例の施行期日を規定いたしており、令和4年4月1日とするものであります。

最後に、本町の職員の育児休業の取得状況についてであります。

今年度、令和3年度においては、男性職員1人、女性職員4人、合わせて5人の職員が育児休暇を取得しているところであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第10号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第11号 西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

[総務課長 佐藤俊彦君 登壇]

○佐藤総務課長 議第11号 西川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的についてであります。

今般、人事院規則が改正され、不妊治療休暇を新設するとともに、規定の整備を図るものであります。

次に、条例の規定内容についてであります。

お手元の新旧対照表の19ページをご覧くださいと存じます。

別表第2、特別休暇の承認基準の(3)第3号は、骨髄等ドナー休暇であります。骨髄移植と併せて末梢血幹細胞移植を明記する規定の整備であります。

第14号は育児参加のための休暇であります。取得可能期間の規定に「の期間」の文言を加える規定の整備であります。

第23号は出勤困難休暇であります。20ページをお開きいただきまして、その次に、第24号として、同一年で5日、ただし体外受精や顕微授精の場合は10日の範囲内の期間での不妊治療休暇を定めております。

議案書をご覧ください。

中段の附則では、この条例の施行期日を規定いたしており、令和4年4月1日とするものであります。

以上のおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第11号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたしたいと思います。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第12号 西川町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

安達学校教育課長。

[学校教育課長 安達晴美君 登壇]

○安達学校教育課長 議第12号 西川町スクールバス条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、この条例を制定する目的についてであります。

児童・生徒数の減少に伴い、スクールバスの路線及び設置台数等を変更するため、条例を改正するものであります。

次に、条例の規定内容についてであります。

新旧対照表の21ページをご覧くださいと存じます。

路線を規定いたしております第2条第1号の改正では、スクールバスの路線をこれまでの9路線から7路線に変更することを定めております。あわせて、始点、経由地点、終点につきましては、下線を引いている箇所について変更するものであります。

設置台数を規定いたしております第2条第2号の改正では、「10台」を「10台以内」とすることを定めております。

21ページから22ページにかけてご覧ください。

スクールバスの町民等の利用を規定いたしております第4条第2項の削除につきまして、7路線のうち、スクールバスのみで運行をしておりました稲沢・熊野線、睦合線、吉川線について保育園児が利用できるようにすることとともに、岩根沢線、小山線、月山志津

温泉線、大井沢線については、これまでどおり、一般混乗での利用ができる路線といたし、全ての路線で町民等の利用ができるようになることから、削除をするものであります。

議案書をご覧ください。

附則では、この条例の施行期日を規定いたしておきまして、令和4年4月1日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第12号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第13号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第13号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第8号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧くださいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,096万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,252万4,000円といたすものであります。

補正の内容は、人事異動等に伴う第2節給料、第3節職員手当等及び第4節共済費の人件費の組替え補正、新型コロナウイルス感染症対策の経費並びに急を要する事務事業及び実績見込みによる事務事業の経費それぞれに係る補正、さらには繰越明許費を追加し、地方債を変更及び廃止するものであります。

初めに、人件費の組替え以外の歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の17ページ、3、歳出をご覧ください。

歳出につきましては、項ごとに表を作成いたしておき、左から目、補正前の額、今回の補

正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明の表といたしております。主に補正内容の説明の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

17ページの第2款第1項第1目一般管理費につきましては、令和4年1月に実施した役場本庁舎及び第2庁舎の消防設備点検の結果を受けて、施設用消耗品費は粉末消火器購入費9万6,000円、備品購入費は消火栓ホース購入費及び役場本庁舎地下の耐火書庫に設置しております除湿機の損耗に係る除湿機購入費、合わせて29万9,000円をそれぞれ追加するものであります。

第5目企画費につきましては、2つの事務事業の補正であります。

1つ目は、ふるさと納税対策事業についてであります。寄附された方に対する返礼品全体が認知されていることに加え、令和3年10月から、ふるさと納税の全国の自治体に関する情報を集約し、その入り口となるホームページ、いわゆるポータルサイトを増設したことなどで寄附金額が伸びていることに伴い、寄附された方への返礼品のための報償金390万円、手数料15万6,000円、委託料207万4,000円、サイト使用料134万6,000円、ふるさとづくり基金積立金1,300万円をそれぞれ追加するものであります。

また、令和3年12月24日に、地域の資源を生かしたスペシャルな観光体験のために活用してほしいと、株式会社スタートトゥデイ代表取締役、前澤友作様から500万円のご寄附をいただきました。

2つ目は、新行政情報システムに要する経費についてであります。マイナンバーカードを所有されておられる方の転出・転入手続ワンストップ化に伴い、住基システム改修業務委託料352万円を追加するもので、この事務事業は令和4年度へ繰り越すものであります。

特定財源につきましては、国県支出金は住基システム改修業務に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金273万3,000円、その他はふるさとづくり寄附金1,300万円をそれぞれ追加するものであります。

第7目地籍調査費につきましては、地籍情報管理システム異動修正の筆数が確定したことに伴い、異動修正業務委託料28万1,000円を追加するものであります。

第3項第1目戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍附票システム改修適用ソフトウェア使用料6万6,000円を保守委託料へ組み替え、戸籍システム符号取得業務システム整備の実施時期が令和4年度とされたことに伴い、改修委託料39万6,000円を減額するもので、委託料は差引き33万円を減額するものであります。

特定財源につきましては、戸籍情報システム改修委託料について、令和4年度へ先送りし

たことに伴い、社会保障・税番号制度システム整備費補助金39万6,000円を減額するものがあります。

18ページをお開きいただきまして、第7項第1目開発費につきましては、月山自然水工場クリーンルーム内設備修繕が、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、海外からの部品、半導体の入荷遅延により施工ができなくなったことに伴い、修繕料600万4,000円を減額するものであります。

第3款第1項第1目社会福祉総務費につきましては、3つの事務事業の補正であります。

1つ目は、路線バス事業に要する経費についてであります。車両用消耗品として、排ガスを除去するための尿素購入費6,000円、大井沢車庫洗車機等灯油購入費2万4,000円、回数乗車券印刷費4万3,000円、上間沢及びスクールバス車庫電気料及び上下水道使用料3万8,000円、車両修繕料154万3,000円、車両燃料費高騰及びデマンドバス精算等に伴い、路線バス運転業務等委託料153万2,000円、自動車重量税1万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症の第6波が拡大し、保育施設や小中学校、老人福祉施設などでクラスターが発生したことなどから、65歳未満の方へのPCR検査助成事業の受検者数の増加に伴い、委託料825万円を追加するものであります。

3つ目は、障害者自立支援事業についてであります。令和2年度国庫負担金の額の確定に伴い、返還金404万8,000円を追加するものであります。

第2目老人福祉費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年度に実施した高齢者等の方に対するPCR検査助成事業費に係る国庫負担金の額の確定に伴い、返還金33万円を追加するものであります。

第3目国民年金費につきましては、基礎年金番号通知書に係るシステム改修に伴い、システム改修委託料44万円を追加するもので、全額国民年金事務費交付金を充てるものであります。

19ページをご覧いただきまして、第2項第1目児童福祉総務費につきましては、事業実施見込みに伴い、産後ケア委託のための新生児聴覚検査委託料72万4,000円を減額し、0才児及び1才児紙おむつ代補助金25万2,000円を追加するものであります。

特定財源につきましては、新生児聴覚検査委託に伴う母子保健衛生費国庫補助金36万2,000円を減額するものであります。

第3目母子福祉費につきましては、事業実績見込みに伴い、ひとり親家庭等医療給付費10万円を追加するものであります。

特定財源につきましては、ひとり親家庭等医療給付事業補助金5万円を追加するものであります。

第4目児童福祉施設費につきましては、令和4年2月から保育士の収入を3%引き上げるための保育士等処遇改善臨時特例交付金事業の実施に伴い、にしかわ保育園保育士に係る会計年度任用職員報酬11万3,000円、にしかわ保育園の令和4年度未満児受入れ児童数の増加に伴い、未満児保育室備品購入費59万7,000円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、保育士等処遇改善臨時特例交付金11万3,000円を追加し、事業実績見込みに伴い、山形県保育料無償化に向けた段階的負担軽減交付金44万5,000円、地域子育て支援拠点事業などに係る子ども・子育て支援交付金216万7,000円をそれぞれ追加し、保育対策等促進事業費補助金108万円、地域子ども・子育て支援事業費補助金3,000円をそれぞれ減額し、差引き国県支出金164万2,000円を追加するものであります。

第3項第1目災害救助費につきましては、令和2年7月豪雨災害により被災し、応急処置を実施した住宅の網戸部分が、内閣府の精算監査で日常生活に必要な不可欠な最低限度の部分に該当しないと指摘があったことに伴い、返還金1万4,000円を追加するものであります。

第4款第1項第1目保健衛生総務費につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で町民健康温泉の日の利用者数が減少したことに伴い、使用料56万円を減額し、20ページをお開きいただきまして、がん患者医療用ウイッグ購入助成新規申請の増加に伴い、助成金2万円、令和2年度未熟児療育医療国庫負担金の額の確定に伴い、返還金21万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

特定財源につきましては、事業実績見込みに伴い、健康福祉課の職員の給与並びに保健センターのエアコン設置に係る子ども・子育て支援交付金255万9,000円を追加する一方、保育対策等促進事業費補助金128万3,000円を減額し、差引き国県補助金127万6,000円を追加するものであります。

第2目予防費につきましては、3つの事務事業の補正であります。

1つ目は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費であります。新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に伴い、令和4年4月以降の所要経費として、会計年度任用職員報酬247万7,000円、同じく期末手当28万9,000円、同じく社会保険料43万7,000円、同じく通勤手当としての費用弁償17万1,000円、事務用消耗品費30万

円、施設用燃料費10万円、車両用燃料費3万円、医薬材料費50万円、郵便料42万円、電話料4万円、予防接種委託料474万1,000円、送迎バス運行委託料9万9,000円、電話機使用料15万6,000円をそれぞれ追加するもので、この事務事業は令和4年度へ繰り越すものであります。

2つ目は、総合がん検診事業費についてであります。健康診査家族調査票印刷費の増額に伴い、印刷製本費7万3,000円を追加するものであります。

3つ目は、予防接種事業費についてであります。予防接種を受ける方の増加に伴い、委託料165万6,000円を追加するものであります。

特定財源につきましては、新型コロナウイルスワクチン3回目接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金474万1,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金501万9,000円、合わせて976万円を追加するものであります。

第3目環境衛生費につきましては、小山鉦山坑廃水処理の地下水の増加に伴い、電気料27万円を追加するものであります。

特定財源につきましては、休廃止鉦山鉦害防止等国庫補助金23万5,000円を追加するものであります。

21ページをご覧くださいまして、第4目診療所費につきましては、大井沢歯科診療所に係る国民健康保険調整交付金の減額に伴い、赤字補てん財源73万円を追加するものであります。

第5款第1項第1目一般失業対策事業費につきましては、町内に住所を有する若者者等の方の地元雇用や地元定着、就労促進に資するための雇用促進奨励金の対象者の増加に伴い、奨励金5万円を追加するものであります。

第6款第1項第2目農業委員会事務局費につきましては、人件費の補正であります。

第3目農業総務費につきましても、人件費の補正であります。

第4目農業振興費につきましては、7つの事務事業の補正であります。

1つは、中山間地域等直接支払制度事業費についてであります。執行見込みがないことから、普通旅費7,000円を減額し、事務用消耗品費3,000円を追加するものであります。

2つ目は、総合産業推進に要する経費についてであります。旧水沢小学校を活用した農産加工施設の暖房機の故障に伴い、新たな暖房機を購入するために、施設用修繕料7万円を、22ページをお開きいただきまして、備品購入費へ組み替えるものであります。

3つ目は、園芸振興対策事業費についてであります。啓翁桜団地造成のための農地耕作条件改善事業の事業費精査に伴い、委託料189万5,000円、ぶどう棚設置工事請負費320万9,000



円をそれぞれ減額し、18節負担金、補助及び交付金の説明欄の最後にあります園芸大規模集積団地整備支援事業費補助金について、実施見込みがないことから、補助金277万5,000円を減額するものであります。

4つ目は、農業振興担い手育成事業についてであります。農業担い手支援のための農業次世代人材投資事業の対象者の減少に伴い、補助金150万円を減額するものであります。

5つ目は、そば振興推進事業費についてであります。環境保全型農業直接支払交付金の対象面積の増加に伴い、交付金8万2,000円を追加するものであります。

6つ目は、農作物等災害対策事業費についてであります。令和2年から3年までの冬期間の大雪災害対策の交付決定等による減額並びに令和3年4月からの凍霜害対策の事業費精査による増額に伴い、農作物等災害対策事業補助金194万6,000円を減額するものであります。

7つ目は、機構集積協力金交付事業費についてであります。地域集積要件に該当するまでの規模の集積がなかったことに伴い、地域集積協力金135万円、経営転換協力金135万円をそれぞれ減額するものであります。

特定財源につきましては、環境保全型農業直接支払交付金6万1,000円を追加し、農業次世代人材投資事業費補助金150万円、機構集積協力金事業補助金270万円、山形県農作物等災害対策事業費補助金2,000円、山形県農業基盤整備促進事業費補助金378万2,000円、園芸大規模集積団地整備支援事業費補助金237万7,000円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金161万円をそれぞれ減額、差引き国県支出金1,191万円、その他の西川町農地耕作条件改善事業分担金25万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

第2項第2目林業振興費につきましては、3つの事務事業の補正であります。

1つ目は、西山杉による東京都品川区との連携構築事業費についてであります。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、友好関係にあります品川区の不動前駅通り商店街でのPR催事が中止となったことに伴い、普通旅費15万3,000円、事務用消耗品費1万4,000円、印刷製本費6万6,000円、郵便料9,000円、手数料8,000円、委託料49万円、23ページをご覧いただきまして、備品購入費1万7,000円をそれぞれ減額するものであります。

2つ目は、新たな森林管理システム推進事業費についてであります。新たな森林管理システム構築のための対象面積の減少に伴い、委託料330万円を減額し、森林環境譲与税基金積立金200万円を追加するものであります。

3つ目は、西山杉利活用推進事業費についてであります。薪ストーブ等利用拡大支援事業の申請件数の増加に伴い、補助金20万円を追加するものであります。

特定財源につきましては、西山杉による東京都品川区との連携構築事業に係る地方創生推進交付金39万9,000円を減額するものであります。

第7款第1項第1目商工総務費につきましては、雪旅籠の灯りの登録商標更新に伴う手数料6万8,000円を追加するものであります。

第3目観光費につきましては、5つの事務事業の補正であります。

1つ目は、観光施設管理整備事業費についてであります。ブナの泉の埋設導水管災害修繕工事の施工で一部区間の清掃業務などが不要となったことに伴い、維持管理業務委託料15万4,000円、志津会館整備工事の中止に伴い、管理業務委託料96万3,000円、整備工事請負費7,165万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

2つ目は、観光振興に要する経費についてであります。弓張平公園パークプラザに係る除雪経費の増額に伴い、冬期活用補助金56万5,000円を追加するものであります。

3つ目は、西川四季まつり事業費についてであります。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、大井沢秋まつりの開催が中止されたことに伴い、補助金15万円を減額するものであります。

4つ目は、六十里越街道誘客推進事業費についてであります。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、六十里越街道開き、安全祈願祭が中止されたことに伴い、負担金2万円を減額するものであります。

5つ目は、教育旅行拡充推進事業費についてであります。山形県教育旅行誘致委員会の会費を一般社団法人月山朝日観光協会で支払うことに伴い、会費3万円を減額するものであります。

特定財源につきましては、志津会館整備工事の中止に伴い、地方債8,940万円を減額するものであります。

24ページをお開きいただきまして、第8款第1項第1目土木総務費につきましては、主要地方道大江・西川線の大井沢クリキザワ地内の雪崩防止工事、一般県道岩根沢・綱取線の岩根沢地内の側溝整備工事、主要地方道貫見・間沢線の沼山地内の道路改良工事それぞれの最終負担見込額の増額に伴い、県単独事業負担金475万円を追加するものであります。

第2目除雪費につきましては、除雪作業の会計年度任用職員の通勤手当としての費用弁償1万6,000円、大雪に伴い、除雪機械修繕料450万円、町道除雪委託料1億円をそれぞれ追加するものであります。

第2項第3目道路新設改良費につきましては、社会資本整備総合交付金事業の内示に伴い、

町道除雪委託料200万円、町道本道寺線外舗装補修工事請負費1,400万円をそれぞれ減額し、道路メンテナンス事業の事業費の精査に伴い、町道月岡入間線大入間川橋旧橋撤去工事請負費を町道仁田山牧場線月山大橋橋梁補修工事請負費へ組み替えるものであります。

特定財源につきましては、社会資本整備総合交付金963万4,000円、地方債1,400万円をそれぞれ減額するものであります。

25ページをご覧くださいまして、第4項第2目公共下水道費につきましては、公共下水道事業のストックマネジメント実施計画策定業務及び西川浄化センター機器更新工事の実施に伴い、事務費710万1,000円を追加するものであります。

第9款第1項第2目非常備消防費につきましては、人件費の補正であります。

第3目消防施設費につきましては、特定財源につきましては、事業完了に伴い、睦合消防ポンプ庫新築事業に係る地方債250万円を追加するものであります。

第10款第1項第3目教育振興費につきましては、スクールバスの車両用修繕料75万円を追加し、GIGAスクール用端末の保守期間の短縮に伴い、学校情報機器保守点検委託料40万円、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、新規の外国語指導助手の招致を令和3年度行わなかったことに伴い、海外青年招致事業負担金27万6,000円、26ページをお開きいただきまして、山形県奨学金等返還支援制度の認定者がいなかったことに伴い、山形県若者定着支援基金出捐金62万4,000円をそれぞれ減額し、スクールバス購入に係る自動車重量税4,000円を追加するものであります。

第2項第1目学校管理費につきましては、西川小学校図書館司書の会計年度任用職員報酬の実績見込額の増額に伴い8万円、暖房用灯油代の高騰に伴い、西川小学校の燃料費28万2,000円、令和4年1月の雪害で破損した西川小学校の雪囲い用柱修繕料9万8,000円、西川小学校の駐車場を除雪するための除雪機械の車検料1万9,000円、同じく自賠責保険料1万円をそれぞれ追加するものであります。

第3項第1目学校管理費につきましては、暖房用灯油代の高騰に伴い、西川中学校の燃料費6万円、西川中学校の電気料の実績見込額の増額に伴い、電気料25万円をそれぞれ追加し、西川中学校部活動の中体連県大会以上出場の実績見込額の減額に伴い120万円、要保護、準要保護に該当する西川中学校生徒の学用品費等の実績見込額の減額に伴い、扶助費30万円をそれぞれ減額するものであります。

27ページをご覧くださいまして、第4項第1目社会教育総務費につきましては、支出額に見通しがついたことに伴い、西川交流センターあいべの会計年度任用職員報酬5,000円を追

加、読書感想文・感想画コンクール審査謝礼のために、会計年度任用職員報酬1万円を講師謝礼へ組み替え、差引き報酬は5,000円を減額し、第3節職員手当等は、人件費の補正、放課後子どもプランの利用児童数の増加や土曜日の開催日数の増加、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る業務、タブレット学習での設定などに伴い、推進委員報奨金35万6,000円を追加し、丸山薫少年少女文学賞「青い黒板賞」の審査委員1人が辞退されたことに伴い、講師謝礼5万円を減額、読書感想文・感想画コンクールの組替えと差引き、講師謝礼4万円を減額し、成人式事業完了に伴い、その他賞賜金11万4,000円を減額し、西川交流センターあいべの会計年度任用職員の通勤手当としての費用弁償3万8,000円、青い黒板賞の事業の完了に伴い、費用弁償7万9,000円、合わせて費用弁償11万7,000円を減額し、西川交流センターあいべの施設用消耗品費22万6,000円を減額し、施設用燃料費2万円を追加し、光熱水費33万9,000円を減額し、支出額に見通しがついたことに伴い、西川町歴史文化資料館の電話料12万3,000円を減額、放課後子どもプラン専用の電話料1,000円を追加、差引き電話料12万2,000円を減額し、西川交流センターあいべの火災警備保障業務委託料18万5,000円、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、生涯学習事業が中止、もしくは規模を縮小して開催されたことなどに伴い、送迎のためのバス運転委託料4万1,000円、合わせて委託料22万6,000円を減額し、会場使用料6万円、NHK受信料6万5,000円、合わせて委託料12万5,000円を減額し、28ページをお開きいただきまして、安中坊別当屋敷跡整備事業の完了に伴い、工事請負費127万1,000円を減額し、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響に伴い、県社会教育連絡協議会会費2万2,000円、女性教室運営負担金12万円、西川町高齢者大学開催費負担金10万円、町青少年育成町民会議育成補助金7万3,000円、生涯学習推進事業みんなの学舎あいべの時間プレミアム実行委員会負担金14万5,000円をそれぞれ減額し、丸山薫記念基金利子の実績に伴い、利子積立1,000円を減額するものであります。

特定財源につきましては、安中坊別当屋敷跡整備事業の完了に伴い、地方債60万円を減額し、そのほかは、丸山薫記念館入館料2万9,000円、西川交流センターあいべ使用料127万7,000円、丸山薫記念基金利子1,000円、合わせて130万7,000円を減額するものであります。

第4目社会体育総務費につきましては、カヌーカタマラン艇損傷に伴い、修繕料37万6,000円を追加するものであります。

第5項第1目保健体育総務費につきましては、要保護、準要保護に該当する西川小学校児童及び西川中学校生徒の学校給食費の実績見込額の減額に伴い、扶助費17万円を減額するものであります。

29ページをご覧くださいまして、第11款第1項第2目公共土木施設災害復旧費につきましては、事業費の精査に伴い、災害復旧事業査定資料作成業務委託料及び町道濁又線地すべり災害復旧工事積算業務委託料1,000万円を減額し、普通河川中沼沢川河川災害復旧工事請負費132万9,000円を追加するものであります。

第2項第1目農業用施設災害復旧費につきましては、事業費の精査に伴い、工事請負費5,500万円、農林業災害復旧事業補助金800万円をそれぞれ減額するものであります。

特定財源につきましては、山形県耕地災害復旧事業費補助金4,645万円、地方債1,720万円、農業施設災害復旧事業分担金121万円をそれぞれ減額するものであります。

第2目林業施設災害復旧費につきましては、事業費の精査に伴い、工事請負費2,100万円、農林業災害復旧事業補助金6,000万円をそれぞれ減額するものであります。

特定財源につきましては、地方債7,270万円を減額するものであります。

30ページをお開きいただきまして、第12款第1項第1目元金につきましては、志津会館整備工事を中止したことで、令和3年5月26日に借入れしました実施設計業務委託料に係る地方債、令和2年度辺地対策事業債を町の判断で償還する、いわゆる任意繰上償還することに伴い、任意繰上償還補償金1万円、長期債償還元金480万円をそれぞれ追加するものであります。

第13款第1項第2目基本財産取得費につきましては、後年度の普通交付税が前倒しで交付されたことに伴い、減債基金積立金3,327万7,000円、後年度の公共施設の建設及び改修の資金に充てることに伴い、町有施設整備基金積立金2億円をそれぞれ追加するものであります。

以上が歳出であります。新型コロナウイルス感染症対策に係る経費が1,834万円、急を要する事務事業及び実績見込みによる事務事業に係る経費が1億2,262万1,000円の追加であります。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

11ページ、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、ただいま歳出の特定財源でご説明を申し上げました各事務事業の実施などに伴い、12ページをお開きいただきまして、第14款国庫支出金718万3,000円、15ページをお開きいただきまして、第17款寄附金1,400万円、この寄附金の第1目一般寄附金100万円につきましては、令和3年12月22日に、子育て支援に活用してほしいと、株式会社エージーオーコンサルタント代表取締役、大場敏正様からご寄附をいただいたものであります。第18款繰入金480万円をそれぞれ追加し、12ページに戻っていただきまして、分担金及び負担

金146万5,000円、第13款使用料及び手数料130万6,000円、13ページをご覧くださいまして、第15款県支出金、14ページをお開きいただきまして、6,500万円、第16款財産収入、15ページをご覧くださいまして、1,000円、第21款町債、16ページをお開きいただきまして、1億9,140万円をそれぞれ減額し、11ページに戻っていただきまして、決算見込額により、第1款町税2万6,000円、第2款地方譲与税99万2,000円をそれぞれ追加し、不足する財源については、第10款地方交付税3億6,818万2,000円を追加するものであります。

次に、繰越明許費の追加についてご説明を申し上げます。

7ページ、第2表、繰越明許費補正をご覧ください。

第2款総務費では、新行政情報システムに要する経費352万円、第3款民生費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付事業4,009万6,000円、第4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業976万円、第6款農林水産業費では、広域多目的選果施設建設事業157万6,000円、啓翁桜団地造成事業1,053万3,000円、第8款土木費では、社会資本整備総合交付金事業2,100万円、道路メンテナンス事業2,880万円、第11款災害復旧費では、公共土木施設災害復旧事業6,800万円、林道災害復旧事業1億4,163万6,000円、合計9事務事業3億2,492万1,000円であります。

最後に、地方債の変更及び廃止についてご説明を申し上げます。

8ページ、第3表、地方債補正をご覧ください。

地方債の変更につきましては、道路橋梁整備事業の限度額5,660万円を4,260万円に、消防ポンプ庫新築事業の限度額1,050万円を1,300万円に、安中坊別当屋敷跡整備事業の限度額1,610万円を1,550万円に、農業用施設災害復旧事業の限度額2,600万円を880万円に、林業施設災害復旧事業の限度額9,330万円を2,060万円にそれぞれ変更するものであります。同じく、廃止につきましては、志津会館整備工事の中止に伴い、観光施設管理整備事業8,940万円を廃止するものであります。

以上のおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長　ここで、昼食のため休憩をいたします。

再開は1時といたします。

休憩　午後　0時01分

再開 午後 1時00分

○古澤議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

議第13号 令和3年度西川町一般会計補正予算（第8号）に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第13号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第14号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 土田 伸君 登壇〕

○土田会計管理者兼出納室長兼町民税務課長 議第14号 令和3年度西川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書をご覧ください。

事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,343万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,549万1,000円といたすものであります。

7ページをご覧ください。

事業勘定の歳出から申し上げます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費につきましては、外来でのがん治療など、外来での治療の増加に伴い、一般被保険者の療養給付費1,520万円を増額し、6款1項1目保健衛生普及費につきましては、コロナ禍における各種保健事業の中止に伴う実施見込みにより、実施に関わる報償費19万3,000円、需用費8万5,000円、委託料27万8,000円、使用料及び賃借料1万9,000円、負担金、補助及び交付金36万円、計93万5,000円を減額し、8ページをご覧ください。7款1項1目基金積立金につきましては、先日の予算特別委員会でご説明いたしましたとおり、被保険者の保険税の負担の軽減を図るため、基金及び繰越金を計画的に活用

し、令和4年度から4年間、国民健康保険税をおおむね20%程度軽減するとともに、令和12年度の保険税率の県内統一を想定し、令和8年度から2年ごとに12%程度の増額を行う税率の改正を行い、被保険者の保険税負担の激変緩和を図るため、5,990万円を増額し、9款2項1目直営診療施設勘定繰出金につきましては、大井沢歯科診療所の診療実績による僻地国民健康保険特別調整交付金の確定見込みにより、73万円を減額するものであります。

事業勘定の繰入金についてご説明いたします。

6ページをご覧ください。

5款1項1目保険給付費等交付金につきましては、一般被保険者に係る療養給付費の増加に伴い、普通交付金を1,520万円増額し、8款1項1目繰越金につきましては、基金積立金等、不足する財源として5,823万5,000円を増額するものであります。

次に、直営診療所施設勘定、大井沢歯科診療所会計についてご説明をいたします。

9ページをご覧ください。

先ほど事業勘定でご説明いたしました直営診療施設勘定繰出金の減額に伴い、3款2項3目事業勘定繰入金を73万円減額し、不足する財源を、3款1項1目一般会計繰入金を同額増額するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第14号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第15号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第15号 令和3年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、補足説明を申し上げます。



既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億335万3,000円といたすものであります。

歳出からご説明いたします。

8ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費は、人件費の組替えを行うものであります。

2款1項1目管渠管理費に、下水道の管渠及びマンホールポンプの長期的な管理を行うため、ストックマネジメント実施方針策定業務委託1,300万円を追加し、2款1項2目処理場管理費に、浄化センターの機器設備等の更新を行うために、西川浄化センター機器更新工事1,200万1,000円を追加するものであります。

歳入については、7ページにありますように、一般会計繰入金710万1,000円、下水道事業債480万円、公共下水道事業国庫補助金1,310万円を追加するものであります。

この補正については、4ページ、第2表、繰越明許費補正にありますように、令和4年度に繰り越して執行するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第15号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第16号 令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

佐藤健康福祉課課長補佐。

〔健康福祉課課長補佐 佐藤尚史君 登壇〕

○佐藤健康福祉課課長補佐 議第16号 令和3年度西川町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、補足説明を申し上げます。

議案書の補正予算書案をご覧ください。

歳入歳出予算の総額につきましては、款項の区分ごとに組替え補正するものであり、既定

の歳入歳出予算の総額に増減はございません。

歳出から申し上げます。

補正予算書の介護保険の2ページをご覧ください。

実績見込みにより、2款1項1目介護サービス等諸費から170万円を減額し、同款4項1目高額介護サービス等費に同額の170万円を追加するものであります。

また、同じく実績見込みから、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費から5,000円を減額し、同款4項1目その他諸費に同額の5,000円を追加するものであります。

次に、歳入につきまして申し上げます。

3ページをご覧ください。

このたびの補正につきましては、同款内の金額の組替えのみでありますので、歳入に変更はございません。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第16号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第17号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

担当課長の補足説明を求めます。

眞壁建設水道課長。

〔建設水道課長 眞壁正弘君 登壇〕

○眞壁建設水道課長 議第17号 令和3年度西川町水道事業会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

第2条の債務負担行為の令和3年度西川町水道事業会計予算第5条表限度額欄中2,299万円を3,549万3,000円に改めるものであります。志津浄水場紫外線処理設備整備工事を令和3年7月12日から令和4年11月30日までの工期で契約しておりますが、令和3年度の出来高金

額が予定より少額となることから、令和4年度の完成払いを3,549万3,000円へ増額いたすものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第17号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ここで、日程の順序を変更し、追加日程第6、議第28号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第9号)を議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、追加日程第6を直ちに議題とすることに決定いたしました。議案の提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔町長 小川一博君 登壇〕

○小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議第28号につきましては、令和3年度西川町一般会計補正予算(第9号)であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,252万4,000円といたすものであります。

補正の内容は、2月下旬から3月上旬にかけての降雪により、町道除雪、町の敷地に堆積した雪の排雪運搬、雪崩防止対策などの委託料の増嵩に伴う町道除雪委託料に係る補正、さらには繰越明許費の追加であります。

初めに、町道除雪委託料に係る補正につきまして申し上げます。

町道除雪委託料につきましては、歳出の第8款土木費に3,000万円を追加し、全額第10款地方交付税を充てるものであります。

次に、繰越明許費につきまして申し上げます。

令和4年度へ繰り越して使用いたします繰越明許費につきましては、第3款民生費の子育て世帯等臨時特別支援事業290万9,000円を追加するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔総務課長 佐藤俊彦君 登壇〕

○佐藤総務課長 議第28号 令和3年度西川町一般会計補正予算(第9号)につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧くださいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,252万4,000円といたすものであります。

補正の内容は、町道除雪委託料に係る補正、さらには繰越明許費の追加であります。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

予算書の5ページ下段、3、歳出をご覧ください。

第8款第1項第2目除雪費につきましては、豪雪に伴う町道除雪委託料の増嵩に伴い、3,000万円を追加するものであります。

なお、補正後の町道除雪委託料の予算額については約2億4,000万円で、うち約5,000万円は社会資本整備総合交付金事業であります。昨年の冬も豪雪で、令和2年度の町道除雪委託料の決算額は約2億500万円でありましたが、今年は昨年以上に厳しい冬であったことが伺えます。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。

同じ5ページ上段、2、歳入をご覧ください。

歳入につきましては、第10款地方交付税3,000万円を追加するものであります。

次に、繰越明許費の追加についてご説明を申し上げます。

3ページ、第2表、繰越明許費補正をご覧ください。

令和4年度へ繰り越して使用いたします繰越明許費に、第3款民生費、第2項児童福祉費の子育て世帯等臨時特別支援事業290万9,000円を追加するものであります。

最後に、子育て世帯等臨時特別支援事業が繰越明許費に至った経緯について申し上げます。

本町では、令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に盛り込まれました18歳以下の子どもに対する10万円相当の給付、いわゆる子育て世帯への臨時特別給付について、令和3年度一般会計補正予算（第5号）、同じく（第6号）で予算を編成し、可決をいただき、給付してまいりました。2月末日時点において、児童数では543人分を給付いたしておりますが、現在までのところ、給付対象となる方でいまだ申請されていらっしゃる方がおられます。給付要綱では、3月31日までを申請受付期間としているところであり、当初は、5月31日までの出納整理期間内に給付が完了する予定であれば、令和4年度への繰越しの手続は必要ないとのことでありましたが、2月21日に、山形県の担当課から、3月31日までに給付が完了しない場合は繰越しの手続を行うようにとの連絡があったところであります。

以上のおおりにありますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○古澤議長 本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第28号、本案を原案のおおりに決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のおおりに可決されました。

---

### ◎予算特別委員会審査報告書の提出

○古澤議長 日程第2、予算特別委員会審査報告書の提出を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、佐藤光康議員。

〔予算特別委員長 佐藤光康議員 登壇〕

○予算特別委員長（佐藤光康議員） 予算特別委員会に付託されました議第18号 令和4年度西川町一般会計予算から、議第27号 令和4年度西川町水道事業会計予算は、お手元にお配

りしてある審査報告書のとおりであります。朗読して委員長報告に代えさせていただきます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会は、付託された令和4年度西川町一般会計・特別会計・企業会計予算について審査した結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第75条の規定により報告します。

#### 1 付託案件

議第18号 令和4年度西川町一般会計予算、議第19号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計予算、議第20号 令和4年度西川町公共下水道事業特別会計予算、議第21号 令和4年度西川町農業集落排水事業特別会計予算、議第22号 令和4年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算、議第23号 令和4年度西川町後期高齢者医療特別会計予算、議第24号 令和4年度西川町介護保険特別会計予算、議第25号 令和4年度西川町宅地造成事業特別会計予算、議第26号 令和4年度西川町病院事業会計予算、議第27号 令和4年度西川町水道事業会計予算

#### 2 委員長及び副委員長の互選

互選の結果、次のとおり決定した。

委員長、佐藤光康、副委員長、大泉奈美

#### 3 審査期間

令和4年3月2日 全体審査、特別会計、企業会計担当課長説明、審査。

令和4年3月8日 全体審査、一般会計担当課長説明、審査。

令和4年3月9日 全体審査、一般会計担当課長説明、審査。

令和4年3月10日 全体審査、10会計予算の審査・採決。

#### 4 審査の方法

一般会計款項目並びに特別会計及び企業会計部門ごとに、全体の内容を審査した。

#### 5 審査の結果

議第18号 令和4年度西川町一般会計予算、全員賛成。

議第19号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計予算、全員賛成。

議第20号 令和4年度西川町公共下水道事業特別会計予算、全員賛成。

議第21号 令和4年度西川町農業集落排水事業特別会計予算、全員賛成。

議第22号 令和4年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算、全員賛成。

議第23号 令和4年度西川町後期高齢者医療特別会計予算、全員賛成。

議第24号 令和4年度西川町介護保険特別会計予算、全員賛成。

議第25号 令和4年度西川町宅地造成事業特別会計予算、全員賛成。

議第26号 令和4年度西川町病院事業会計予算、全員賛成。

議第27号 令和4年度西川町水道事業会計予算、全員賛成。

以上10会計予算については、原案のとおり可決された。

以上のとおり報告申し上げます。

---

### ◎予算案の審議・採決

○古澤議長 日程第3、予算案の審議・採決を行います。

議第18号 令和4年度西川町一般会計予算から議第27号 令和4年度西川町水道事業会計予算までの10会計予算について、審議・採決を行います。

なお、質疑については、予算特別委員会で十分なる審査が尽くされておりますので、質疑を省略し討論のみ行います。

議第18号 令和4年度西川町一般会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第19号 令和4年度西川町国民健康保険特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第20号 令和4年度西川町公共下水道事業特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第21号 令和4年度西川町農業集落排水事業特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第22号 令和4年度西川町寒河江ダム周辺施設管理事業特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第23号 令和4年度西川町後期高齢者医療特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第24号 令和4年度西川町介護保険特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第25号 令和4年度西川町宅地造成事業特別会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第26号 令和4年度西川町病院事業会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第27号 令和4年度西川町水道事業会計予算について審議・採決を行います。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、令和4年度一般会計、特別会計、企業会計予算案は全て原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣について

○古澤議長 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付しております議員派遣計画に基づき、派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認め、議員派遣については原案のとおり決定しました。

---

### ◎閉会中の継続調査申出

○古澤議長 日程第5、閉会中の継続調査申出を議題とします。

議会運営委員長、総務厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び広報公聴常任委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元に配付しております閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎決議について

○古澤議長 追加日程第7、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議を議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

○古澤議長 提出者の説明を求めます。

9番、伊藤哲治議員。

〔9番 伊藤哲治議員 登壇〕

○9番（伊藤哲治議員） ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議であります。ただいま議事係長が朗読したとおりであります。

ロシアのウクライナへの侵略に対し断固抗議するとともに、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を強く求めるため、決議するものであります。

内容を十分ご審議され、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○古澤議長 本案に対する質疑、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○古澤議長 質疑、討論なしと認め、採決します。

発議第1号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉議・閉会の宣告

○古澤議長 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

会議を閉じ、令和4年西川町議会第1回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員